

平成 30（2018）年度
自己点検・評価報告書

デジタルハリウッド大学

目 次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	8
第3章 教育研究組織	15
第4章 教育課程・学習成果	20
第5章 学生の受け入れ	50
第6章 教員・教員組織	59
第7章 学生支援	69
第8章 教育研究等環境	90
第9章 社会連携・社会貢献	103
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	111
第2節 財務	123
終章	127

序 章

1. 自己点検・評価における大学の姿勢

本報告書は、デジタルハリウッド大学における平成 30 年度の自己点検・評価の活動を取りまとめたものである。同報告書の構成は、大学基準協会が定める「点検・評価報告書」の作成要領に準拠している。

本学における自己点検・評価の実施目的は、「デジタルハリウッド大学自己点検委員会規則」第 2 条に定めるとおり、「本学の教員及び事務組織の多面的な活動状況等を客観的に点検・評価し、もって本学の発展及び活性化に資すること」としている。

本学における自己点検・評価は、同規則第 1 条の「デジタルハリウッド大学の教育、研究、管理運営等において、社会的責任を持った教育研究機関として、全国的及び国際的な観点から個性的で特色ある大学を創造するために必要な自己点検・評価に関する審議を行うため、本学に設置する自己点検委員会の審議事項、組織等について定める」に基づき、デジタルハリウッド大学自己点検委員会の実施体制のもと活動を行っている。

同委員会の構成員は、同規則第 6 条に定めるとおり、委員長、これに学長と本学の学部及び大学院の事務局長が加わり、さらに、学長が指名する本学の専任教員を加えた自己点検委員会を組織し、平成 30 年度の自己点検・評価活動を実施した。

その活動にあたっては、大学基準協会の定める大学基準及び点検・評価項目に基づき、委員長を中心に、客観的な根拠資料をもとに、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるべく、同委員会において複数回の審議を重ね、全学的な観点から自己点検・評価を実施した。

2. 前回の認証評価以降の改善措置の概要

平成 29 年度に、大学基準協会による機関別認証評価及びデジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価を受審した。両評価結果で受けた指摘内容に対する改善措置は、以下のとおりである。

まず、機関別認証評価結果で付された努力課題については、「デジタルハリウッド大学内部質保証システム」の中で、平成 30 年度中に、すでに全学的に検討を行っており、平成 33 年 7 月末までに、その努力課題に対する改善報告書を大学基準協会へ提出する。

つぎに、デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価結果で付された検討課題と勧告については、「デジタルハリウッド大学 内部質保証システム」の中で、平成 30 年度中に、すでに全学的に検討を行い、同年 12 月 14 日に大学基準協会へ改善報告書を提出することとともに、同報告書の内容に関するプレゼンテーションを大学基準協会にて同年 1 月 9 日に実施することによって対応している。

これらの改善措置の詳細は、本報告書の第 2 章の 12 ページで詳述している。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部または学科ごとに、研究科においては、研究科、専攻または課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<大学の理念・目的の適切な設定>

デジタルハリウッド大学（以下、「本学」という。）は、平成16(2004)年に構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として認定され設立した株式会社立大学である。

当初は、大学院大学（専門職大学院）として開学し、翌平成17(2005)年には、4年制大学の設置を行い、現在に至っている。

20世紀後半から始まった、世界のあらゆる“知”のデジタル化によって、それまで独立していた産業の融合が進み、コンピュータとインターネットが、人類の生活に無くてはならない社会基盤となった現代社会において、デジタルコミュニケーションの本質を理解した人材を育成することが急務であるという想いのもと、本学は、「知の創造と伝授こそ、人類の歴史を単なる生物の営みでなく、高度な文明と文化を持つ生物の歴史として成らしめているものと言えよう。知を表現し他者に伝えることができるという人間が持つ特徴的な能力を、更に進歩させよう人材育成を行うことこそが、未来に渡り人類の繁栄を確かなものとするために、必要かつ欠くべからざるものである」という信念のもと、ここに大学を開学する。」と建学の精神を定めている。

この建学の精神に基づき、学部の使命・目的については、本学学則第1章第1条に「本学は、教育基本法に則り、学校教育法の定める大学として、真偽、善悪、美醜の3つの概念を基礎にした高等教育により、広く人類社会の発展に寄与する人材を育成すると共に、それに付随する研究開発を行うこととし、これをもって文化向上と社会発展に寄与することを使命とする。」と定めている（資料1-1）。これは、学校教育法第83条の趣旨に沿って、適切に設定している。

同様に、大学院の使命・目的については、本学大学院学則第1章第1条に「本学は、教育基本法に則り、学校教育法の定める専門職大学院として、人類が産み出す無数の知から、新たな知の関係を創造・構築することにより、広く人類社会の発展に寄与する人材を養成すると共に、それに付随した高度かつ実践的な研究開発を行うこととし、これをもって文化向上と産業発展に寄与することを使命とする。」と定めている（資料1-2）。これは、学校教育法第99条の趣旨に沿って、適切に設定している。

これら学部および大学院の使命・目的については、建学の精神で掲げている「知の創造と伝授こそ、人類の歴史を単なる生物の営みでなく、高度な文明と文化を持つ生物の歴史として成らしめているもの」であるという考えから、学部では、知に対する真偽、善悪、美醜の3つの概念を基礎にした高等教育により、広く人類社会の発展に寄与する人材育成や研究開発を行うことをその使命・目的として定め、大学院では、人類が産み出す無数の知から、新たな知の関係を創造・構築することにより、広く人類社会の発展に寄与する人材養成や高度かつ実践的研究開発を行うことをその使命・目的として定めている。

＜大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定＞

世界のあらゆる“知”のデジタル化によって、それまで独立していた産業の融合が進み、コンピュータとインターネットが、人類の生活に無くてはならない社会基盤となりつつある現在では、誰もが大量の情報を瞬時に入手することが可能となった。

このような社会環境において、建学の精神で掲げている「知を表現し他者に伝えることができる」という人間が持つ特徴的な能力を、更に進歩させる人材育成を行うためには、①社会に溢れる多種多様な情報から、必要な情報のみを取捨選択し有効に活用する力(判断力)、②情報を使いやすく・判りやすく他者へ伝えるための発想・表現する力(創造力)、③自己が得た情報を、他者に適切に、的確に伝える力(コミュニケーション力)が必要であり、その3つの力を身につけ国際社会に貢献できる人材を育成することが不可欠である。

このことを実現するために、学部の教育研究目的については、本学学則第1章第3条の2に「デジタルコミュニケーション学部は、クリエイティビティ、ICT、英語を教育の基軸に置き、教養と専門的な学術を教授研究することにより、『判断力』『創造力』『コミュニケーション力』を有し、国際社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と定めている(資料1-1)。

さらに、デジタルコミュニケーションが加速度的に発達する21世紀にリーダーシップを発揮できるのは、デジタル技術とコンテンツによって産業や文化にイノベーションを起こせる人材であるといえる。本学大学院は、こうした人材を「次世代のビジネスプロデューサー」と定義し、これからの社会において、ビジネス、クリエイティビティ、ICTの3分野を理解し融合できる能力こそが必要不可欠であり、その能力を身につけ専門の学術を他分野と融合させ実践することのできる人材を育成することが急務であると捉えている。

このことを実現するために、大学院の研究目的については、本学大学院学則第1章第4条の2に「デジタルコンテンツ研究科は、ビジネス、クリエイティビティ、ICTの融合こそが、これからの社会において重要かつ欠かすことのできない要素であるとの認識のもと、深く専門の学術を教授研究し、実学に根ざす卓越した応用力と実践力に富む人材を養成することを目的とする。」と定めている(資料1-2)。

点検・評価項目②：大学の理念・目的および学部・研究科の目的を学則またはこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部または学科ごとに、研究科においては、研究科、専攻または課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、Web サイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知および公表

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示>

本学における①建学の精神、②学部・大学院の使命・目的、③学部・大学院の教育研究目的については、本学のホームページにすべて掲載し、本学の構成員（教職員および学生）のみならず広く社会にも公開し周知を行っている（資料1-3【ウェブ】）（資料1-4【ウェブ】）。

本学の構成員のうち、学部・大学院の教員に対しては、1年ごとに契約を交わす際に、業務委託契約書と併せて上記3点を示した書面配付を行い周知に努めている（資料1-5）（資料1-6）。また、学部・大学院の学生に対しては、入学時に配付する「学生ガイドブック」に上記3点を記載し、入学時のオリエンテーションなどで職員が説明を行うなど、周知を図っている（資料1-7）（資料1-8）。加えて、上記3点をより周知徹底させるために、それらの趣旨を反映した「すべてをエンタテインメントにせよ！（Entertainment. It's everything.）」というスローガンを掲げ、キャンパス内に掲示している。（資料1-9）

受験生や保護者を含む社会一般に対しては、学部・大学院の募集要項に上記3点を示すことによって、周知・公表を行っている（資料1-10）（資料1-11）。また、これら募集要項は、本学のホームページにも掲載し、ダウンロードできるようにしている。

<学部・研究科の目的の教職員や学生への周知、社会への公表>

学部では、上記の周知方法に加えて、学生に対して、入学時に配付する『DHU Startup Guide 2018』に上記3点を記載し周知に努めている（資料1-12）。また、受験生や保護者を含む社会一般に対しては、資料請求者や入学検討者に対し配布しているコンセプトブックに上記3点を記載し周知を行っている（資料1-13）。さらに、オープンキャンパスでも、学長や職員が上記3点について、受験生や保護者に対して説明を行っている。

大学院では、上記の周知方法に加えて、学生に対して、「シラバス」に上記3点を記載し周知に努めている（資料1-14）。また、教員に対しては、「教員ガイドブック」に上記3点を記載し周知を図っている（資料1-15）。さらに、受験生や保護者を含む社会一般に対しては、学校説明会の際に職員がスライドを用いて説明し、入学検討者およびイベント等の来校者への周知を行っている（資料1-16）。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中長期の計画その他の諸施策の設定

＜中長期計画、その他施策の設定＞

本学における建学の精神および使命・目的の実現に向けて、杉山知之学長が、近未来（2020年）における社会環境や大学教育の状況を見越し、「デジタルハリウッド大学 2020 構想」を策定している（資料 1－17）。本学では、「デジタルハリウッド大学 2020 構想」に記載されている内容を基盤として、教育研究環境や人員体制、予算等の整備を行っている。そしてこの構想は、教員や事務局内での周知を通じて、事業推進上の指針として有効に機能している。

さらに、向こう 3 年間の大学としての将来を見据えた中期計画については、大学事業部長が策定し、大学事業部職員への周知を図っている（資料 1－18）。また、中期計画に基づく行動計画を確実に実行していくために、予算枠を設けて予算編成を行うとともに、その進捗管理を設置会社の事業部職員の幹部が集まる「事業部会議」で適切に行い、PDCA の実質化が図られている。

（2）長所・特色

本学における建学の精神および使命・目的に則った活動として有効に機能していることとして、以下 5 点を挙げることができる。

第 1 に、学長自らが、2013 年より、近未来（2020 年）における社会環境や大学教育の状況を見越し、本学における建学の精神および使命・目的に基づいた「デジタルハリウッド大学 2020 構想」を打ち出し、その構想を本学の全教職員に対して説明を行いながら、その構想をもとにカリキュラム改革が着実に進展している点を挙げるができる（資料 1－19）。今後は 2020 年に向けた学長自らによる構想を着実に実行すべく、2020 年に向けて、毎年度、学部の各分野における分科会及び大学院のカリキュラム検討委員会や学部・大学院の教授会において、その構想の具体化について審議検討し、その結果を学長に対して意見提示を行い、必要な改革を進めていく。

第 2 に、「中期計画」について、向こう 3 年間の行動計画を策定するとともに、大学事業部長が「事業部会議」で各計画の進行状況を総括して「実績・成果」、「問題点等」、「次年度目標」を一覧化し、審議・検討を行うことにより、PDCA の実質化が図られていることを挙げるができる。今後も将来を見据えた中期計画および諸施策を明確にし、適切な大学運営を行っていく。

第 3 に、本学における建学の精神および使命・目的について、上記で述べたように、主要な広報媒体や学内資料により、学内外に対して適切に公開・周知することができている点を挙げるができる。また、特に、学内には、建学の精神を行動規範とした「すべてをエン

タテインメントにせよ！(Entertainment. It's everything.)」を、学内で最も人通りの多い駿河台メインキャンパスのエントランスの壁一面に掲出することによって、本学における建学の精神および使命・目的が、教職員、学生、および本学を訪れた受験生や保護者を含む社会一般の方々にとってより具体的で明確になり、それらの方々が的確な理解を得るために極めて効果的なものとなっている点を挙げるができる。(資料1-9) この公表・周知方法は有効であると考えられることから、2018(平成30)年度以降も前述の方法を継続し、本学の建学の精神および使命・目的を学内外に示していく。

第4に、「近未来教育フォーラムの実施」である。教育機関、自治体・省庁、企業の関係者を対象に、デジタルコミュニケーション時代の今後の展望を見据えた本学の実践的な教育研究の取り組みを紹介する場として「近未来教育フォーラム」を毎年開催している。教育の未来や人材育成のこれからについて、各分野の第一線で活躍する有識者とともに、ジャンルや領域を越えた創発的な提言やディスカッションを行っている。本学の理念・目的に基づき、本フォーラムでは未来の社会全体の教育のあり方を提起し、デジタル化がますます進む近未来の人材育成についての情報交換の促進を図っている(資料1-20【ウェブ】)。この近未来教育フォーラムの実施について、より多くの方に来校いただけるよう、プロモーションを改善していく。具体的には、話題・注目を集められる企画内容の工夫をするとともに、社会人が予定に入れやすいよう早期の申込受付を図る。

第5に、「紀要の発行」である。理念・目的に基づいた成果の集約と広報のため、紀要「DHU Journal」を印刷および電子データで発行している(資料1-21【ウェブ】)。この紀要の発行について、2018(平成30)年度より整備した査読体制を今後より充実させ、より質の高い論文を集めた紀要として発行していく。

(3) 問題点

「デジタルハリウッド大学2020構想」で近未来(2020年)として想定していた2020年が間近に迫っていることから、2020年以降の本学の在り方を見据えた次世代の新たな構想を策定することが必要である。今後は、2025年を見据えて、学長を中心したワーキンググループを設置し、2019(平成31)年度より「デジタルハリウッド大学2025構想」を策定し対外公表すべく作業を進めていく。

(4) 全体のまとめ

「現状説明」として記述したとおり、①大学の理念・目的を適切に設定し、また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しており、②大学の理念・目的および学部・研究科の目的を学則またはこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているといえる。そして、③大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を適切に設定しているといえる。

今後は長所として挙げた「デジタルハリウッド大学 2020 構想の着実な実行」「中期計画に基づく PDCA サイクルの実質化」「本学における建学の精神および使命・目的の適切な学内外周知」「近未来教育フォーラムの実施」「紀要の発行」の 5 点について、これらすべてをより一層有効なものとするべく上記で述べた各施策を実施していく。

一方で問題点として挙げた「デジタルハリウッド大学 2025 構想」の策定については、学長を中心したワーキンググループを設置し、2019（平成 31）年度より「デジタルハリウッド大学 2025 構想」を策定し对外公表すべく作業を進めていく。

（５）根拠資料

- 1－1 デジタルハリウッド大学学則
- 1－2 デジタルハリウッド大学大学院学則
- 1－3 大学ホームページ（建学の精神、学部の使命・目的、学部の教育研究目的）
<https://www.dhw.ac.jp/profile/about/>
- 1－4 大学院ホームページ（建学の精神、大学院の使命・目的、大学院の教育研究目的）
<https://gs.dhw.ac.jp/profile/about/>
- 1－5 2018 年度契約書について
- 1－6 デジタルハリウッド大学 建学の精神、使命・目的、教育研究目的
- 1－7 平成 30 年度 学生ガイド
- 1－8 大学院 学生ガイドブック
- 1－9 スローガン「すべてをエンタテインメントにせよ！（Entertainment. It's everything.）」
- 1－10 デジタルハリウッド大学 2018 年度 学生募集要項
- 1－11 デジタルハリウッド大学大学院 2018 年 4 月入学 募集要項
- 1－12 DHU Startup Guide 2018
- 1－13 学部コンセプトブック
- 1－14 2018 年度シラバス
- 1－15 教員ガイドブック
- 1－16 学校説明会用スライド
- 1－17 デジタルハリウッド大学 2020 構想
- 1－18 大学事業部中期計画
- 1－19 デジタルハリウッド大学 2020 構想の達成状況
- 1－20 近未来教育フォーラム ホームページ
<https://www.dhw.co.jp/forum/>
<https://www.dhw.ac.jp/profile/research/forum/>
- 1－21 研究紀要 ホームページ
<https://msl.dhw.ac.jp/journal/>

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針および手続きを明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針および手続きの設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

<内部質保証に関する大学の基本的な考え方>

内部質保証については、2018 年度中に全学的な内部質保証に関する新たな体制整備を図り、2018 年度から運用を開始している。内部質保証のための全学的な方針と手続きについては、2018 年度において自己点検委員会のワーキンググループで策定し、デジタルハリウッド株式会社の全社組織である経営会議において決定した（資料2－1）（資料2－2）。その方針に基づき、教育に係る PDCA サイクルによる運用が確実に行われはじめている。

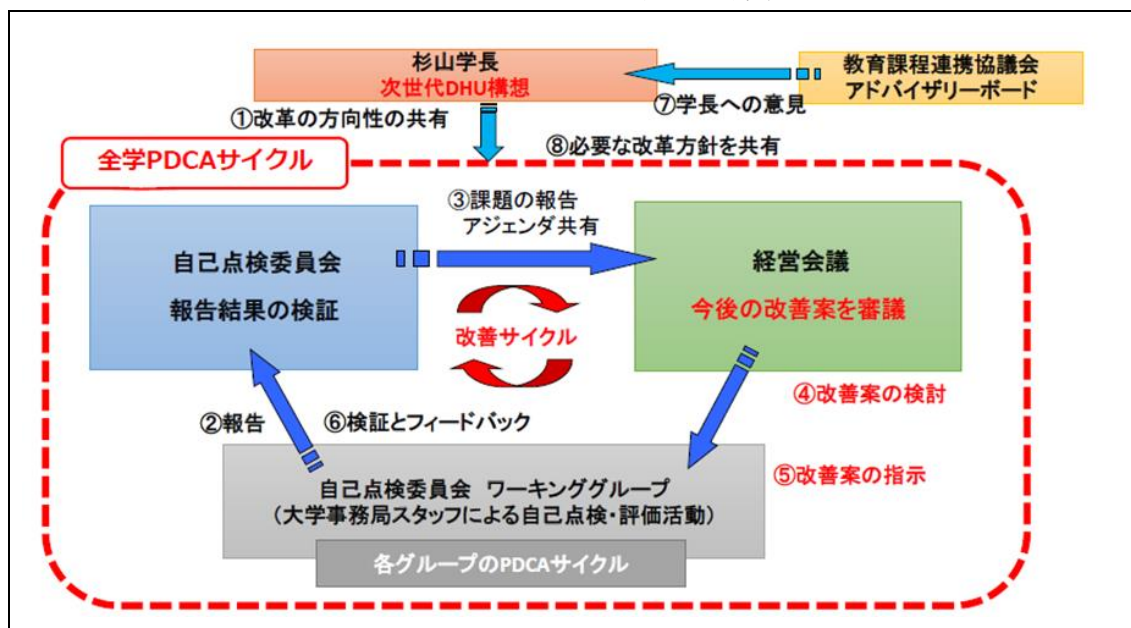
<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部その他の組織との役割分担>

内部質保証システムを整えるため、2018 年度中に全学的に体制整備を行った。デジタルハリウッド大学の全学的 PDCA サイクルは、図2－1に示すとおりであり、学長の方針とブランドビジョンで改革の方向性を共有し、自己点検委員会ワーキンググループの自己点検・評価活動をベースに、全学組織である自己点検委員会とデジタルハリウッド株式会社の全社組織である経営会議の3者を連動させて、全学的に PDCA サイクルを回すことで、様々な教育改善に着実につながる仕組みを本学において構築している。

さらに、上記のような全学的な内部質保証体制を整備した上で、本学における自己点検・評価活動の客観性・妥当性を保証することなどのために、外部からの組織的な意見聴取を行う外部評価制度（教育課程連携協議会（アドバイザリーボード））を2018年度に構築した。こうした本学の取組みに対する外部評価も積極的に取り入れ、具体的な教育改善に結びつけることに着手している（資料2－3）。

以上でみたようなデジタルハリウッド大学の全学的な内部質保証システムを整備したことによって、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である自己点検委員会ワーキンググループ、自己点検委員会、経営会議それぞれの組織の権限と役割が明確化されている（資料2－4）（資料2－5）。

図 2-1 デジタルハリウッド大学 内部質保証システム



＜教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針

(PDCA サイクルの運用プロセスなど) ＞

教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針 (PDCA サイクルの運用プロセスなど) に関しては、「デジタルハリウッド大学 内部質保証システム 運用プロセス」を以下のように定めている (資料 2-1)。

まず、「次世代 DHU 構想 (グランドビジョン)」を杉山学長が定め、本学の改革の方針と方向性を全学的に共有する。

つぎに、大学事務局スタッフでの自己点検・評価活動をベースに、本学の全学組織である「自己点検委員会」でその結果を検討する。

さらに、自己点検委員会は将来計画・構想などを審議する場である本学設置会社の全社組織である教職員が参加する「経営会議」に対してその検討結果を報告し、今後の改善案を同会議で審議する。

そして、上記の課題・アジェンダや改善案を経営会議で審議し、その結果に関する指示を経営会議が大学事務局スタッフに下す。

最後に、上記の指示に基づく改善を実行に移し、その検証結果とフィードバックを自己点検委員会に報告する。

以上のような、全学的なプロセス・仕組み、すなわち「自己点検委員会」、「経営会議」、「自己点検委員会ワーキンググループ」の 3 者を図 2-1 のように連動させて PDCA サイクルを回す。

なお、上記で示した内部質保証体制を整備した上で、それを適切に機能させるため、学長への意見を述べる組織としての教育課程連携協議会 (アドバイザリーボード) を設置し、本

学全体に対する外部評価を実施し、その外部評価結果を積極的に取り入れ、必要となる改革方針を学長が本学全体に共有し、具体的な改善に結び付けるプロセスも定めている（資料 2－3）。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

＜内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備とメンバーの構成＞

内部質保証に関する全学の体制については、前述のとおり、デジタルハリウッド大学の全学的な内部質保証システムとして、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である自己点検委員会ワーキンググループ、自己点検委員会、経営会議を置いている。

また、上記の各組織のメンバーについては、各組織の規程でメンバー構成をそれぞれ明確に定め、その規程に則り適切に運用している（資料 2－4）（資料 2－5）。

点検・評価項目③：方針および手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針および学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 3：認証評価機関、行政機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

＜学位授与方針、教育課程の編成・実施方針および学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定＞

学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、学生の受け入れの方針の 3 つのポリシー策定については、本学の建学の精神や学部・研究科における人材養成等の教育研究に係る目的に基づき策定し、かつ、それらが体系的・整合性のあるものとなっていることを基本的な考え方としている。

＜内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み＞

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組みについては、本学は 1 学部 1 研究科であること

から、学部・研究科単位での自己点検・評価を1年度毎に交互に実施し、その検証結果を全学的な観点から、前述の「デジタルハリウッド大学 内部質保証システム」の中で審議・検討する体制をとることで、学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させるよう取り組んでいる。

＜認証評価機関、行政機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応＞

まず、大学基準協会による機関別認証評価結果で付された努力課題については、「デジタルハリウッド大学 内部質保証システム」の中で、2018年度中に、すでに全学的に検討を行っており、2021年7月末までに、その努力課題に対する改善報告書を大学基準協会へ提出する。（資料2-6）

つぎに、大学基準協会によるデジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価結果で付された検討課題と勧告については、「デジタルハリウッド大学 内部質保証システム」の中で、2018年度中に、すでに全学的に検討を行い、2018年12月14日に大学基準協会へ改善報告書を提出することとともに、同報告書の内容に関するプレゼンテーションを同年1月9日の大学基準協会で実施することによって対応している。（資料2-7）（資料2-8）

＜点検・評価における客観性、妥当性の確保＞

本学における自己点検・評価活動の客観性・妥当性を保証するなどのために、外部からの組織的な意見聴取を行う外部評価制度（教育課程連携協議会（アドバイザーリーボード））を2018年度に構築した。こうした本学の取組みに対する外部評価も積極的に取り入れ、具体的な教育改善に結びつけることに着手している（資料2-3）。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

＜教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の適切な公表＞

本学では、大学としての社会に対する説明責任を果たすため、学校教育法施行規則第百七十二条の二に定められた教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況についての情報を学部・研究科それぞれのWebサイト上に公表している（資料2-9【ウェブ】）（資料2-10【ウェブ】）。

また、自己点検・評価結果については、学内に対しては冊子を配付し、学外に対してはweb

サイトで公表している（資料 2-11【ウェブ】）（資料 2-12【ウェブ】）。

上記以外の情報公開の請求については、ホームページ上に窓口を設置し適切に対応している（資料 2-13【ウェブ】）。

さらに、「Digital Hollywood blog in English」という英語版のホームページを作成し、本学の教育研究活動等の状況を世界に発信している（資料 2-14【ウェブ】）。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性

評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

<全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性>

本学では、2018 年度より、図 2-1 のような全学的な PDCA サイクルを構築した。今後は、2018 年度より新たに構築した「デジタルハリウッド大学 内部質保証システム」の中で、内部質保証システムの適切性および有効性について、毎年度、定期的に点検・評価を行っていく。

<適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価>

「デジタルハリウッド大学 内部質保証システム」の中の自己点検委員会ワーキンググループの会議において、より一層の根拠主義的（evidence based）評価を行うために、自己点検・評価の客観的データを整備し、そのための情報を収集・分析していくことを習慣化するように努めている。（資料 2-15）

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

点検・評価結果に基づく改善・向上については、図 2-1 の「⑥検証とフィードバック」及び前述の「デジタルハリウッド大学 内部質保証システム 運用プロセス」に記載したとおり、自己点検委員会ワーキンググループから点検・評価結果の検証とフィードバックを自己点検委員会に対して報告するプロセスを定めている。2019 年度からは、このプロセスを運用することで、点検・評価結果に基づく改善・向上につなげるように取り組んでいく。

（2）長所・特色

2018 年度より新たに「デジタルハリウッド大学 内部質保証システム」を構築し、そのシステムの中で、認証評価結果で指摘を受けた課題解決を図ることができた。

さらに、本学における自己点検・評価活動の客観性・妥当性を保証することなどのために、

外部からの組織的な意見聴取を行う外部評価制度（教育課程連携協議会（アドバイザーボード））を2018年度に構築することができた。

（３）問題点

「デジタルハリウッド大学 内部質保証システム」は、2018年度から構築したため、2019年度以降に、内部質保証システムの適切性および有効性について、毎年度、定期的に点検・評価を行っていくことが今後の課題である。

また、外部評価制度（教育課程連携協議会（アドバイザーボード））は2018年度から制度化したため、2019年度以降に同協議会を開催し、外部からの意見を積極的に取り入れて、具体的な教育改善に結びつけることが今後の課題である。

（４）全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、①内部質保証のための全学的な方針および手続きを明示し、②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備し、③方針および手続きに基づき、内部質保証システムを有効に機能させており、④教育研究活動等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たし、⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

今後は、長所として挙げた「デジタルハリウッド大学 内部質保証システムの構築」と「外部評価制度（教育課程連携協議会（アドバイザーボード））の構築」という点について、これをより一層有効的なものとすべく、問題点として挙げた「2019年度以降の内部質保証システムの適切性および有効性の定期的な検証」と「2019年度以降の教育課程連携協議会の開催による具体的な教育改善への寄与」にそれぞれ努めていく。

（５）根拠資料

- 2-1 5月11日経営会議資料
- 2-2 5月11日経営会議議事録
- 2-3 教育課程連携協議会（アドバイザーボード）規程
- 2-4 デジタルハリウッド大学 自己点検委員会規程
- 2-5 デジタルハリウッド株式会社 経営会議規程
- 2-6 9月11日2018年度第1回デジタルハリウッド大学自己点検委員会議事録
- 2-7 10月19日経営会議議事録
- 2-8 改善報告書
- 2-9 デジタルコミュニケーション学部 情報公開ページ
<https://www.dhw.ac.jp/profile/information/>
- 2-10 デジタルコンテンツ研究科 情報公開ページ
<https://gs.dhw.ac.jp/profile/about/attestation/index.html>

- 2-11 デジタルコミュニケーション学部 自己評価報告書
<https://www.dhw.ac.jp/profile/jikohyoka/>
- 2-12 デジタルコンテンツ研究科
自己点検・評価、外部評価委員会及び認証評価に関する報告書
<https://gs.dhw.ac.jp/profile/about/approach/>
- 2-13 デジタルハリウッド大学 連絡窓口
<https://www.dhw.ac.jp/contact/>
- 2-14 Digital Hollywood blog in English
<https://dhw-bie.blogspot.com/>
- 2-15 自己点検委員会ワーキンググループ資料

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部または学科の構成および研究科、専攻または課程の構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

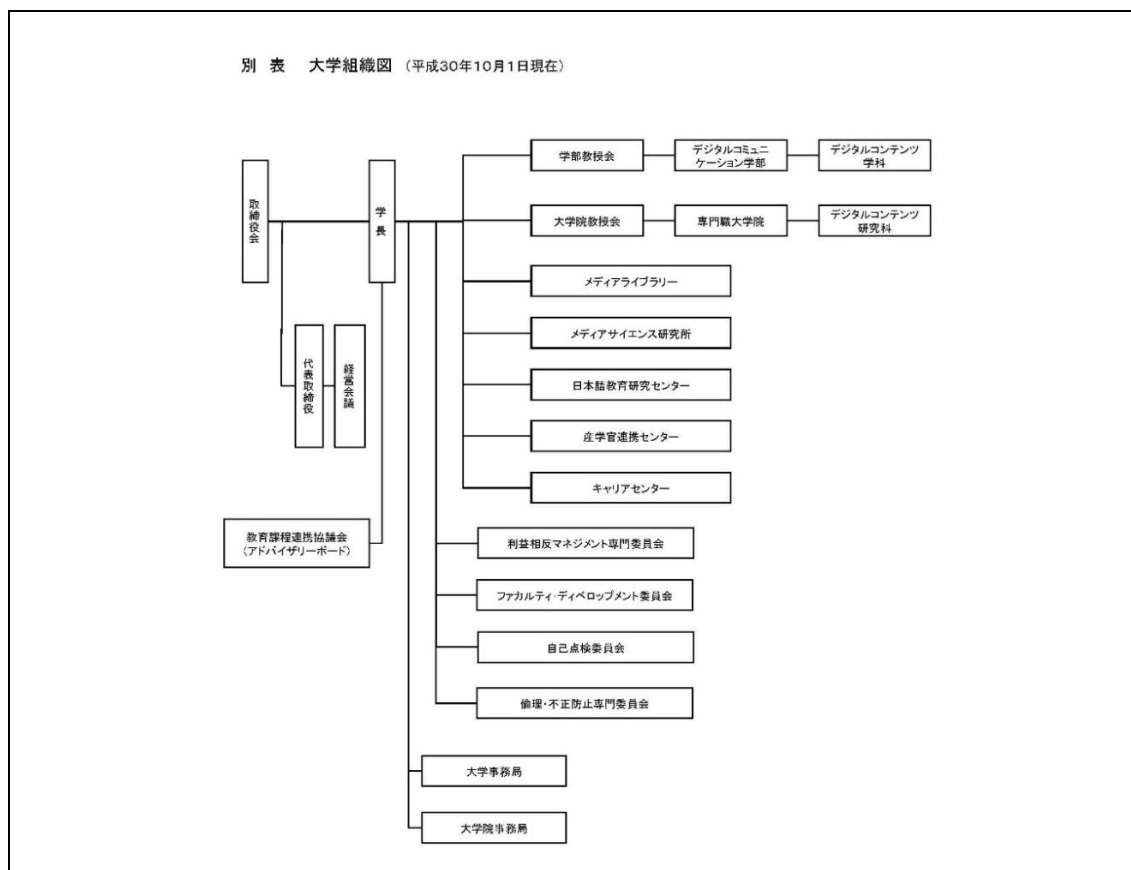
評価の視点3：学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を踏まえた教育研究組織整備

<大学の理念・目的と組織の設置状況>

本学における学部・大学院の理念・目的は、基準1「理念・目的」で述べたとおり、本学学則・大学院学則にすべて明記している。

これら理念・目的を実現するために、本学は、教育研究上の基本組織を「デジタルハリウッド大学組織規則」に定め、下記、図3-1の基本組織図のとおり、設置している（資料3-1）（資料3-2）。

図3-1 基本組織図



なお、本学は構造改革特別区域法に基づき、学校設置会社が設置した大学であるため、理事長や理事会、評議員会等は存在せず、経営や法人全体に関する事項については、本学設置会社の「取締役会」や「経営会議」にて取り扱っている。

本学における教育研究上の基本組織は、いずれも本学の理念・目的に照らして設置目的を明確に規定し、それに基づいて活動を展開している。各組織の設置目的および主な活動については、以下のとおりである。

◇デジタルコミュニケーション学部デジタルコンテンツ学科

デジタルコンテンツという学術分野は先進的な融合分野であり、その内容は芸術、経済、工学など多領域に亘っている。このような様々な学問領域を融合的に学べる 1 学部 1 学科制は教育研究上の目的である「判断力」「創造力」「コミュニケーション力」を養ううえで重要な役割を担っており、本学の特色となっている。学部の入学定員は 245 人(平成 22(2010)年度より入学定員 245 人、編入学定員 10 人)、合計収容定員数は 1,000 人である。

◇デジタルコンテンツ研究科デジタルコンテンツ専攻

デジタルコミュニケーションが加速度的に発達する 21 世紀にリーダーシップを発揮できるのは、デジタル技術とコンテンツによって産業や文化にイノベーションを起こせる人材である。本学では大学院にデジタルコンテンツ研究科デジタルコンテンツ専攻の 1 研究科 1 専攻を、修士課程(専門職)として設置し、こうした力を身につけた人材を「次世代のビジネスプロデューサー」と定義し、ビジネス、クリエイティビティ、ICT の 3 分野を理解し融合できる能力の証明として、修了者に対しデジタルコンテンツマネジメント修士(専門職)という学位を授与している。大学院の入学定員は 80 人、合計収容定員数は 160 人である。

◇メディアライブラリー(図書館)

本学における教育研究の水準維持と発展を図るために、学生の学習および教養の涵養に必要な資料を収集・保管し、教育研究の基盤となる蔵書を備え、その情報提供に努めている(資料 3-3)(資料 3-4)。

◇メディアサイエンス研究所

学部・研究科の研究室を有機的に結びつけ、研究成果の価値の最大化を図る役割を担っている。それら研究から得られた知見は、教育課程のみならず、社会や産業界にも還元されている(資料 3-5)(資料 3-6)。

◇日本語教育研究センター

本学では開学当初より、国際化社会を見据えた外国語科目の配置や留学推進、外国人留学生の受け入れを積極的に行っているが、受け入れ学生の国籍多様化推進や、国際的な文化理

解が強く求められる昨今の社会変化に応じ、これからの外国人留学生向け日本語教育の在り方を研究推進するため、同センターを平成 29(2017)年 4 月に設立した。外国人留学生向け日本語教育のカリキュラム研究や、学内外への情報発信などを実施している。(資料 3-7)。

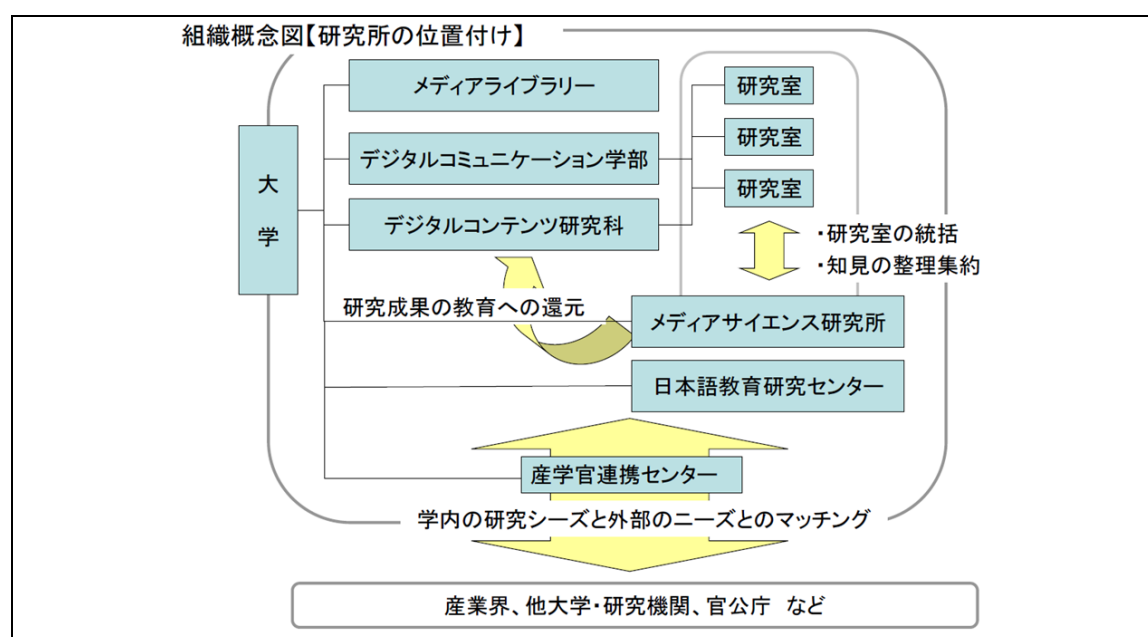
◇産学官連携センター

民間企業・自治体との共同研究などを通じた研究成果の社会還元、新産業の創出および地域産業の活性化を推進するため、平成 21(2009)年 2 月に設立した。産学官連携による共同研究の仲介、ICT 人材育成に関する産業界・自治体への企画提案、産学官連携に関する情報発信・交流などを実施している(資料 3-8)。

なお、メディアサイエンス研究所、日本語教育研究センター、産学官連携センターについては、物理的な施設を伴わず、各々の目的を果たすための機能として存在している。

以上のとおり、本学は、学部においてデジタルコミュニケーション学部デジタルコンテンツ学科を設置し、大学院においてデジタルコンテンツ研究科デジタルコンテンツ専攻を設置している。さらに、学部・大学院とも共通の研究対象である「デジタルコンテンツ」を総合的に研究し、その成果を循環させ、活性化させるという目的からすべての研究室活動を束ねる組織として、メディアサイエンス研究所を設置している。また、大学が社会で公共的な役割を担うという社会貢献の意味から、産学官連携センターを設置している。これら組織に日本語教育研究センターを加えた位置付けを組織概念図として示すと、図 3-2 のとおりとなる。

図 3-2 組織概念図



点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学全体の教育研究組織の適切性については、学校教育法第109条に定める自己点検・評価活動として、2010（平成22）年度、2013（平成25）年度、2016（平成28）年度の3年度毎に、それぞれ自己点検・評価を実施し、社会や産業界等のニーズも踏まえながら、自己点検委員会において、その適切性を資料・情報に基づき不断かつ定期的に検証している（資料3-9）（資料3-10）（資料3-11）。

また、大学を含めた設置会社の組織全体に関しては、経営会議またはボードミーティング（社内取締役会議）にてその適切性が審議され、組織について改変の必要がある際は取締役会で決議される。

（2）長所・特色

本学の理念・目的に則った活動として有効に機能していることとして、上記「図3-2 組織概念図」で示したとおり、本学の教育研究組織は、本学の理念・目的に照らして、それぞれの組織が相互に適切な関連性を保っている点を挙げることができる。また、本学の附属機関であるメディアサイエンス研究所や産学官連携センターでは、上記で示したとおり、本学の理念・目的に則った活動を展開しており、その活動から数多くの実績を創出している点を挙げることができる（この実績のエビデンスについては、基準9「社会連携・社会貢献」で詳述）。そのほか、産学官連携センターの事務局は、大学院の事務局にて兼務しており、メディアサイエンス研究所の代表研究員は、大学院の専任教授が殆どであるため、産学官連携センター、メディアサイエンス研究所、大学院教授会、大学院事務局の四者が密接に連携して教育研究の還流を作ることができている。さらに、平成29（2017）年度に、新たに研究機関として日本語教育研究センターを設立し、国際化社会を見据えた強化を行った。

（3）問題点

大学全体の教育研究組織の定期的検証については、上記のとおり、これまで3年度毎に実施していた自己点検・評価の検証サイクルを平成30（2018）年度より2年度毎に変更し、さらには経営会議で大学に関連するアジェンダを定期的に設ける等、より組織的で強固な検証体制となるよう整備した。今後はこのPDCAサイクルを活用し、短期間での循環を全学一丸となって推進し、中長期計画を確実に実行していくことが課題である。

（4）全体のまとめ

本学の教育研究組織は、本学が理念・目的として掲げる人材育成や研究開発を行うための

組織として有効に機能しており、本学の理念・目的を実現するために適切な構成となっている。そして本学の教育研究組織の適切性については、自己点検委員会において、これまで3年毎に不断かつ定期的に検証しており、更に本年からは2年度毎に検証していく。以上から、本学はこれら点検・評価項目を充足している。

(5) 根拠資料

- 3-1 デジタルハリウッド大学組織規則
- 3-2 別表_組織図
- 3-3 デジタルハリウッド大学メディアライブラリー規則
- 3-4 大学ホームページ（メディアライブラリー（図書館）について）
<https://www.dhw.ac.jp/life/facility/library/>
- 3-5 メディアサイエンス研究所規則
- 3-6 大学ホームページ（メディアサイエンス研究所）
<http://msl.dhw.ac.jp/about/>
- 3-7 日本語教育研究センター運営委員会規則
- 3-8 大学ホームページ（産学官連携の取り組み）
<https://gs.dhw.ac.jp/profile/cooperation/>
- 3-9 平成22年度 大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編
- 3-10 平成25年度 大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編
- 3-11 平成28年度 第2回自己点検委員会議事録

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定および公表

<学位授与方針の明確化と当該学位にふさわしい学習成果の明示>

本学における建学の精神および学部・大学院の使命・目的に基づき、学部は本学学則第1章第3条の2に、大学院は本学大学院学則第1章第4条の2に、それぞれ教育研究目的を定めている。上記の教育研究目的に基づき、学部・研究科ごとのディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を定め明示している（資料4-1～資料4-2【ウェブ】）。

デジタルコミュニケーション学部では、同学部の教育研究目的に基づき、「判断力」、「創造力」、「コミュニケーション力」を有し、国際社会に貢献できる人材を社会に輩出すべく、ディプロマ・ポリシーを設定している。4つの学習成果を修め、かつ所定の124単位以上を修得した者に学士（デジタルコンテンツ）の学位を授与すると定めるものである（資料4-1【ウェブ】）。

本研究科の学位授与方針を策定し、デジタルハリウッド大学院ホームページ内で公表し（資料4-2【ウェブ】）、また、シラバス等に掲載の上、院生に対して周知を図っている（資料4-3【ウェブ】）。

さらに、本研究科の学位授与方針は、教育研究目的に即した学習成果を6点明示し、この6つの学習成果を修め、かつ所定の34単位以上を修得した者にデジタルコンテンツマネジメント修士（専門職）を授与すると定めるものである（資料4-2【ウェブ】）。

加えて、本研究科の学位授与方針は本学大学院学則に定める期間在学し、所定の授業科目を履修し34単位以上を修得することにより、高度な専門的職業人に必要な理論と実務の両面にわたる能力を備えた者に、デジタルコンテンツマネジメント修士（専門職）を授与すると定めるものである。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定および公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

＜教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性＞

学部・研究科の教育研究目的およびディプロマ・ポリシーに基づき、学部・研究科ごとのカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）を定め明示している（資料４－１【ウェブ】）。

デジタルコミュニケーション学部のカリキュラム・ポリシーでは、同学部の教育研究目的およびディプロマ・ポリシーに基づき、学生に期待する４つの学習成果の達成を可能とするために、基礎から応用へと体系的に学びを深めるフェーズの設定や、教養科目や語学科目、学外科目など、専門領域を取り巻く科目群を設置している（資料４－１【ウェブ】）。

デジタルコンテンツ研究科では、同研究科の学位授与方針に基づき、院生に期待する上記６つの学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方を明示した本研究科の教育課程の編成・実施方針を設定している（資料４－２【ウェブ】）。

＜教育課程の編成・実施方針の設定および公表＞

学部・研究科のカリキュラム・ポリシーについては、本学のホームページに掲載し、本学の構成員（教職員および学生）のみならず広く社会にも公開し周知を行っている（資料４－１【ウェブ】）。

デジタルコミュニケーション学部のカリキュラム・ポリシーの設定については、学部のカリキュラム検討委員会で検討後、学部教授会での意見聴取を経て、学長が決定し定めたものである。学生・教職員への公表については、上記の周知方法に加えて、入学時に配付する「学生ガイドブック」（資料４－４）や『DHU Startup Guide』（資料４－５）に上記方針をすべて記載するとともに、履修ガイダンスや個別履修説明会において職員が説明を行うなど、周知に努めている。

本研究科は、学位授与方針に基づいた教育課程を編成し実施すべく、具体的な指導の仕組みと科目・教員の配置については、教育課程の編成・実施方針に明記し、理論と実務を架橋する教育を行う観点から、教員と事務局で構成する専門委員会の協議により毎年度見直しを行っている（資料４－２【ウェブ】）。

また、本研究科の教育課程の編成・実施方針は、ホームページで公表するとともに（資料４－１）、シラバス等に掲載し、院生に対して周知を図っている（資料４－３【ウェブ】）。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点１：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法

- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
（＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等
＜専門職学位課程＞理論教育と実務教育の適切な配置等）

評価の視点 2：学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

＜学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置＞

教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、学部・大学院の教育研究目的を達成するために適切な授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。また、学部・大学院ともに、カリキュラム概念図を公開し、教育課程を体系的に編成していることを明確化している。（資料 4－1～資料 4－2 【ウェブ】）

そのほか、毎回の授業で実施する学生からのフィードバックシート（以下 FS）を実施している。FS とは、その日の授業について、学生の理解度等を把握するツールであるとともに、学生がそこに授業運営に関する意見や提案を記載することができる、学生と教員間のコミュニケーションツールである。教員は FS を通して学生からのその日の反応を確認し、当該授業に改善の必要性があると認められた場合は、次の授業の冒頭などに、学生達に改善策を示すなど、迅速に授業の改善を図っている。（資料 4－6）

＜各学位課程にふさわしい教育内容の設定

（初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等）＞

デジタルコミュニケーション学部では、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、図 4－1 ①「初年次教育」、図 4－1 ②「専門教育」、図 4－1 ③「国際教育」、図 4－1 ④「教養教育」、図 4－1 ⑤「学外活動」という 5 つの教育の要素から必要な授業科目を開設している。

図4-1 デジタルコミュニケーション学部 カリキュラム概念図



学修の順次性を明確にするために、1年次前期を「スタートアップフェーズ」、1年次後期～2年次前期を「基礎フェーズ」、2年次後期～3年次前期を「応用フェーズ」、3年次後期～4年次後期を「ゼミ・卒業制作フェーズ」と4つのフェーズに区切り、各フェーズに応じて授業科目を体系的に配置している。また、科目ナンバリングを作成し、順次性のある授業科目を体系的に配置している。

初年次教育に関しては、「スタートアップフェーズ」において、学生に能動的に学ぶ姿勢を持たせる「アクティブラーニング」や学長自らデジタルコミュニケーションの本質について解説する「デジタルコミュニケーション概論」、コミュニケーションの基本的なスキルを学ぶ「社会力」等を設け、初年次に配慮した教育内容を提供している。

高大連携に対する配慮に関しては、最も早期に実施するA0入学試験 夏期講習・課題方式で合格した学生には、「課題、キャリアプラン&学習計画表」の提出を課すなど、入学前教育を実施している。また、入学直後の新入生に対して、語学科目のプレイスメントテストを実施し、その結果をもとに、レベル別の少人数クラスにて個々に必要な基礎力を培うようにしている。

教養教育については、卒業後も創造的な活動を続けてゆくことを前提に、在学中により多くの教養の基礎を身に付けることが出来るよう、全8回の科目を多数配置している。配当年次は、学生がいざ学習を開始し、初めて教養の必然性に気付いてから履修できるよう

2 年次以降としている。

＜各学位課程にふさわしい教育内容の設定：理論教育と実務教育の適切な配置等＞

本研究科のカリキュラムは、「ビジネス (B)」「クリエイティブ (C)」「ICT (I)」およびその融合領域に体系化された「専門科目群」を中心に、これらを活かすための「基盤科目群」と、DCM（デジタルコンテンツマネジメント）修士に必要な実行力、マネジメント力等を養成する「研究実践科目群」を配置している。そして、これらの科目群で修得した知識・スキル等が「修了課題制作」として最終のアウトプットに収斂するよう編成している。

（資料 4-2 【ウェブ】）この編成方針に基づき、科目が適切に配置されるようカリキュラム検討委員会で毎年度検討し、改廃を行っている。

また、理論と実務の架橋教育を行うため、「基盤科目群」には、デジタルコミュニケーション時代をリードする人材にとって基盤となる知識、感性、能力、審美眼等を広い視野から俯瞰し、体得するための理論的科目を中心に配置し、さらに「デザイン概説」「制作演習 E（デザイン）」の新科目を設置した。また、「専門科目群」には、「ビジネス」「クリエイティブ」「ICT」の各分野、および複数分野の融合領域における専門知識や実践的手法を修得する実践的科目を中心に配置している。こちらにも、「人工現実」「ファッションテックラボ」を新たに設置している。このように、本研究科では、理論と実務の架橋教育である点に留意し、教育課程を体系的に編成している。（資料 4-2 【ウェブ】）

以上のことから、修了時に授与される学位「DCM（デジタルコンテンツマネジメント）修士」は、ビジネス、クリエイティブ、ICT の 3 分野を融合し、プロデュースする能力、つまりデジタル技術とコンテンツで新しい産業や文化を創造する能力を証明し、グローバルを視野に入れて活躍することがもはや常識となりつつある今、この学位を取得することは社会的価値となり得る。

デジタルコンテンツ分野の人材養成にとって①基本的な内容、②発展的な内容、③実践的な内容、④事例研究等を取扱う科目については、本研究科のカリキュラム・ポリシーにおいて、①は「基盤科目群」として、②は「専門科目群」として、③は「研究実践科目（ラボ）群」として、④は「専門科目群」および「研究実践科目群」として、それぞれの内容を明記した上で（資料 4-2 【ウェブ】）、これらの内容をすべてシラバスに示しそれらの科目を適切に配置している（資料 4-3 【ウェブ】）。

学生による履修については、シラバスに必要事項を明記した上で、科目履修ガイダンス、個別面談を行い、事務職員が個別に提案を行っている。また、前提となる履修科目を設定すべき場合はシラバスに明記している（資料 4-3 【ウェブ】）。科目履修ガイダンスでは、カリキュラムマップおよび複数の類型による履修モデルを提示し、系統的・段階的に履修が行われるよう配慮している。

＜学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施＞

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培う体制として、初年次教育での「セルフディベロップメント科目」をはじめ、「インターンシップ」や「学外科目（Project Based Learning）」等の企業や社会との協働による活動に関する科目を配置し、学生の社会的及び職業的自立を図る措置を講じている他、新卒採用時における人材ミスマッチを解消し、学生・企業双方にとって有益な就職・採用を実現するために、学内でインターンシップと同様な就業体験が可能な「企業ゼミ」科目も設置している。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点１：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（１年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

＜学士課程＞

- ・授業形態に配慮した１授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

＜専門職学位課程＞

- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

＜学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための様々な措置＞

学部・研究科ともに、「デジタルハリウッド大学学則」、「デジタルハリウッド大学院学則」に明記しているとおり、教育研究目的を達成するために適切な教育方法を採用している。また、学部・研究科ともに、履修説明会、履修相談会を通して適切な履修指導を行っている。教員に対しては、本学の基本的な授業運営方法を伝える目的で「教員ガイド」を配付しており、以下に述べる教育方法等においても、上記のいずれかの要素が紐づいている。（資料４－７）（資料４－８）（資料４－９）

また、本学の全学組織であるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）委員会において、建学の精神、使命・目的、ディプロマ・ポリシーそしてカリキュラム・ポリシーを実現するための学修支援方針「DHU EDUCATION TREE」を策定し、８つの要素に落とし込み、それに基づいて各種の教育方法を展開している。

「DHU EDUCATION TREE」では、「教員が、学生の潜在的な能力や才能を発見し、空に伸び

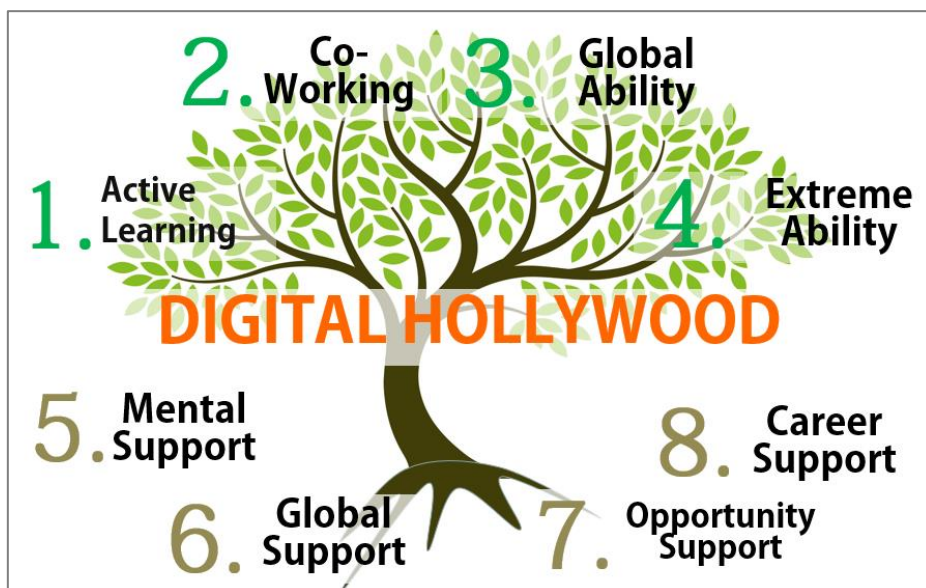
てゆく枝葉のようにその才能を最大限伸ばすこと」および「職員が、学生の学内における諸活動をサポートし、大地に根ざす根のように学生生活の基盤を支えること」、そして「その双方が有期的に連携すること」が、学生の成長をより発展的にする大きな要素であると定義した。

主に教員側の学修支援としては、①物事を主体的・能動的に捉え、積極的に関わることが出来るような指導を行う（Active Learning）、②他者と協働することにより、新たな価値に発展させられるような指導を行う（Co-Working）、③異なる背景や考えを持つ人とともに、創造的な活動が出来るような指導を行う（Global Ability）、④突出した才能を持つ学生には、その才能を伸ばせるような配慮を行う（Extreme Ability）こととしている。

主に職員側の学修支援としては、⑤メンタルの不調に早期に気づき、ある程度セルフコントロールできるような支援を行う（Mental Support）、⑥異なる背景や考えを持つ人とともに、創造的な活動が出来るような支援を行う（Global Support）、⑦大学での学びと結びつくような、実践の機会を数多く提供する（Opportunity Support）、⑧進路を意識した履修指導や、実務経験を有する教員による授業実施など、就業感の醸成に繋がるような支援を行うほか、就職、進学、起業など、学生個々の希望や状況を把握し、適切な支援を行う（Career Support）こととしている。

これは、建学の精神および使命・目的の達成に向けて、教職員が連動し全学的に学生を支援してゆく手法の合意図といえる。

「DHU EDUCATION TREE」（学修支援の方針）



＜学部において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置＞

学部の教育は、デジタルハリウッド大学学則第 23 条に明記しているとおり、授業科目

の授業及び卒業制作に対する指導によって行われており、教育研究目的を達成するために適切な教育方法を採用している。また、授業は、デジタルハリウッド大学学則第 25 条に明記しているとおり、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により、適切な授業形態を採用している。

履修科目登録の上限設定については、デジタルハリウッド大学学則第 30 条に明記しているとおり、1 年次は半期 24 単位以内、年間 48 単位以内とし、2 年次以降は半期 22 単位以内、年間 44 単位以内と規定している。ただし、累積 GPA 値 3.0 又は 3.5 以上の成績優秀学生に対しては、ある程度、効果的で効率的な学習習慣が身につけている学生であることが想定されることから、本人がさらに学びを求める場合においては、上限を超えた履修科目登録を認めている。これは、上記「DHU EDUCATION TREE」の「①物事を主体的・能動的に捉え、積極的に関わることが出来るような指導を行う (Active Learning)」 「④突出した才能を持つ学生には、その才能を伸ばせるような配慮を行う (Extreme Ability)」等の項目にも通ずる対応となっている。

授業を行う学生数への配慮として、語学科目（英語・日本語）においては、プレイスメントテストを行い、習熟度別の少人数クラスを設けている。各専門分野のパソコンを利用した演習は 30 名程度、デッサン演習は 20 名程度、ゼミは 20 名程度など、授業形態に応じて 1 クラスにおける履修人数に一定の定員を設け、適正規模での授業を行っている。また、パソコンを利用した演習科目やデッサン科目においては、学生 10 人につき 1 人程度の割合で TA を配置し、学習指導の充実を図っている。なお、履修希望者が多い科目についてはクラス数を増設するなど、履修者数を適正に調整するように配慮している。

履修指導については、実務経験を有する教員による履修ガイダンスを分野毎に実施するほか、職員による履修説明会や履修相談会を開催し、なぜ今この科目を修得するべきなのか、この学びは将来どのように活きるのか等を伝えながら、本人の意思やキャリアプランに応じた履修指導を行っている。これも「DHU EDUCATION TREE」における「⑧進路を意識した履修指導や、実務経験を有する教員による授業実施など、就業感の醸成に繋がるような支援を行う (Career Support)」の項目に通じているものである。

また、本学では学修指導の充実の一環として、2 つの在学生によるサポート体制を整備している。

1 つ目は、「スチューデント・アシスタント (SA) 制度」である。SA 制度は、先輩学生が、新入生の学生生活を円滑にスタートさせるためのサポートを行うことを主な目的としており、主に 1 年次の必修授業に配置される。1 年次の必修授業では、「DHU EDUCATION TREE」に示されている最初の 3 つの要素（①Active Learning、②Co-Working、③Global Ability）について、特に注力して取り扱われるため、SA は、グループディスカッションが苦手な学生のサポートや、欠席しがちな学生への授業参加促進などを行なうことで、新入生の大学生活における円滑な滑り出しのサポートを行っている。

2 つ目は、「ティーチング・アシスタント (TA) 制度」である。TA 制度は、PC を使用し

た演習科目を単位修得した先輩学生が、下級生が当該授業に円滑に付いて来られるよう、授業のテンポを調整することを主な目的としている。PC を使用した演習授業では、学生個々により学習の進捗やつまずきのタイミングが異なることがしばしばある。TA は、学生が教員に習って PC 作業を行っている間、常に教室内を巡回し、遅れを取っている学生を発見したら声をかけ、その場で遅れを挽回できるようにフォローする。付いて来られていない学生が多く見受けられる場合は、その場で教員に学生の全体的な状態を伝え、再度説明を求める等も行う。このように、授業に遅れを取りそうな学生をいち早く発見し、その場で解決することで、脱落者を無くすという重要な役割を担っている。

また、本学では、開学した 2004 年以来、学生の主体的な授業参加を促す手法として、「アクティブラーニング」科目を通じて、能動的に学ぶ手法を取り入れている。学部・大学院双方のカリキュラム・ポリシーに定める実施方針や、修学支援方針である「DHU EDUCATION TREE」においても最初の項目として定めている通り、全学の方針として、各授業でもアクティブラーニング手法を用いることとしている。具体的には、グループディスカッション等を通して、学生が主体者意識を持ちながらインプットとアウトプットを繰り返すことにより、学習内容の修得率を高めてゆくなどである。

その他に、学生が主体的に学修に取り組む仕組みとして、新入生が入学後最初に履修する演習授業であり、クリエイティブソフトを扱う演習授業では、副教材として動画教材を用意している。入学時の学生は、レベルや予め備えているスキルが異なるため、授業開始当初の理解度にはギャップが発生する。理解の早い学生は、動画教材を用いて、授業より更に先の内容まで学修を進めることも出来れば、授業内だけでは理解が不足していると感じる学生は、次の授業までに徹底的に反復ができるような構成になっており、学生の学びの主体性の維持に繋がっていると考ええる。

また、毎回授業後に、その日の授業について FS の提出を行っており、FS とは学生がその日の理解度などについて記載するものであるが、授業も運営方法等についても、教員へ提案できるツールとなっている。教員は、それを見て、授業の改善が必要と思われる場合は、次の週にそれを反映させる。これにより学生も、授業に対して意見を述べることに能動的になり、学生と教員が協働して授業の質を向上させる流れを作ることが出来る。これは、本学の学修支援方針「DHU EDUCATION TREE」内で謳っている Active Learning および Co-Working を踏襲している事例の一つでもある。

また、特色のある授業等として、学内での知識や技術のインプットだけでなく、実践を通じたアウトプットによる理解の深化や知識・技術の定着にも重きを置き、企業や社会との協働した活動に関する「学外科目 (Project Based Learning)」科目や、企業が講師を務め、学内でインターンシップと同様な就業体験が可能な「企業ゼミ」科目も設置している(資料 4-10)(資料 4-11)。

そのほか、通常の授業とは別に、国内外の映画監督・プロデューサーやクリエイターやアーティストなど、様々な業界最前線で活躍する方による特別講義も定期的に開催して

おり、産業界と直結した授業を実施することで、学生のモチベーション向上を促している。これは、学修支援方針「DHU EDUCATION TREE」内の Opportunity Support に該当するものである（資料 4-12）

また、四半期または半年毎に、各専門領域の教員から授業実施報告を行い、実際行われた授業内容とシラバスとの整合性の確保に配慮している。

＜研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置＞

◇社会の第一線で活躍している実務家教員のニーズに対応した教育課程の編成

研究科の教員の多くが実務家教員であり、大学院専任教授会やカリキュラム検討委員会等において、それらの教員からの意見を参考に、デジタルコンテンツ産業界の第一線で活躍している実務家教員からのニーズ等に対応した教育課程を編成している。また、大学院専任教授会やカリキュラム検討委員会等で、上記のような実務家教員からの意見を参考に、今後の教育課程の見直しの方向性を定期的に検証している（資料 4-13【ウェブ】～資料 4-14）。

◇社会人の学生に配慮した教育課程の編成

本研究科の授業開始時間を 19 時 20 分とし、また、必修科目の授業開始時間を 21 時 00 分とすることで、社会人の院生が本研究科の教育課程を修了できるよう配慮している。また、本研究科では、社会人院生への教育上の配慮から、平日の夜間と土日の昼間を中心に講義を開講している（資料 4-14）。

◇企業や自治体のニーズ等に対応した教育課程の編成

研究実践科目群において、ICT を活用した地域振興のような企業や自治体などにおける課題について取り組む「ラボ（ゼミ）」を設け、企業や自治体のニーズ等に対応した教育課程を編成している（資料 4-15）。また、本研究科では寄付講座を設け、企業のニーズ等に対応した教育課程を編成している（資料 4-15）。

◇公開講座や公開セミナーの実施

本研究科の講義の一部を公開講座として開放し、BCI の領域に関連した最先端の情報を発信する一般向けの公開セミナーを開催することを通して、デジタルコミュニケーションの活用やコンテンツ産業の認知拡大などを図り、社会の要請に配慮している（資料 4-16）。

◇最新の研究動向を取り入れた授業科目について

変化の激しいデジタルコンテンツ分野の最前線で活躍する実務家教員が、学術の発展動向を講義に反映させるために、最近の研究成果・研究論文を講義の中で積極的にとり入れるように運営されている。こうした最新の研究動向を取り入れた授業科目を多く配置し、学術や実務の発展動向に応じた科目編成を行っている（資料 4-15）。

◇特任教員を招聘した授業科目の編成について

デジタルコンテンツ分野の第一線で活躍している方を特任教員として採用し、同分野の最新の「経験知」に基づく科目を設置し、学術や実務の発展動向に対応した教育課程を編成している（資料 4-13）（資料 4-15）。

◇個別面談の実施

履修登録の際に、院生が自己実現できるよう個別面談を年 2 回実施し、BCI の分野を組み合わせることができる教育課程を編成しているため、院生の志向に則して柔軟に対応できるよう配慮している。

◇フィードバックシートの活用

毎回の授業について、院生からのフィードバックシートの提出を義務付け、そのシートを集計することで、院生の多様なニーズを把握し、その結果を教育課程の編成につなげている。

また、平成 29 年度より、有益な授業改善案や教育課程改善案をフィードバックシートで提出した院生に対して、表彰制度を行うことを計画し、院生の多様なニーズ等に対応した教育課程を編成できるよう配慮している（資料 4-17）。

◇科目終了アンケートの活用

学期末に科目終了アンケートを実施し、そのアンケートを集計することで、院生の多様なニーズを把握し、その結果を教育課程の編成につなげている（資料 4-18）。

◇特色ある科目の設置

本研究科は、デジタルコンテンツ領域における先導的な教育研究を行っており、授業科目についても、ほぼ全ての科目が他大学にはない特色をもっている（資料 4-15）。

「デジタルコミュニケーション原論」「コミュニケーションデザイン概論」「テクノロジー & コミュニケーション概論」といった、高度情報化社会においてビジネス・クリエイティビティ・ICT の融合を前提とした総論は、本研究科のコンセプトそのものである。また、「アニメビジネスプロデュース」「コンテンツ振興制作概論」「ヒットコンテンツ事例研究」「キャラクターマネジメント論」「人工知能」といった、デジタルコンテンツ領域の専門的な科目が幅広く設置されている。

さらに、「ビジネスプランニング基礎」「ビジネスプランニング演習」「ビジネスモデル研究」「アントレプレナーシップ」というビジネス系科目を体系的に設置することで、修了課題制作で新規事業計画に取り組む院生が知識・スキルを身につけられるよう充実させ、幅広いデジタルコンテンツ関連の教育成果が融合されていくよう企図している。

加えて、ビジネス・クリエイティビティ・ICT を融合させ、ディプロマ・ポリシーに定

めている社会的なリーダーとしての人材像を実現するためには、人物としての力が重要となるため、「プロデュース能力開発演習」というシリーズをおいている。

これらをカリキュラム検討委員会で積極的に教職員が議論し、継続的な検討を行っており、平成 30 年度は、審美眼と発想力を養うため「デザイン概説」「制作演習 E（デザイン）」の科目群を増やし、「人工現実」ではバーチャルリアリティー、リアルタイムグラフィックス、ヒューマンサイエンス、エクスペリエンスデザイン、デバイス・フィジカルコンピューティング、アカデミックライティング、ビジネス・サービス開発、動画プロデュースなど、VR エンタテインメントの研究開発に必要な個々のエントリースキルを総合力に高めるため、新しい価値を生み出す産業を創造し、世界を舞台に活躍する人材を育成する。（資料 4-19）

◇学生に対する履修指導

院生が入学時に思い描いているキャリアプランに応じて履修に専念できるよう、院生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて、適切に履修指導を行っている。

具体的には、履修モデルを提示しながら全体と個別の履修相談会を実施している。また、教育課程の編成・実施方針にある「修了課題制作の流れ」に即して修了課題制作の段階的指導を行っている（資料 4-20）。

◇学生に対する学習相談

教員と院生とのコミュニケーションを十分に図るために、フィードバックシート、メーリングリスト、グループウェア、Facebook などの SNS を積極的に用い、院生からの意見や相談などを随時汲み取り、教員からの助言を行う学修相談体制が整っている（資料 4-20、15 頁及び 18 頁）（資料 4-21）。

新入生と教職員の交流や対話を入学直後から円滑なものとする「新入生合宿 Future Gate Camp」を開催し、院生に対する学修相談を行っている（資料 4-22、21 頁）。

本研究科では、すべての演習科目に TA（ティーチングアシスタント）を配置し、授業準備、補助、授業内における院生の学修支援を行っている（資料 4-23）。

「メディア補講」の実施や「パーソナルプログラム」の提供を行い、院生に対する学修支援体制を敷いている（資料 4-20、20 頁）。

◇履修指導、学修相談の特色

本研究科には「ビジネス」「クリエイティブ」「ICT」の要素から様々な専門や背景を持つ院生が在籍しているため、モデル提示と個別面談、学事による履修指導、学修相談を行っている。特に、修了課題制作に向けて、院生個々の学修・研究目的（事業開発、コンテンツ研究など）に応じた助言・指導を行っている点に特色がある。

授業科目の中でも通年で専門的な位置をしめる「研究実践科目（ラボ）」については「ラボマッチング」という学事を行い、担当教員からのプレゼンテーションと、面談を行ってい

る（資料 4-22、50 頁）。

最終的なアウトプットである「修了課題制作」については、研究テーマを入学当初から検討するための学事を数度行い、段階的な助言・指導を行っている。カリキュラム・ポリシーの【2】教育課程 実施方針の「4. 修了課題制作の段階的指導」に定めているように、自己分析とテーマ案を立案する「新入生合宿 Future Gate Camp」、本研究科における研究の意義・目的・手法を理解するための「修了課題制作準備ガイダンス」、テーマ案をプレゼンテーションし、院生や有識者との意見交換を行う「探求テーマ発表会」を実施し、指導教員を決めるための充実した準備を行っている（資料 4-2【ウェブ】）。その上で、正式な履修登録が行なわれる 2 年次を待たずに「修了課題指導教員マッチング」を実施し、全指導教員によるプレゼンテーション（指導方針説明）と面談を行い、慎重にすり合わせを行っている。教員の指導方針は予め動画撮影をして効率的に伝えられるよう配慮している。

そして、毎回の教授会で各院生のラボ・修了課題制作状況を担当教員が逐次報告し、教職員間で情報共有を図るとともに、そこで出された意見交換の内容をもとに、院生に対する履修指導・学修相談を行っている（資料 4-24）。

◇科目ごとの履修定員管理

本研究科では、科目ごとに、担当教員自身が授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるよう適切な定員を定め、シラバスに記載して適切に運用している（資料 4-3【ウェブ】）。また、事務局がその人数に従って履修者数の管理を行っている。さらに、授業の施設、設備についても、院生の人数に比べて、各教室のパーティションで院生数に対して柔軟に対応できる十分なスペースがある教室を確保するとともに、必要な設備を確保している。加えて、授業の施設・設備については、クリエイター養成のための技術やノウハウ等を習得するのに十分に適した PC 教室を整備して、教育効果を十分にあげられるよう配慮している（資料 4-25）。

◇科目区分ごとの履修者数への配慮

概論的要素の強い基盤科目や専門科目のうち講義形式の授業については、教育に支障をきたさない範囲で同時に授業を行う学生数が多く、演習形式の授業や研究実践科目については、より密で双方向的な指導が必要であるため少人数制を取っている（資料 4-3【ウェブ】）。

特に演習科目や研究実践科目のラボ等においては、双方向的又は多方向的な密度の高い授業を行うため、同時に授業を行う学生数を少人数に設定している（資料 4-3【ウェブ】）。

平成 30 年度の実績では、科目区分ごとの平均履修者数は、基盤科目 33 人、専門科目 29 人、研究実践科目 9 人となっている（資料 4-26）。

◇実践教育を充実させるための適切な教育手法や授業形態の採用

実践教育を充実させるため、通常の講義に加えて、多くの授業科目において、授業内での双方向若しくは多方向に行われる討論及び質疑応答やグループ学習方法を用いた授業形態を採用している。また、演習、実習に関しては、企画や事業計画、制作技術などといった実践的な学習に演習形式を用いている。特に制作技術の演習では、本大学院が充実させているPC教室で行っている。さらに、いくつかの授業科目において、ケーススタディーの手法を用いた授業形態を採用している。研究実践科目では、フィールドスタディーや産学官連携による実際の課題解決に取り組んでいる（資料4-3【ウェブ】）。

◇授業方法の特色

本研究科では、デジタルコンテンツ領域の非常に速い変化に対応した教育を行うため、担当教員が関係する産業界の実務家が適宜ゲスト講師として登壇し、第一線の情報を伝えている。

また、反転学習が有効なコンテンツ制作演習では、設置会社のスクール事業が開発した高品質な動画教材を使用している（資料4-27）。

正課外でも、起業体験イベントの「スタートアップウィークエンド」との連携（資料4-28）や日本のコンテンツを海外に展開する産学協同のプログラムである「日本IPグローバルチャレンジ・プログラム」（資料4-29）を行うなど、柔軟かつ実践的な授業方法を採用している。

さらに、必ずビジネス、クリエイティブ、ICT（BCI）という3つの異なる専門分野の教員から修了課題に対するアドバイスを受けるBCI相談会を実施し、分野を横断した多角的な視点から、面談形式で修了課題のテーマを見つめ直す指導方法を行っていることは、固有の目的に即した本大学院ならではの特色である。加えて、修了課題のテーマを見つめ直す指導だけにとどまらず、各院生の修了後まで見据えた上で、各院生の同テーマがどのように未来に向けて発展できるかという観点からの指導を上記の教員が各院生に対して行っていることも本大学院ならではの特色といえる。

◇学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等の設定

本研究科の授業開始時間を19時20分とし、また、必修科目の授業開始時間を21時00分とすることで、社会人の院生が本学の教育課程を修了できるよう十分に配慮している。また、集中して取り組むことが推奨される実践研究科目（ラボ）が授業科目と重複して履修や学修を妨げることがないように、火曜・木曜・土曜に集中して設置している（資料4-14）。

＜シラバスの内容及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）＞

シラバスは、学部・研究科ともに統一した書式を用いて作成し、学生教員向け専用ウェブサイトから常時閲覧できるようにしている。

シラバスの記載内容については、学部・研究科ともに、教員間での記述に齟齬がないかどうか、また、授業内容・方法とシラバスとが整合しているかなど、事務局でシラバスチェックを行っている。

シラバスの履行状況については、学部・研究科ともに、FS や学期末アンケートにおいて学生の意見を聴取することで検証している。

学部・研究科の各教員に対しては、「教員ガイド」を配付し、シラバスに基づいた授業を行うことを義務付けている。（資料 4－9）

デジタルコミュニケーション学部のシラバスには、講義名、開講時期、基準単位数、曜日、年次、必修/選択、担当教員などの基本情報に加え、学習目標（到達目標）、授業概要（教育目的）、授業内容、授業計画、成績評価方法・基準、参考文献、試験の内容、履修条件などの項目についても記載する統一フォーマットにより、作成されている。

シラバスは、学生向け専用ウェブサイトから常時閲覧でき、講義コード、講義名称、教員名などから検索できるようになっているため、学生の履修計画を立てるうえで、有効に機能している。（資料 4－30）

シラバスの記載内容に教員間での齟齬が生じないように、クォーター毎に各分野の教員による分科会を実施し、その期の授業を振り返り、それを踏まえ、今後のシラバスの変更点の確認や、それによる周辺科目との調整を行っている。また事務局においても提出されたシラバスの確認を行い、記載内容の充実に努めている。（資料 4－31）

本大学院では、毎回の授業の具体的な内容・方法（科目の概要、到達目標）、使用教材・教科書・参考書、履修要件、年回の授業計画（各回のテーマ、各回テーマの概要）、成績評価方法などをシラバスにすべて明記している（資料 4－3【ウェブ】）。また、履修登録前に行われる履修相談会では、シラバスを参照しながら、職員が詳細な説明を行っている。

さらに、シラバスについては、電子データ（PDF形式）化されており、グループウェアから常時閲覧することができる（資料 4－32）。また、シラバスは WEB 上でも一般公開している（資料 4－33）。

加えて、教員ガイドやシラバスガイドラインにおいて、シラバスの記載方法を教員に対して周知し、シラバス記載内容・形式等の統一を図っている（資料 4－34）（資料 4－35）。

平成 30 年度において、科目終了アンケートの回答では、シラバスとの乖離への指摘はみられなかった（資料 4－18）。さらに、シラバスの内容変更がある場合には担当教員から、または事務局を通じて院生に配信することとしている。平成 30 年度において、シラバスの内容変更はなかった。このようなことから、本研究科における授業はシラバスに従っておおむね実施されている。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価および単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

<成績評価および単位認定を適切に行うための措置>

成績評価と単位認定については、大学及び専門職大学院設置基準を踏まえて、大学・大学院学則において、適切に定め運用している。（資料4－7）（資料4－8）

<学部における成績評価および単位認定を適切に行うための措置>

デジタルコミュニケーション学部における成績評価については、学則第29条に明記しているとおり、成績の評価は、「秀、優、良、可、不可、認」をもって示すとしている。また、学業成績を総合的に判断する指標として、グレード・ポイント・アベレージ（Grade Point Average）を用いている。

すべての科目の成績評価方法及び試験方法は、シラバスに記載されており、厳格な成績評価を実施している。

試験には、筆記試験、課題制作、プレゼンテーション、レポートなどがあり、試験内容については、シラバスへの明記および授業時に教員から説明があるとしている。

成績評価については、「履修ガイド」にも明記しており、履修科目の成績は、成績評価基準に則って、試験や課題および授業への積極性などをもって評価するとしている。

成績は5段階評価（秀、優、良、可、不可）で表し、秀～可を合格とし、不可を不合格としている。評価の結果、「合格」と判定された場合、単位の認定を受けることができる。素点による基準は、秀：100点～90点、優：89点～80点、良：79点～70点、可：69点～60点、不可：59点以下としている。

学生が成績評価に対し、その評価に対して不明な点がある場合は、問い合わせを一定期間受け付ける制度を設けている。

単位認定は、単位制度の趣旨に則り、大学設置基準第21条を踏まえて、学則第31条において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修

により修得したものとみなすことができると定め運用している。

単位の計算基準については、大学設置基準第 21 条に則り、学則第 26 条に授業科目に対する単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、「履修ガイド」にも明記し、運用している。

各授業科目の授業期間については、大学設置基準第 22 条・23 条に基づき、適切な学事日程を組み、学年暦や年間授業時間割とし、DHU 学生向け専用リンク集ウェブサイトや「学生ガイド」に掲載し、運用している。（資料 4-36）

既修得単位の認定は、大学設置基準第 30 条を踏まえて、学則第 32 条において、教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができると定め運用している。

<研究科における成績評価および単位認定を適切に行うための措置>

◇単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

単位制度の趣旨に則り、大学設置基準第 21 条を踏まえて、単位認定は学則第 21 条において、適切に定め運用している。また、単位の計算基準については、大学設置基準第 21 条第 2 項に則り、学則第 22 条に定められ、適切に運用している（資料 4-8）。

これらの単位については、シラバス、グループウェア、科目配当表にすべて明記している（資料 4-3【ウェブ】）（資料 4-32、資料 4-37）。

さらに、単位認定の適切性については、カリキュラム検討委員会で定期的に検証している。

◇一年間及び各授業科目の授業期間

一年間及び各授業科目の授業期間については、大学設置基準第 22 条・23 条に基づき、適切な学事日程を組み、学年暦や年間授業時間割りとして、グループウェアや学生ガイド等に記載している（資料 4-20）（資料 4-32）（資料 4-38）（資料 4-39）。

◇履修科目登録の上限設定

履修科目登録の上限設定については、専門職大学院設置基準第 12 条に則り、学則第 25 条に、「(1) 修業年限 2 年の学生が、1 年間に登録できる単位数の上限を 25 単位とする。(2) 修業年限 1 年と認められた学生が、1 年間に登録できる単位数の上限を 36 単位とする。」などと定め適切に設定している（資料 4-8）。

◇各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるための学生への配慮

入学時のオリエンテーション、履修相談会などで職員が院生に対して上記の履修ができるよう説明を行っている（資料 4-20）。また、『「基盤」→「専門」→「ラボ」→「修了課題」』というステップアップで、必修・選択必修科目を設定するなど、各年次にわたって授

業科目をバランスよく履修できるよう配慮している。加えて、パンフレット、シラバスなどでも、院生に対して、上記の履修ができるよう解説を示している（資料4-3【ウェブ】）（資料4-40）。

◇他の大学院における授業科目の履修及び入学前の既修得単位等の認定

専門職大学院設置基準第13条及び第14条を踏まえて、学則第28条において、「学長は、他の大学院等における授業科目の履修により修得した単位及び入学前の既修得単位の認定については、10単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と適切に定めている（資料4-8）。

なお、過去に上記を適用した事例はないが、院生から申請があった場合、学則28条に示しているとおり、本研究科のカリキュラムとの一体性を損なわないよう十分に留意した上で、学長が単位認定を行うこととしている。

◇標準修業年限及びその特例措置

課程の修了認定に必要な在学期間については、専門職大学院設置基準第2条第2項及び第3条に即して、学則第7条において、「第7条 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。2 実務等の専門の経験を有する者に対しては、本学が認めた者においては、1年以上2年未満の期間とする場合がある。」と定め適切に運用している（資料4-8）。

なお、第2条第2項の場合、入学前の願書提出時にその旨を願い出るとともに、入学試験時に別途審査を受けることを必須としている（資料4-41）。

◇在学期間の制限

在学期間の制限については、学則第8条において、「専門職学位課程の在学期間は、5年を超えることができない。」と定め運用している（資料4-8）。

このように、本研究科では、最大5年間まで在籍が可能であるため、院生は仕事と学修の柔軟なスケジュール調整が可能であり、受講期間に対する院生への配慮を行っている。

<学位授与を適切に行うための措置>

卒業・修了要件及び学位の授与については、学部・研究科ともに、「学則」及び「履修ガイド」に明記しており、あらかじめ学生に周知している。（資料4-7、資料4-8、資料4-42）

卒業、修了にあたっては、学部は「学務委員会」、研究科は「大学院教授会」を以て全学生の判定を行い、「学部教授会」「大学院教授会」で専任教員の意見を聞いた後、学長が学位の授与を決定するという適切な手続きを定め厳正に運用している。（資料4-43～44）

＜学部における学位授与を適切に行うための措置＞

2016 年度にディプロマ・ポリシーを整備し、学位授与のために修めるべき学習成果を明示している。また、卒業・修了要件及び学位の授与については、「学則」、「デジタルハリウッド大学学位規則」、「履修ガイド」、「スタートアップガイド」に明記しており、あらかじめ学生に周知している。（資料 4－5、7、42、44）

学士課程 4 年間の学修の集大成である卒業制作については、卒業制作要項および卒業制作ガイドラインによる成績評価基準を明示して、評価基準・手続きの透明性の担保と厳格な評価に取り組んでいる（資料 4－45、46）。また、3 年次後期から始まる卒業制作に非常に影響の大きいゼミを選択する際は、ゼミおよび卒業制作について説明を行うガイダンスを実施している。（資料 4－47）

上記の方針・規定・基準に則り、卒業にあたっては、「学務委員会」で全学生の判定を行い、「学部教授会」で専任教員の意見を聞いた後、学長が学位を授与するという適切な手続きを定め厳正に運用している。

＜研究科における学位授与を適切に行うための措置＞

◇修了要件

課程の修了認定に必要な修得単位数については、専門職大学院設置基準第 15 条に即して、学則第 29 条において、「第 7 条に定める修業年限を終え、別に定める授業科目を履修し、34 単位以上を修得した者は、教授会の議を経て、学長が修了を認定するものとする。2 前項に規定する単位の修得にあたっては、必要な研究及び実学指導を受け、かつ、修了課題制作の審査及び最終試験に合格することを要する。」と適切に定め運用している（資料 4－48、資料 4－49）。

◇成績評価基準・方法の明示

学則第 27 条やグループウェアで成績評価基準を院生に対して明確に示している（資料 4－8）（資料 4－32）。また、シラバスに明示した成績評価方法及び試験方法に則り、厳格な成績評価を実施している。さらに、成績評価について、院生からの異議申し立て制度を設けている（資料 4－50）。

◇修了認定基準・方法の明示

修了認定の基準・方法をシラバスに記載し院生に明示している（資料 4－3【ウェブ】）。また、修了認定の基準・方法を学位規則に定め、これを適切に運用している（資料 4－44）。また、その基準・方法については、職員が入学説明会や履修ガイダンスで説明を行い、周知に努めている（資料 4－20）（資料 4－51）。

◇成績評価の基準・方法を策定と学生への明示

成績評価基準については、学則第 27 条及びシラバス内に明記されており、グループウェアや Web サイト上において公表し、常時閲覧が可能となっている（資料 4-3【ウェブ】）（資料 4-8）（資料 4-32）。また、シラバスに記載しているとおり、2014 年度入学者より、「修了課題制作」科目の履修条件に、GPA2.0 以上を課している（資料 4-34、27 頁）。さらに、修了課題制作についての成績評価の基準・方法については、修了課題制作指導マッチングなどで職員が説明を行い、院生に明示を行っている（資料 4-52）。再試験については、成績評価の基準・方法を学生ガイドブックに明示している（資料 4-20、21 頁）。

◇学生に対して明示した基準・方法に基づいた公正かつ厳格な成績評価

成績評価基準に従った成績評価の実施については、各教員から提出された採点結果が学則第 27 条で定められた成績評価基準に合致していること、また、シラバスに明記している評価方法に従い評価されていることを事務局でも確認している（資料 4-53）。

成績評価などの告知については、学期末に成績表をグループウェアにて公開するとともに、成績分布を専任教授会でも報告を行っている（資料 4-24、23 頁）（資料 4-32）。

再試験については、学生ガイドブックに明示した基準・方法に基づき、適切に運用している（資料 4-20）。

◇学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組

成績評価に関する学生の異議申し立てを受け付け、事務局を介して教員との間の確認を行っている。その仕組についてはグループウェアで成績を開示する際に合わせて明示しており、適切に運用している（資料 4-50）。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学習成果を把握および評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価>

本学における学生の学習成果として最も大きなものとして、学部および研究科の学修の

集大成である卒業制作課題（学部）または修了課題制作（大学院）と、卒業後の進路の二つが挙げられる。

前者の卒業制作課題または修了課題制作については、作品、研究成果発表、論文等、アウトプットの種類が多様であるため、数値化された評価指標は無いが、学部・大学院のいずれにおいても、優秀なアウトプットについては、学部は「DHU 卒業制作優秀賞」にて、大学院は「デジコレ（成果発表会）」にて、毎年2月に広く外部に発表し講評を受ける機会を設けており、そこで受ける企業や卒業生の評価を一つの指標としている。（資料4－54）（資料4－55）

特に卒業制作課題（学部）については、本学のディプロマ・ポリシーの中に、「デジタルコミュニケーション分野で創造的な活動をしていくにあたり、その活動が世界に良い影響を与えることが望まれる」という一節があり、それが最終的に体现されているのが卒業制作課題（学部）である。

2018年度の卒業制作展の一般来場者（企業含む）のアンケートによると、「卒業制作の内容はどうであったか」という問いに対し、1,081名の回答のうち57%が「とても良かった」、41%が「良かった」との結果であった。

また、毎年、卒業制作展開場後に、就職活動中の学生を学内に残し、求人募集中の企業を招待し、学生が自身の展示の前でプレゼンテーションする「スカウトミーティング」を実施しているが、2018年度は28名中11名が、それをきっかけに内定が決定した。2017年度は34名中5名であり、本イベントからの内定率も向上している。

以上のことから、学生は本学での学びを通して、一定の学習成果を上げていると考える。

さらに、設置会社が運営する専門スクールも含めたデジタルハリウッド全体の優秀なアウトプットの公表の場を、年に1度、4月に設定しており、産業界の最前線で活躍する企業やアーティストなどの卒業生が審査を行い、最も優れたアウトプットを決定・表彰する「デジタルフロンティアグランプリ」を開催している。これは入学式当日に、新入生および保護者のいる場で実施することで、新入生が入学初日に4年後（大学院生は2年後）の到達目標のレベルを認識できる仕組みとして実施している。なお、「このデジタルフロンティアグランプリ」については、2019年度より審査基準にループリックを開発し導入した（資料4－56）。

卒業制作課題または終了課題制作として取り組んだアウトプットの中には、後日コンテストでの入賞や、サービスインしたものも発生しており、一定の成果を上げられていると考える。（資料4－57）

後者の卒業後の進路については、学部・研究科ともに、過去の卒業生において、ICTやコンテンツに関わる産業への就職または起業の数を一つの指標としており、学部においては64%がクリエイティブ関連であり、残る36%の総合職・事務職等においては本学で修得した知識を活かして活躍している学生が多い。また、大学院においては経済産業省による平成30年度大学発ベンチャー調査により、大学発ベンチャー創出数が全国11位、私立大学

では全国3位であることから、本学の教育課程及び方法は、教育目的に沿った十分な教育成果を上げていると考える。(資料4-58)(資料4-59)

その他、教育目的に沿った成果の例として、学部では各種コンテストの受賞実績、研究科では主にラボ(ゼミ)や各種プロジェクトにて企業、官公庁、他大学と連携して、新しいコンテンツやサービスの研究を行った産学官連携の実績も挙げられる。(資料4-60、61)

＜学部における学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価＞

学部ではシラバスに授業における学習目標(到達目標)と成績評価基準を明示し、その基準に基づき学生の学習成果を評価している。

そのほか、GPA制度により学生個人の学習成果を組織的かつ継続的に把握し、GPA値の高い成績優秀者に対しては、学長表彰を行うとともに、学内サイネージにも表彰を受けた学生のGPA値を掲示することで、その他の学生の学習意欲の向上へとつなげている。また、GPAの数値が3.0又は3.5以上の成績優秀者は、学力に余力のある者として、履修科目登録の上限を緩和する措置を講じている。加えて、出席率が低く且つGPA値の低い学生に対しては、事務局が個別面談等を実施する措置を講じている。

初年次に必修としている英語科目については、新入生は入学時に全員TOEICを受験し、2年次から3年次にかけて、希望者は最長1年間の留学を選択することが出来る。留学から帰国した学生に対して、TOEICの伸び率(入学時から点数がどの程度変化したかなど)を指標として、学生の学習成果を測定している。

学士課程4年間全体の学習成果については、その集大成である卒業制作課題に関する外部からの評価であると考え、学外にも公開した形で卒業制作展を開催し、多数の卒業制作の中から厳正なる審査の上、卒業制作優秀賞を授与している。(資料4-62)

そのほか、前項にも記載したとおり、学生の学習成果を測定する間接的評価指標として、学生の就職内定率や進路決定率も有効であると考え、その比率を「学部教授会」で報告し、教員、キャリアセンター、大学事務局が連携してその比率向上に努めている。(資料4-63)

学生自身の自己評価については、毎回の授業終了後に学生が授業を評価するフィードバックシートや学期末アンケートにおいて、各授業科目の学習目標(到達目標)の達成度等を自己評価できる仕組みを用いている。(資料4-64～65)

なお、現在、学生の学習の過程や実践の実績などを記録し、振り返りを行うことで当該学生が自身の到達度を確認し、今後の学修計画に役立てることが出来るラーニングポートフォリオの作成に着手している。

就職先及び卒業生による本学の成果に対する評価については、キャリアセンターの職員等がその日常的な業務において就職先企業や卒業生からの評価を聞き、教員、キャリアセンター、大学事務局の3者でその情報を共有・蓄積している。

学習成果の測定を目的とした学生調査は、2017年度より学位授与式当日に学生からアンケートを取得し、本学での学びが本人にとってどのような効果をもたらしたかについて測

定を行っている。(資料 4-66)

卒業生への意見聴取については、2017 年度より、学部教授会に卒業生を招聘し、卒業後のこれまでの経緯、現在の状況、在学中の学びで有益だった事項、産業界から見た本学の教育の在り方への意見等を聴取している。

＜研究科における学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価＞

本研究科における教育成果の評価として、まず、院生の修了課題制作及び修了判定を教授会にて審議・決議を行い、その結果を教育内容・方法の改善に活用している(資料 4-48)。

つぎに、院生の修了課題制作の中で特に優れた教育成果を社会に向けて公開する場である優秀成果発表会(デジコレ)の登壇者選考を、教員のみならず職員で構成されたデジコレ実行委員会において教職協働のもとで実施し、(資料 4-67、8 頁)、MVP の決定など、固有の目的に照らして優秀成果の審査・評価を行っている。

さらに、デジコレ実行委員会で行った審査・評価結果については、専任教授会で恒常的に振り返りを行い、次年度の修了課題制作に関する指導内容・方法の改善に結びつけるサイクルができています(資料 4-68、27～39 頁)。

そのほか、固有の目的に即した教育成果のあくまで一つの指標としてだが、本大学院では、学発ベンチャー数を管理している。その数が、近年、増大傾向にあり、また、私立大学の中でも、前述のとおり、上位にある(資料 4-59)。そうした結果をもたらした要因などを事務局で分析し、その内容を教員にフィードバックすることで、院生へのより一層の実装支援方法(指導内容・方法)の改善に結びつけている。

点検・評価項目⑦：教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的な点検・評価＞

教育課程およびその内容、方法の適切性については、機関別は 3 年度毎に、専門分野別は 4 年度毎に、それぞれ自己点検・評価を実施し、その適切性について定期的に検証を重ねてきている。

＜学部における教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的な点検・評価とその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組み＞

学部の教育研究目的、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針のうち、教育課程の

編成・実施方針の適切性については、学部のカリキュラム検討委員会において、定期的に検証する体制を 2016（平成 28）年度から整備している。

新カリキュラムに関しては、カリキュラム検討委員会の分科会として、各専門分野別に定期的にミーティングを開催し、学生の単位修得や GPA の状況等から考え得るカリキュラムの改善事項の検討や、科目間の連携や授業の内容および方法の改善を図るための共有を行っている。（資料 4－31）

＜研究科における教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的な点検・評価とその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組み＞

◇フィードバックシートを用いた授業改善

本大学院においては、授業ごとに院生にフィードバックシートの提出を求めており、毎回、担当教員、事務局双方にてその内容を確認し、改善の必要性がある場合は迅速に措置を講じている。具体的には、院生の授業満足度が低かった場合や、授業方法について院生から意見や提案があった場合、次の授業の冒頭で、教員が院生にその内容について、説明や改善策を示すこととしている。

フィードバックシートの内容は、教員間で閲覧することができ、また、希望があれば他の教員の授業の見学や授業の録画映像を閲覧し、自身の授業の参考とすることができる。

◇教員表彰

学期ごとに授業評価の高い教員の表彰を行っており、教員の指導意欲の向上にも繋がっている（資料 4－70，7 頁）。

◇教員の実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上

様々な分野の第一線の実務家教員が多く在籍する本研究科では、教員同士のネットワークによる交流が、知見の充実と指導能力の向上に効果的であるとして、下記のような取り組みを行っている。

- ・専任教授会で担当院生の指導状況について共有・議論している（資料 4－71）。
- ・産学官連携センターから、研究紀要への寄稿、近未来教育フォーラムへの参加などの機会を呼びかけている（資料 4－72）。
- ・本研究科単位の教員総会を開催し、多種多様な教員が実務・研究活動のシェアリングを行い、教員同士のネットワークによる交流を図ることで、教員の実務上の知見の充実に努めている。また、教員総会において、各教員が各自の研究・実務活動を報告し合い、各教員の専門分野をお互いに知り理解を深めることを通じて、院生が抱えている修了課題制作のテーマなどを指導するに相応しい教員を当該院生に各授業などで紹介するアドバイスをを行うことができている。このように教員総会を開催することを通じた院生に対する学習指導能力の向上にも努めている。

◇フィードバックシートによる教育改善

本大学院では、専門職大学院の目的に照らした教育の成果や効果を上げるための組織的な手段として、開学以来、院生に対して、毎回の授業ごとにフィードバックシートの提出を求めており、次回講義までに担当教員及び事務局双方で内容の確認を行い、改善の必要性がある場合は、次の講義にて院生に説明や改善策を示すなど、迅速に措置を講じている。

また、平成 29 年度より、有益な授業改善案や教育課程改善案をフィードバックシートで提出した院生に対して、表彰制度を行うことを計画し、院生の多様なニーズ等に対応した教育課程を編成できるよう配慮している（資料 4-73）。

◇科目終了アンケートを用いた教育改善

フィードバックシートに加えて、学期末に科目終了アンケートを組織的に実施し、そのアンケートを集計することで、院生の多様なニーズを把握し、その結果を教育改善につなげている。

教育改善の具体的内容としては、アンケート集計結果を事務局でとりまとめ、その結果を担当教員（特に新任教員）に対して直接フィードバックを行い、当該教員はその集計結果をもとに授業改善につなげているという事例を挙げることができる。

また、学期ごとに授業評価の高い教員の表彰を行っており、教員の指導意欲の向上にも繋がっている。

◇教育方法の改善の特色

カリキュラム・ポリシーの中の教育課程の実施方針に基づき、修了課題制作の段階的指導に関する内容・方法を、毎回の専任教授会で確認し、その指導内容・方法について意見交換を行いながら、教育方法の改善に努めている。

また、デジタルコンテンツ領域の、ビジネス・クリエイティビティ・ICT に関する非常に速い変化を指導教員全体でキャッチアップし指導に応用するため、多種多様な実務・研究活動経験を持つ教員が専任教授会や教員総会で各自の研究・実務活動のシェアリングを行っている。

（2）長所・特色

デジタルコミュニケーション学部における長所について、まず、数値から見える状況としては、本学の場合、退学・除籍は修学意欲の低下によるものが多くなっているが（資料 4-74）、年間の退学・除籍率が、2014 年度は 7%であったところを 2017 年度は 4%まで下降しており、学生がよりスムーズに学修できるような整備がなされたと捉えることが出来る。科目ごとに収集する期末アンケートにおいても、「この科目を友人勧めるか」という項目が、全体で 74%という数字を示しており、学生にとって有意義な授業を提供できていると考え

る。

また、卒業生を教授会に招聘し、卒業してからこれまでの経緯や、在学中の学びがどのように役立つかのプレゼンテーションについては、教職員に対する直接的な教育成果のフィードバックであると考えられることから、今後も継続する予定である。(資料4-75)

加えて、本学のディプロマ・ポリシーの中に、「デジタルコミュニケーション分野で創造的な活動をしていくにあたり、その活動が世界に良い影響を与えることが望まれる」という一節がある。

本学では、2017年度までは、グローバリズムの体感を目的として、国内学生は海外研修、留学生は国内研修を実施していたが、2018年度からは、多国籍な環境の中での協働の理解およびディプロマ・ポリシーの理解に重きを置き、全新入生合同にて、国内における新入生研修合宿を行なっている。

2018年度は、4月前半に熊本県の阿蘇地域を訪れ、地域の魅力や特徴を理解するフィールドワークの後、それをデジタルコミュニケーションを用いてどう認知させるかという地域活性化に関する研修を行なった。

本学には映像やゲーム等に憧れて入学する学生が多いが、この研修を通して、それが世の中に良い影響を与え得るというディプロマ・ポリシーの理念を理解させる重要な研修となっている。

デジタルコンテンツ研究科において、大きく以下7点の長所が挙げられる。

第1に、本章で記載したとおり、本研究科の教育研究目的に即して、特色ある科目があり、実施・検証されている。

第2に、社会人の院生に配慮した教育課程の編成を行っている。本研究科の授業開始時間を19時20分とし、また、必修科目の授業開始時間を21時00分とすることで、社会人の院生が本大学院の教育課程を修了できるよう十分に配慮していることは、他大学と比較した本研究科の長所といえる。また、集中して取り組むことが推奨される実践研究科目(ラボ)が、授業科目と重複して履修や学修を妨げることがないように、火曜・木曜・土曜に集中して設置している。

第3に、毎回の授業ごとに院生からのフィードバックシートの提出を義務付け、教員の授業改善に向けたフィードバックを行うとともに、院生の多様なニーズを把握し、その結果を教育課程の編成につなげていることは、他大学と比較した本研究科の長所といえる。さらに科目終了アンケートの結果を教員の表彰に用いるなど、本研究科の能動的かつ創発的な教育研究の文化づくりに役立っている。

第4に、先導的な学位の授与が挙げられる。デジタルコンテンツマネジメント修士(専門職)という学位を定め授与していることは、わが国内外の高度情報化社会の進展を見据えた先導的な学位名称であると考えられることから、本研究科の長所といえる。

第5に、履修指導の充実である。職員による個別面談、ガイダンスでの履修モデル提示、教員全員が参加するマッチングイベントの定期開催などが充実している。

第6に、必ずビジネス、クリエイティブ、ICT（BCI）という3つの異なる専門分野の教員から修了課題に対するアドバイスを受ける BCI 相談会を実施し、分野を横断した多角的な視点から、面談形式で修了課題のテーマを見つめ直す指導方法を行っていることは、固有の目的に即した本大学院ならではの長所である。加えて、修了課題のテーマを見つめ直す指導だけにとどまらず、各院生の修了後まで見据えた上で、各院生の同テーマがどのように未来に向けて発展できるかという観点からの指導を上記の教員が各院生に対して行っていることも本大学院ならではの長所といえる。

第7に、こうした教育内容・方法は、専任教授会、カリキュラム検討委員会、デジコレ実行委員会などにおいて、教職員間で活発に議論が行われ、恒常的に見直しを行い、不断の成果向上に取り組んでいる。これらの成果として、学発ベンチャー数で全国的に上位であることは、指標の一つとして長所を示すものである。

（3）問題点

デジタルコミュニケーション学部における問題点としては、学生の履修登録時の1次登録科目通過率が、2018年度は81%であった。この値をより高めるべく、設置クラス数や時間割の配置等、学生の学びの需要により合致する状態に整備を行ってゆく。

デジタルコンテンツ研究科における問題点として、シラバスについては、現状では十分に教育成果を得られる内容となっているが、より院生にとって予習がしやすい内容とすべく、院生が事前に読んでおくべき参考文献などを各教員がより多く挙げることを課題として認識している。ただし、デジタルコンテンツ分野は、新領域の分野であることから、既存の参考文献数がそもそも少ないというこの分野特有の課題があることも認識している。

（4）全体のまとめ

「現状説明」として記述したとおり、①授与する学位ごとに学位授与方針を定め公表し、②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め公表し、③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成し、④学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、⑤成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っており、⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しており、⑦教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

今後は長所に挙げた項目はいずれも適切かつ有効であるため、平成31年度以降も引き続き実施していく。

一方で問題点として挙げた点については、まず、デジタルコミュニケーション学部の学生の履修登録時の1次登録科目通過率をより高めるべく、設置クラス数や時間割の配置等、学生の学びの需要により合致する状態に整備を行ってゆく。

つぎに、デジタルコンテンツ研究科では、より院生にとって予習がしやすいシラバス内容

とすべく、本大学院では、新領域分野において既存の参考文献がそもそもない場合は、教員自身がその分野の教科書などを上梓し、それをシラバスに記載し、事前に院生に提示し始めているが、平成 31 年度以降もこうしたことを継続して実施していく。また、平成 31 年度より、カリキュラム検討委員会で、より院生にとって予習がしやすいシラバス内容にするべく、既存の参考文献などが無い場合は、ビデオ教材などをシラバスに記載し、それを事前に院生に提示することなどを検討する。

(5) 根拠資料

4-1 学部ディプロマ・ポリシー

<https://www.dhw.ac.jp/profile/policy/>

学部カリキュラム・ポリシー

https://www.dhw.ac.jp/profile/policy/curriculum_policy/

4-2 大学院ホームページ（3つのポリシー）

<https://gs.dhw.ac.jp/profile/about/3policy/index.html#01>

4-3 シラバス検索

https://campus.dhw.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx

4-4 平成 28 年度 学生ガイド

<https://docs.google.com/a/dhw.ac.jp/viewer?a=v&pid=sites&srcid=ZGh3LmFjLmpwfgRvY3VtZW50LWxpbnR8Z3g6MTk3NWQ1NzA4ODUwMWU4OQ>

4-5 DHU Startup Guide 2018

4-6 フィードバックシート（FS）

4-7 デジタルハリウッド大学学則

4-8 デジタルハリウッド大学院学則

4-9 教員ガイド

4-10 PBL（Project Based Learning）実績一覧

4-11 企業ゼミ <https://www.dhw.ac.jp/employment/company-zemi/>

4-12 特別講義

<https://www.dhw.ac.jp/lecture/>

<https://www.dhw.ac.jp/lecture/?page=2>

4-13 教員紹介&一覧

<http://gs.dhw.ac.jp/faculty/list/>

4-14 デジタルハリウッド大学大学院_2018 年度 授業スケジュール

4-15 2018 年シラバス

4-16 公開講座、公開セミナー

<http://gs.dhw.ac.jp/event/>

- 4-17 フィードバックシート優秀賞に関する資料
- 4-18 前期_科目修了アンケートに関する資料
- 4-19 人工現実_シラバス
- 4-20 デジタルハリウッド大学大学院_学生ガイドブック
- 4-21 フェイスブックなどSNSに関する資料
- 4-22 平成30年度4月第1回専任教授会
- 4-23 TAの配置に関する資料
- 4-24 平成30年8月21日第5回デジタルハリウッド大学院教授会議事録
- 4-25 大学院ホームページ（駿河台キャンパス）
<http://gs.dhw.ac.jp/profile/equipment/surugadai/index.html>
- 4-26 科目履修者数一覧および科目区分ごとの平均履修者数
- 4-27 動画教材に関する資料
- 4-28 スタートアップウィークエンドとの連携を示した資料
<http://www.dhw.co.jp/pr/release/detail.php?id=897>
- 4-29 日本IPグローバルチャレンジ・プログラムに関する資料
<http://gs.dhw.ac.jp/news/161130.html>
- 4-30 科目一覧（シラバス）
<https://www.dhw.ac.jp/faculty/subject2015/>
<https://www.dhw.ac.jp/faculty/subject2014/>
- 4-31 デジタルコミュニケーション学部 分科会 議事録
- 4-32 グルーウェア利用マニュアル
- 4-33 大学院ホームページ（シラバス）
<http://gs.dhw.ac.jp/education/curriculum/syllabus/>
- 4-34 教員ガイドブック 2018
- 4-35 シラバス作成ガイドライン
- 4-36 DHU 学生向け専用リンク集ウェブサイト
<https://sites.google.com/a/dhw.ac.jp/document-link/home>
- 4-37 大学院 科目配当表
- 4-38 授業スケジュール
- 4-39 学年暦 2018 年度
- 4-40 大学院パンフレット
- 4-41 デジタルハリウッド大学大学院 2018 年 4 月入学募集要項
- 4-42 履修ガイド
- 4-43 デジタルハリウッド大学教授会規程の取扱いに関する申合せ
- 4-44 デジタルハリウッド大学学位規則
- 4-45 卒業制作要綱

- 4－46 卒業制作ガイドライン
- 4－47 ゼミ・卒業制作ガイドライン資料
- 4－48 平成 30 年 2 月 20 日第 11 回デジタルハリウッド大学院教授会議事録
- 4－49 修了課題制作の審査結果を示した資料
- 4－50 成績評価に関する学生の異議申し立て制度を示した資料
- 4－51 入学説明会資料
- 4－52 修了課題制作マッチングガイダンス資料
- 4－53 成績評価簿
- 4－54 DHU 卒業制作優秀賞発表会（学部）
<https://www.dhw.ac.jp/p/sotsuten/>
- 4－55 デジコレ（修了課題制作成果発表会）（研究科）
<https://gs.dhw.ac.jp/event/180224/>
- 4－56 デジタルフロンティアグランプリ
<https://www.dhw.co.jp/df/>
- 4－57 卒業制作課題および修了課題制作のコンテスト受賞および実装化例
- 4－58 就職決定者内訳（学部）
<https://www.dhw.ac.jp/employment/list/>
- 4－59 経済産業省平成 30 年度大学発ベンチャー調査 調査結果概要
https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/h30venturereport.pdf
- 4－60 コンテスト実績
- 4－61 プロジェクト実績
- 4－62 DHU 卒業制作優秀賞一覧（学部）
- 4－63 2018 年度第 10 回学部教授会議事録（就職進捗報告部分）
- 4－64 フィードバックシート
- 4－65 期末アンケート
- 4－66 2017 年度学位授与式アンケート分析結果
- 4－67：11 月 28 日専任教授会議事録
- 4－68：平成 29 年度第 12 回専任教授会
- 4－69 平成 28 年度 第 2 回学部カリキュラム検討委員会
- 4－70 平成 30 年 9 月 25 日専任教授会議事録
- 4－71：平成 30 年 5 月 22 日専任教授会議事録
- 4－72 大学院ホームページ（研究紀要）
<http://msl.dhw.ac.jp/journal/>
- 4－73 フィードバックシート優秀賞に関する資料
- 4－74 退学・除籍比率の推移
- 4－75 卒業生に関するプレゼンテーション資料

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定および公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定および公表>

本学の使命・目的および教育研究目的を実現するために、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえ、学部・研究科ともに学生の受け入れ方針を明示している。

デジタルコミュニケーション学部では、その教育研究目的を実現するために、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえ、学生の受け入れ方針を定め、デジタルハリウッド大学のホームページに公表している。(資料5-1【ウェブ】)(資料5-2【ウェブ】)(資料5-3【ウェブ】)

デジタルコンテンツ研究科では、その教育研究目的を実現するために、アドミッション・ポリシーにおいて求める学生像を明示し、募集要項に掲載している。(資料5-4 P.3) また、デジタルハリウッド大学大学院のホームページに明示している。(資料5-5【ウェブ】)

<入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を踏まえた学生の受け入れ方針>

デジタルコミュニケーション学部の学生受け入れ方針については、入学希望者に求める学生像及び評価の対象となる要素をアドミッション・ポリシーとして明文化し、公式ウェブサイト、コンセプトブック、学生募集要項などの広報媒体、本学で定期的に行われるオープンキャンパスや大学説明会において、受験検討者およびその保護者向けに周知を図っている。

特に公式ウェブサイトは日本語、英語、中国語(簡体字)、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語の7カ国語で運営されており、国内外の受験検討者に向けた情報提供を行っている。また、Twitter、Facebook、LINE@などのSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を通じた情報発信も積極的に実施している。(資料5-6)(資料5-7)(資料5-8【ウェブ】)(資料5-9【ウェブ】)(資料5-10【ウェブ】)(資料5-11【ウェブ】)(資料5-12【ウェブ】)(資料5-13【ウェブ】)(資料5-14【ウェブ】)

ブ】）（資料5-15【ウェブ】）（資料5-16【ウェブ】）（資料5-17【ウェブ】）

デジタルコンテンツ研究科のアドミッション・ポリシーにおいては、当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準を明示している。（資料5-4 P. 3）
また、学生募集要項の「出願資格」欄に、入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準を明示している。（資料5-4 P. 5）

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法および入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入学試験委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法および入学者選抜制度の適切な設定>

デジタルハリウッド大学では、学部・研究科ともに、学生の受け入れ方針に基づき、大学・大学院学則及び学生募集要項に明記しているとおおり、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っている。

デジタルコミュニケーション学部の学生の受け入れ方針に基づく学生募集を行うため、本学では出願要件や選抜方法の異なるさまざまな入試形式を設けることで、多様な学生の獲得を目指している。2018（平成30）年度入試においては、A0入学試験、自己推薦入学試験、特待生入学試験、指定校推薦入学試験、大学入試センター試験利用入学試験、一般入学試験、3年次編・転入試験入学をそれぞれ実施している。（資料5-18）（資料5-19【ウェブ】）（資料5-20【ウェブ】）

デジタルコンテンツ研究科の学生の受け入れ方針に則り、入学要件を定め、入学試験（書類審査、面接審査）を実施している。学生募集要項の「4. 選考方法」に基づき、入学試験を実施し、高度職業人社会人としての素養、及びアドミッション・ポリシーに合致した人物であるかを適切に審査している。

<入学試験委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備>

大学全体における入学者選抜方法の決定については、学生の受け入れ方針と「大学入学者選抜実施要項（文部科学省高等教育局長通知）」に基づき、入試委員会が「入学試験要項案」を審議の上、学長が最終決裁を行っている。全ての入試は、ここで定められた『入学試験実施要領』に基づいて実施している。

デジタルコミュニケーション学部の入学試験の実施体制については、学長を長とする入

試委員会を中心に、教職員の協力のもと運営している。試験当日は入試本部を設置し、試験問題等の管理を行うとともに不測の事態に備えて入学試験が円滑に進むよう十分な人員を配置している。最終的な合否の判定は、入試委員会での審議を経て学長が決定する。

デジタルコンテンツ研究科の入学試験の実施体制については、学長を長とする「入試委員会」を中心に、教職員の協力のもと運営している（資料5－21）。最終的な合否の判定は「入試委員会」での審議を経て学長が合格者を決定する。（資料5－22）

＜公正な入学者選抜の実施＞

デジタルコミュニケーション学部では、公正な入学者選抜を行うため、学校教育法ならびに学校教育法施行規則が定める「大学入学資格」および「大学への編入学」に関する事項については、「大学入学資格」としてアドミッション・ポリシーに併記する形で各種募集要項や公式ウェブサイトに掲載している。（資料5－23【ウェブ】）

また、試験科目や選抜方法については、各入試区分での試験結果や配点バランスなどを同委員会において毎年検証・改善を行っている。各入試での審査項目は募集要項に明文化し、受験生に周知している。審査項目は、毎年入試委員会にて確認し、必要に応じて改定を行っている。

さらに、試験問題の作成業務は、学長が適任者を指名し作成し、複数の教職員によりチェック作業を行っている。また、印刷作業ならびに当日までの保管は入試委員会の教職員が厳重に管理している。

そして、採点業務は、学長が指名した複数の教職員により実施している。面接試験においては、志願者の能力、経験、素養などを点数化するための基準を記した「評価シート」を用い、面接官ごとの評価のばらつきを抑え、可能な限り客観的に評価する仕組みを導入している。（資料5－24）

デジタルコンテンツ研究科では、公正な入学者選抜を行うため、以下のような仕組みを導入している。

まず、書類審査では、ビジネス、クリエイティブ、ICTのいずれかの分野において、実務経験を有しているか、あるいは、基盤となる教育（四年制大学卒など）を受けているかなどを確認している。

つぎに、面接審査においては、ビジネス、クリエイティブ、ICTの3領域から、志願者の経歴に見合う分野の教員2人が面接試験官を担当し、面接試験官は志願者の素養や目的が本大学院の教育内容、アドミッション・ポリシーと合致しているか否かを判断する。

そして、入学希望者に対しては、原則的に事前の個別面談を実施している。

さらに、本大学院への入学時期は毎年4月のみであるが、夏以降に全19回程度の入学試験を月1回以上の頻度で開催しており、また試験時間を夜間に設定するなど、社会人に対しても、受験にあたり日程的な不都合が生じないよう配慮している。

加えて、面接時には、志願者の経験及び素養を判断するための評価軸を明記した審査表

を用いることで、適確かつ客観的に評価する仕組みになっている。(資料5-25)

＜入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施＞

入学希望者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施の一環として、デジタルコミュニケーション学部では、障害のある学生の受け入れ方針を定めている。

デジタルコミュニケーション学部では演習科目が多いため、当該学生の特徴に合わせた学習環境の整備が重要となる。受験生が疾病や障害などにより、入学試験当日や入学後の学生生活において特別な配慮を希望する場合は、診断書の提出を求めるとともに、具体的に希望する配慮の内容を事前に相談するよう、募集要項に記載している。相談を受けた場合には、希望する配慮の内容を個別に確認し、対応をする。具体的には、受験時の座席指定、指示内容の文章化、別室受験、手話通訳やノートテイカーの同席の許可などの手段を用いる。(資料5-26【ウェブ】)

デジタルコンテンツ研究科では、障害の有無による出願資格の制限は設けておらず、入学試験においても当該志願者の受験に影響が無いように配慮することとしている。障害のある学生を受け入れるための配慮としては、駿河台キャンパスはバリアフリー化がされており、障害者用のトイレを設置している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

＜学士課程＞

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰または未充足に関する対応

＜修士課程＞

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

＜入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理＞

デジタルハリウッド大学では、学部・研究科ともに、大学・大学院学則に、適切な定員を定め、学生を受け入れ、その収容定員に基づき、在籍学生数を適正に管理している。

デジタルコミュニケーション学部の入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率の過去5年間の平均は、適正な範囲を保っている(大学基礎データ)。

デジタルコミュニケーション学部全体での入学定員は『学生募集要項』、入試別の入学定員は各募集要項および大学ウェブサイトに掲載し、周知している。過去の志願者数の実績や歩留まり率を基に入学者予測値を算出し、入試ごとに入学者の想定値を定めて、合否判定の

参考にしている。

さらに、入学後に修学や学生生活が問題で退学を希望する学生がいる場合には、事務局内に設置された退学対応チームを中心に学生個々のサポート内容の検討や学内の仕組みの整備の必要性の有無の検討などを行い、退学防止に努めている。

デジタルコンテンツ研究科では、過去3年間の収容定員に対する在籍学生数比率の平均は、1.28でありやや高い範囲にあるが、近年にかけてその比率は改善の傾向にある。また、過去3年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は0.85となっており、おおむね適切な範囲である。(資料5-27)

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価と点検・評価結果に基づく改善・向上>

大学全体では自己点検委員会において、学部・研究科単位では入試委員会において、それぞれ定期的に検証し、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

デジタルコミュニケーション学部では、毎年「入試委員会」において、アドミッション・ポリシーの内容の点検ならびに、アドミッション・ポリシーに基づいて適切に入学者選抜が行われているかについて、在学生の状況に関する情報を参考に、点検・評価を行っている。また、学生募集および入学者選抜の進捗状況を「学部教授会」にて、毎月報告している。

デジタルコンテンツ研究科では、「入試委員会」において、学生募集および入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて公正かつ適切に行われているかの検証を定期的に行い、その結果を「大学院教授会」に報告している。(資料5-22 P. 11～20)

(2) 長所・特色

デジタルコミュニケーション学部では、アドミッション・ポリシーにも記載されているとおり、高校までの学業に加えて「自ら取り組んだ創造的な活動やその成果物」「デジタルコンテンツに多く触れることで得た知見」「部活動のような他者との関わりの中で得られた経験」「母国語以外の言語を積極的に活用しようとした経験」を評価の対象として入学者選別を行っており、面接を通じて個々の受験生の能力や個性を見出したいという意図のもと、面接試験型の入学試験(A0入学試験、自己推薦入学試験、特待生入学試験)の募集定員を2018年度入試では全体の7割弱と多めに設定している。

特に、<サマー・トライアウト>A0入試(夏期講習・課題方式)では、夏休み期間に行

う「夏期講習」と、合格後から入学までの期間に自ら計画したキャリアプラン&学習計画表をベースに行う「冬期課題」や自己学習を通じて、大学入学後に向けた準備を早期に始めることで、入学前から自己成長を促している。

2018年度入試においては同方式での受験者数は87名となっており、前年（44名）の約2倍となり、本学を第一志望とする意欲の高い学生の獲得に寄与している。（資料5-28）（大学基礎データ）

また、特待生入試では「作品型」「国際型」「地域活性型」の3つの型を設置し、「作品型」では高い作品制作能力を有する者、「国際型」では高い英語力と国際経験を有する者、「地域活性型」ではデジタルコミュニケーションで地域の問題解決を目指し、企画を立案できる者をそれぞれ対象とし、特待生に選抜された場合は、種別によって最大授業料（1年間98万円）を全額4年間免除している。

2018年度は79名が特待生入試に受験し、41名が特待生として入学しており、入学前から既に特定分野に高い能力や経験を有する学生の獲得に寄与している。また、2019年の茨城国体の正式競技として採用される見通しであるe-sports（ゲーム対戦競技）分野で活躍する生徒への訴求として、2019年度より特待生「e-sports特化型」の設置を予定している。（資料5-29【ウェブ】）

さらに、多様性の観点から、外国人留学生の獲得も強化している。中国、韓国、ベトナム、インドネシア人職員を雇用し、現地での募集活動並びに現地での入学試験を実施している。特に、ASEAN地域からの留学生の獲得を強化するため、通常、外国人留学生に対して実施している「外国人留学生学費減免制度」（15%～30%の授業料減免）とは別に、「ASEAN留学生特別学費減免制度」（50%の授業料減免）を2017年度入試より設置している。

2018年度の留学生の入学者数は108名となっており、全入学者の34%となっており、国籍は、中国、韓国、ベトナム、インドネシアの他、タイ、マレーシア、パキスタン、レバノン、ロシア、イタリア、アメリカ、カナダなど12か国から留学生を受け入れている。

デジタルコンテンツ研究科では、学生の受け入れ方針に記載の求める人材像を踏まえ、平成29年度より新しく「ユース&アントレプレナーシップ奨学生」の募集を開始した。本学での教育研究の成果を通じて起業または新規事業創出を志す者等を対象とした奨学生制度であり、デジタルコンテンツ研究科の教育研究目的の実現を推進する取り組みである。（資料5-4 P. 5）

また、アドミッション・ポリシーにおける求める学生像についての詳細な記述（資料5-4 P. 3）や、入学希望者に対して原則的に事前の個別面談を実施していることや、社会人にも配慮した入学試験の実施頻度（月1回以上で全19回程度）及び実施時間（夜間に設定）も他学にはあまりみられない特色である。

さらに、面接審査においてビジネス、クリエイティブ、ICTの3領域から志願者の経歴に見合う分野の教員2人が面接試験官を担当して、志願者の素養や目的が本大学院の教育

内容、アドミッション・ポリシーと合致しているか否か慎重に判断している点も特色と言える。

(3) 問題点

デジタルコミュニケーション学部、デジタルコンテンツ研究科共に学生の受け入れにおいて、特段の問題点は認められない。

(4) 全体のまとめ

デジタルハリウッド大学では、学部・大学院ともに学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、学生の受け入れ方針を定め、公式ウェブサイト、学生募集要項などの媒体を通じて広く公表し、求める学生像を明示し、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っている。

デジタルコミュニケーション学部において、オープンキャンパスを中心とする入試広報イベントの効果は上がっており、2017年4月入学者数は前年比127%増と過去最高を記録した。また、志願倍率は前年の約2.5倍から約3.3倍へと向上した。(資料5-30【ウェブ】)

さらなる認知度向上の手段として、2017年秋には『みんなを生きるな。自分を生きよう。』という、進路に悩む高校生を後押しすることを趣旨としたキャッチフレーズを掲げ、タレントを起用したTVCM放映ならびに広告キャンペーンを展開した。2018年度にも同様のキャンペーンを継続していく予定である。

デジタルコンテンツ研究科において、求める学生像を踏まえ、書類審査では、ビジネス、クリエイティブ、ICTのいずれかの分野において、実務経験を有しているか、あるいは、基盤となる教育(四年制大学卒など)を受けているかなどを確認している。また、面接審査においては、ビジネス、クリエイティブ、ICTの3領域から、志願者の経歴に見合う分野の教員2人が面接試験官を担当し、志願者の経験及び素養を判断するための評価軸を明記した審査表を用いることで、適確かつ客観的に評価する仕組みになっている。(資料5-25)

(5) 根拠資料

- 5-1 学部ウェブサイト (ディプロマ・ポリシー)
https://www.dhw.ac.jp/profile/policy/diploma_policy/
- 5-2 学部ウェブサイト (カリキュラム・ポリシー)
https://www.dhw.ac.jp/profile/policy/curriculum_policy/
- 5-3 学部ウェブサイト (アドミッション・ポリシー)
https://www.dhw.ac.jp/profile/policy/admission_policy/
- 5-4 デジタルハリウッド大学院 募集要項
- 5-5 デジタルハリウッド大学大学院ホームページ (アドミッション・ポリシー)

- <https://gs.dhw.ac.jp/admissions/admission/>
- 5－6 『DIGITAL HOLLYWOOD UNIVERSITY 2019 大学案内』
- 5－7 『2019（平成 31）年度 学生募集要項』
- 5－8 学部ウェブサイト（オープンキャンパス）
<https://www.dhw.ac.jp/oc/>
- 5－9 学部ウェブサイト（英語版）
<https://www.dhw.ac.jp/en/>
- 5－10 学部ウェブサイト（中国語版）
<https://www.dhw.ac.jp/cn/>
- 5－11 学部ウェブサイト（韓国語版）
<https://www.dhw.ac.jp/kr/>
- 5－12 学部ウェブサイト（タイ語版）
<https://www.dhw.ac.jp/th/>
- 5－13 学部ウェブサイト（ベトナム語版）
<https://www.dhw.ac.jp/vn/>
- 5－14 学部ウェブサイト（インドネシア語版）
<https://www.dhw.ac.jp/id/>
- 5－15 学部公式 Twitter アカウント
<https://twitter.com/DHUniv>
- 5－16 学部公式 Facebook ページ
<https://www.facebook.com/dhuniv/>
- 5－17 学部公式 LINE@ページ
<https://page.line.me/dhu>
- 5－18 前掲『2019（平成 31）年度 学生募集要項』（資料 5－7）
- 5－19 『2019（平成 31）年度 外国人留学生募集要項』
https://www.dhw.ac.jp/entrance/exam/pdf/dhu_Guidelines2019i.pdf
- 5－20 『2019（平成 31）年度 3 年次編・転入学入学試験募集要項』
https://www.dhw.ac.jp/document/entrance/hennyu_2019.pdf
- 5－21 大学院 入試委員会規則
- 5－22 平成 30 年度第 1 回大学院専任教授会資料
- 5－23 学部ウェブサイト（入試概要、大学入学資格）
<https://www.dhw.ac.jp/entrance/exam/>
- 5－24 評価シート（面接試験用）
- 5－25 審査表
- 5－26 学部ウェブサイト（障害のある学生の受け入れ方針）
https://www.dhw.ac.jp/profile/policy/disability_support_policy/

- 5-27 過去3年間の在籍学生数比率及び入学者数比率の推移
- 5-28 『2019（平成31）年度 <サマー・トライアウト>AO入学試験（夏期講習・課題方式）学生募集要項』
- 5-29 プレスリリース（「e-sports 特待生枠」設置）
<https://www.dhw.co.jp/pr/release/detail.php?id=1742>
- 5-30 学部ウェブサイト（過去の入試結果データ）
<https://www.dhw.ac.jp/entrance/result/>

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に関わる責任所在の明確化等）の適切な明示

本学が求める教員像および教員組織の編制に関する方針については、「求める教員像および教員組織の編成方針」に次のとおり定めている。

本学教員は、建学の精神、使命・目的、教育研究目的、スローガン、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを十分に理解し、デジタルコミュニケーションにおける急速な変化に柔軟に対応する姿勢が求められる。

専門領域においては、学部においては、産業界における実務経験を有する者が、専門職大学院においては、産業界においてビジネスプロデューサーとして最前線に立つ者が望ましく、双方ともに、理論と実践を架橋した教育をし得る者であることが求められる。

教養科目においては、学生が創造的な活動を行ううえで、それがいかに関連するのかを分かりやすく説き、卒業後も続くであろう創造的活動において知の源泉となるべく教授することが求められる。

語学科目においては、基本的な語学力を向上させることはもちろんのこと、デジタルコミュニケーションの場において国籍等を超えてコミュニケーションすることが出来る語学力を養うべく教授することが求められる。

さらに学生に対しては、深い愛情を持ち、豊かな人間性をもって、真摯に教育に取り組むことが望まれる。

教員組織の編成については、本学は、文部科学省が定める大学設置基準等に則った専任教員数を配置するとともに、各学部・大学院の教育研究目的やディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを実現するのに十分な教員組織を整備する。そのほか、年齢構成に配慮するとともに、特に客員教員や非常勤教員については、デジタルコミュニケーションにおける急速な変化に対応すべく、常に産業界から時代に即した人材が配置されるよう整備する。

また、この方針については、学部・研究科の教授会での報告などを通じて、本学の教職員間で共有を図っている。

さらに、教員に求める資格等については、「デジタルハリウッド大学教員任用規則」において、大学設置基準および専門職大学院設置基準に定められている資格に準じた上で、教授・准教授・講師等の資格を明確に定めている（資料6-1）。今後は、各学位課程における教員の資格審査基準について、学部・研究科ごとに同規則の細則においてさらに詳しく明示する予定である。

大学全体における教員の組織的な連携体制と教育研究に関わる責任所在については、まず、本学は学部・大学院ともに1学部・1研究科であり、学長が学部長、研究科長を兼ねており、その責任体制は明確なものとなっている。

つぎに、教育研究に関する責任の所在は、両教授会規則において、その責任の所在を明確化している。（資料6-2）（資料6-3）

さらに、連携の面では、本学ではFD委員会および教員研修を全学共通の委員会および研修としており、教員が授業内容や教授方法を改善し向上させるための組織的な取り組みについて、学部・大学院双方の教員が参画し、活発な意見交換を行い、連携することとしている。（資料6-4）

学部における教育研究に係る責任の所在については、前述のとおり、「デジタルハリウッド大学教授会規則」において明確化している。

「学部教授会」の下部組織に、基準3「教育研究組織」で述べたとおり、各種専門委員会を設置し、各委員会規程に基づき、審議事項・決議事項を定め、「学部教授会」で報告又は決議を行っている。各種専門委員会には、各領域・分野に通じた専任教員が参画している。なお、職員も構成員や陪席者として各種委員会に参画している。

また、学部4年間の集大成である卒業制作課題においては、担当教員以外の教員も卒業制作課題についてアドバイスを行う副査制度を設け、教員の組織的な連携体制を整備している。（資料6-5）（資料6-6）

研究科においても、教育研究に関する責任の所在は、前述のとおり、「デジタルハリウッド大学大学院教授会規則」において明確化している。

「大学院教授会」の下部組織に、基準3「教育研究組織」で述べたとおり、各種専門委員会を設置し、専門委員会ごとに審議事項・決議事項を定め、「大学院教授会」で報告又は決議を行っている。各種専門委員会には、各領域・分野に通じた専任教員が参画している。なお、職員も構成員や陪席者として各種委員会に参画している。

また、研究科では、修了課題制作について、ビジネス、クリエイティビティ、ICTの3分野それぞれを専門とする教員から多角的に指導を受けるBCI相談会を実施し、指導教員以外の教員も修了課題制作についてアドバイスを行う制度を設け、教員の組織的な連携体制を整備している。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体および学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授または助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

評価の視点4：グローバル化に対応した教学の充実を支える教員組織の整備・充実

大学全体および学部・研究科等ごとの専任教員数と、各課程における適切な教員組織編制については、学部・研究科ともに、その教育研究目的に沿い、また先に述べた「求める教員像および教員組織の編成方針」に則って整備しており、下記の表6－1のとおり、大学設置基準および大学院設置基準に定められた専任教員数を満たしている。さらに、教育課程の中で主となる授業科目を担当する教員についても、1つの分野に偏ることがないようにバランスを取って編制することとしている。

表6－1 専任教員構成（大学全体・各課程専門分野別）

・大学全体

職位	学部	研究科	総計
教授	17	13	30
准教授	10	4	14
講師	3	0	3
助教	9	1	10
	39	18	57

2018年5月現在

・デジタルコミュニケーション学部

学部	職位	教養	語学	専門科目				総計
				映像・CG・アニメーション	グラフィック・造形	Web・ゲーム・プログラミング	ビジネス	
デジタルコミュニケーション学部	教授	4	1	4	3	2	3	17
	准教授	1	2	2	1	4	0	10
	講師	0	2	0	1	0	0	3
	助教	7	1	0	0	1	0	9
学部計		12	6	6	5	7	3	39

2018年5月現在

・デジタルコンテンツ研究科

研究科	職位	専門			総計
		ビジネス	クリエイティブ	ICT	
デジタルコンテンツ研究科	教授	7	2	4	13
	准教授	0	2	2	4
	助教	0	1	0	1
研究科計		7	5	6	18

2018年5月現在

また、学部と研究科ともに、特定の範囲の年齢に著しく偏らないよう配慮し、以下の表6－2のように、バランスのとれた年齢構成になっている。

表6－2 専任教員の年齢構成

学部			研究科		
年代	人数	率	年代	人数	率
30代前半	2	5.1%	30代前半	1	2.6%
30代後半	3	7.7%	30代後半	1	2.6%
40代前半	8	20.5%	40代前半	2	5.1%
40代後半	9	23.1%	40代後半	2	5.1%
50代前半	4	10.3%	50代前半	3	7.7%
50代後半	10	25.6%	50代後半	4	10.3%
60代前半	3	7.7%	60代前半	5	12.8%

2018年5月現在

なお、2015 年度より「デジタルハリウッド大学教員任用規則」にて、本学の専任教員の定年を満 65 歳と定め、2016 年度より施行している。その年齢以上であった専任教員については、規則改定の経過措置として、2017 年度末をもって専任を退任し、客員に異動した。

デジタルコミュニケーション学部では、「教員選考委員会」により、授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みを整備している。「教員選考委員会」では、科目の内容や特性と、当該教員が持つ教員研究および実務の実績から総合的に判断している。また、構成員として学長自らが選考・審査に加わることにより、本学教員として相応しい人材であるか否かを判断することができており、適切に運用できている。さらに、「デジタルハリウッド大学教員任用規則」で学部における担当教員の資格を明確にしている。（資料 6－1 第 3・4 章）

デジタルコンテンツ研究科では、「教員選考委員会」により、授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みを整備している。「教員選考委員会」では、科目の内容や特性を踏まえた教員の採用が行われるよう、「ビジネス」「クリエイティブ」「ICT」の各要素の担当教員を構成員に配し、候補者についての協議を行っている。また、構成員として学長自らが選考・審査に加わることにより、本学教員として相応しい人材であるか否かを判断することができており、適切に運用できている。さらに、「デジタルハリウッド大学教員任用等規則」で研究科における担当教員の資格を明確にしている。（資料 6－1 第 3・4 章）

専任教員の定年制の導入により、教員の年齢構成については、経年的に還流する仕組みが構築された。今後はそれを運用してゆく上で、分野毎の専任教員数および各分野内の専任教員の職位バランスを考慮し整備してゆくことで、より安定した教員編成を構築する。あわせて助教を増員するなど、若手を登用し、本学における教育研究を担う者として長期的な育成を行ってゆく。

デジタルコミュニケーション学部では、専任教員が経年的に還流する仕組みの整備と並行して、新規に採用する教員については、「教員選考委員会」にて、特に現段階で比率の低い 30 代の人材についても積極的に採用の検討を行ってゆく。特に専門分野においては、産業界の最先端を担う若手の実務経験を有する教員を迎え入れることが、本学の教育効果を高める上でも非常に有効であるため、客員または非常勤としての採用の場合でも、将来的に本学の専任教員になりうる可能性も視野に入れながら採用活動を行ってゆく。

デジタルコンテンツ研究科では、教員にとって参考になるフィードバックを行った院生を表彰し、他の院生の参考になるよう公開するなど、F S のアウトプットをより高める施策を実施する。大学院教授会における活動や指導共有については、現時点での取り組みで効果が現れており、今後もこの方策を継続的に実施していく。

学士課程における教養教育の運営体制については、「第 4 章 教育課程・学習成果」でも述べたように、2015 年より大幅なカリキュラム改定を行った中で、これまで以上に教養教育に焦点をあてた科目構成を支えるに足る外部からの研究者教員を多数迎え、学生の修学およびキャリア形成において知の源泉としての素養を養えるようなバラエティに富む教員編成に注力している（資料 6－7）。

また、グローバル化に対応した教学の充実を支える教員組織の整備・充実についても、同年のカリキュラム改定以降、日本人学生の必修科目として英語科目を大幅に増設し、これに伴い、幅広い語学レベルにおいて学生の修学を支えられるよう、ネイティブの教員を新規に採用・増員した。また、外国人留学生の必修日本語科目についても日本語教育研究センターの設立とともに複言語クラスを増設し、日本語教育を専門とする外国籍の教員の採用を行った。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準および手続きの設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

<教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準および手続きの設定と規程の整備>

教員の募集・採用・昇格は、「デジタルハリウッド大学教員任用規則」において、教員募集・採用・昇格の手続きを明確化しており、同規則に則って、適切性・透明性を担保しながら、教員人事を行っている。（資料6-1）

デジタルコミュニケーション学部としての教員の募集・採用・昇任は、「デジタルハリウッド大学教員任用規則」に則り、適切に行われている。学部における科目の増設や欠員があった場合には、公募や教員による推薦のそれぞれの場合で、「教員選考委員会」を招集する。「教員選考委員会」は、学長と設置会社の取締役及び学長が必要と認めた教職員で構成し、ここで審査・選考された結果を「学部教授会」に報告している（資料6-8）。昇任に関しては、「デジタルハリウッド大学教員任用規則」に則り、審査・選考を行っている。（資料6-1）

デジタルコンテンツ研究科としての教員の募集・採用・昇任は、「デジタルハリウッド大学教員任用規則」に則り、適切に行われている。研究科における科目の増設や欠員があった場合には、公募や教員による推薦のそれぞれの場合で、「教員選考委員会」を招集する。「教員選考委員会」は、学長と設置会社の取締役及び各専門分野を代表した専任教授で構成し、ここで審査・選考された結果を「大学院教授会」に報告している（資料6-9）。昇任に関しては、「教員任用規則」に則り、審査・選考を行っている（資料6-1）。

<規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施>

各教員の教育やそれに関連する実務の業績を把握する仕組みについては、現在、随時的なものになっており、定期的に情報を集約する仕組みの構築が必要であるため、今後、専任教員は毎年度末に教育研究実績書等を提出することとする。その後、学長をはじめとした「教員選考委員会」が提出された情報の精査を行い、表彰や昇任等の教員評価の判断材料の一つ

とする予定である。

前項で述べたとおり、専任教員は毎年度末に教育研究実績書等を年次報告書として大学に提出することとし、学部ではそれとともに、2017 年度より、教育活動、事業推進への貢献、本学外での実務活動等において顕著な成果を上げた教員について、学長が選考および表彰を行う「デジタルハリウッド大学教員表彰ガイドライン」を継続運用し、教員評価の仕組み向上に向けて引き続き検証を行う。（資料 6－10）。

デジタルコンテンツ研究科では、現在、期末アンケートを用いて教員の授業運営を評価する取り組みを行っているが、それに加えて、教育研究および事業推進への貢献を踏まえた教員評価の仕組みを 2019 年度より運用できるよう、検討中である。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上に繋げているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学では、全学的なファカルティ・ディベロップメント活動として、学部・研究科双方の教員を、専任・客員・非常勤すべてを対象とした「教員研修」を年に数回実施している。「教員研修」では、教育手法の向上のための取り組みだけでなく、教員の資質向上を目的とした講演等も実施している。2018 年度においては、新カリキュラム移行期につき、新任教員を中心に、アクティブラーニングを基にした教育手法に関するレクチャーを実施した（資料 6－11）。また、実際の授業においても、教員の希望により教員同士でお互いの授業を見学できる体制を整え、教員相互の授業参観や録画映像の閲覧も可能にしている。

デジタルコミュニケーション学部の学生は、毎回の授業終了後に「フィードバックシート」を提出することが義務付けられており、教員はフィードバックシートを通して、学生の理解度や教育手法の有効性等を確認し、改善すべき点があれば翌週の授業に反映させ、授業の質の維持に努めている（資料 6－12）。

なお、2017 年度より、教員の教育・研究活動における成果や、本学の事業推進への貢献、本学外における実務活動での成果等についての教員表彰制度を導入している。（資料 6－10）

デジタルコミュニケーション学部と同様に、デジタルコンテンツ研究科では、毎回授業が終了するごとに、学生がその日の授業を評価するフィードバックシートを導入している。フィードバックシートには学生からの授業運営に関する提案や質問が含まれており、教職員は次の授業日にフィードバックを行うことで授業の質の維持に努めている。デジタルコンテンツ研究科では、このフィードバックシートの回答結果は教員間でも閲覧することができ、Good Practice が共有されている。このようなフィードバックシートの仕組みを通して、授業の質の向上だけでなく、教員の資質向上を図っている（資料 6－13 p.18）。

また、大学院教授会では、研究実践科目（ラボ）と修了課題制作の状況を毎月発表し、課題点や成果を共有している（資料6-14 P. 4-6）。また、研究紀要（資料6-15）や研究室発表会によって、教員自身が理論と実務の架橋となる活動や成果を発表する機会を用意することで、教員の資質向上を図っている。

そのほか、当研究科では、毎学期終了ごとに集計された期末アンケートの結果から、評価が高かった上位3授業を、その功績を称えるべく当該教員に対して学長より表彰を行っている（資料6-16 p. 7）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

これら教員組織の適切性の検証については、自己点検委員会にて、機関別は3年度毎（2010（平成22）年度、2013（平成25）年度、2016（平成28）年度）に、分野別は4年度毎（2008（平成20）年度、2012（平成24）年度、2016（平成28）年度）に、それぞれ自己点検・評価を実施しており、その際に教員組織の適切性についても検証を行っている。（資料6-17～資料6-22）。さらに、2018（平成30）年度からは、より点検の頻度をあげ、これまでの3年度毎のサイクルから、2年度毎に実施するサイクルで運用している。

また、学部と研究科の教員選考委員会において、教員編成の基本方針及び選考、昇任等を審議することを通じて、都度、教員組織の適切性を検証している。

（2）長所・特色

本学では、学部、研究科ともに、複数の領域を横断する教育課程であることから、所属している教員の各々が、様々な教育研究実績や実務経験を持ち合わせており、専門性および多様性に富んだ教員組織となっている。

例えば教員総会では、教員同士が自身の教育研究活動や実務実績をプレゼンテーションする時間が設けられ、普段とは異なる角度の気づきを得ることで、教員の資質の向上や教員同士の連携に繋がっている。また、実務では接触することがない企業同士が、本学では同じ「教員」という立場において、産業界の垣根を越えて次世代の人材の育成に従事するという構図は、非常に特徴的であり、本学における教育研究が産業界の発展に寄与するものであると考える。

また、学長が学部および研究科それぞれの教員選考委員会の構成員であるため、全学を見渡した教員編成の審議検討が出来ている。

2015年度より「デジタルハリウッド大学教員任用規則」にて、本学の専任教員の定年を満65歳と定め、2016年度より施行している。これを以て、専任教員が経年的に還流する仕

組みを形成することが出来た。これを踏まえ、教員の新規採用を行う際は、全体の年齢構成を考慮し、若手教員の採用に重点を置いている。

上記のとおり、デジタルコミュニケーション学部では、専任教員における教員組織の還流が始まり、より年齢構成のバランスが整備されることとなった。

また、2015 年度よりカリキュラム改定が行われて以降、その進捗状況の確認のため、各専門領域の教員同士で四半期または半年毎に「分科会」を開催し、それぞれの担当科目について、シラバスと授業内容の整合性や、成績評価の方法、学生の学習達成度、実施した教授法等の振り返りを行い、学生個々の状態も含めて、次に継続する科目の担当教員に情報共有を行うなどの連携が生まれている（資料6－23）。

デジタルコンテンツ研究科におけるラボ（研究実践科目）と修了課題制作以外の全ての科目において、フィードバックシートによる院生からのフィードバックを実施しており、さらにその提出をもって出席とカウントするなど、フィードバックシートの徹底した実施を図っている。毎回の授業において、早いサイクルで受け取るフィードバックによる緊張感から、教員自身が常に主体的に改善に取り組むことができている。このような仕組みを通じて、教員自身の資質向上を図ることができている。

（３）問題点

教員の業績評価に関し、研究については、メディアサイエンス研究所が取り扱う研究室発表会により把握が出来ているが、教育や、それに関連する実務の業績に関して把握する仕組みについては、現在は随時的なものになっているため、定期的に情報を集約する仕組みが必要である。

デジタルコミュニケーション学部 zu 所属している教員の各々が、様々な教育研究実績や実務経験を持ち合わせており、専門性および多様性に富んだ教員組織となっていることから、教員同士の交流が資質向上に繋がることは上に記した通りだが、交流の頻度は現状に至っては多いとは言えないため、機会創出の必要がある。

（４）全体のまとめ

大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めており、学部・研究科の教育課程に相応しい教員組織を整備している。また、教員の募集・採用・昇格は法令規定及び関連諸規程に基づいて適切に行われている。さらに、教員の資質の向上を図るための方策を具体的に実施し、定期的な点検を行っている。これらの点から、本学は、基準6「教員・教員組織」をおおむね充足している。

（５）根拠資料

- 6－1 デジタルハリウッド大学教員任用規則
- 6－2 デジタルハリウッド大学教授会規則

- 6－3 デジタルハリウッド大学大学院教授会規則
- 6－4 デジタルハリウッド大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則
- 6－5 卒業制作_テーマ登録について
- 6－6 ゼミスケジュール
- 6－7 教養科目教員一覧
<https://www.dhw.ac.jp/feature/teacher/?categories=general>
- 6－8 2018 年度 第 10 回学部教授会議事録
- 6－9 2018 年度 第 9 回大学院教授会議事録
- 6－10 デジタルコミュニケーション学部教員表彰制度ガイドライン
- 6－11 2018 年度第 1 回教員研修告知文
- 6－12 フィードバックシート (FS) について
- 6－13 教員ガイドブック
- 6－14 2018 年度 第 2 回大学院教授会議事録
- 6－15 デジタルハリウッド大学メディアサイエンス研究所ホームページ
研究紀要 <http://msl.dhw.ac.jp/journal/>
- 6－16 2018 年度 第 6 回大学院教授会議事録
- 6－17 平成 22 年度 大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編
- 6－18 平成 25 年度 大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編
- 6－19 平成 28 年度 大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編
- 6－20 平成 20 年度 デジタルハリウッド大学大学院自己点検評価・報告書
- 6－21 平成 24 年度 デジタルハリウッド大学大学院自己点検評価・報告書
- 6－22 平成 28 年度 デジタルハリウッド大学大学院自己点検評価・報告書
- 6－23 2018 年度後期プログラミング分科会議事録

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示と共有

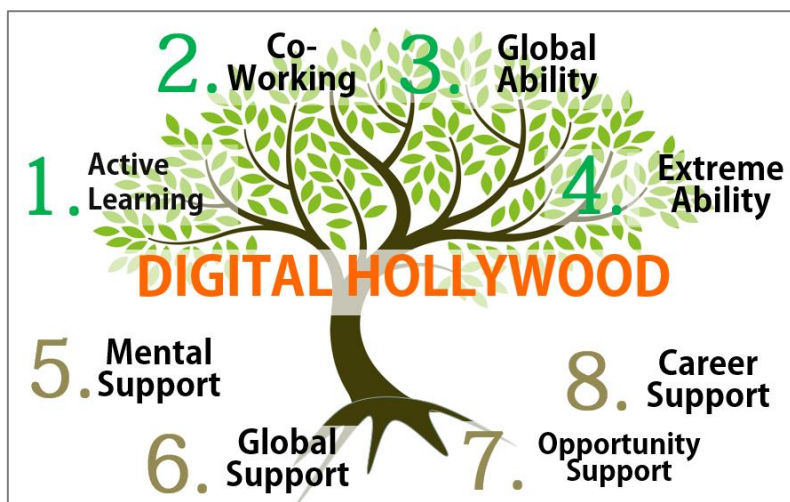
<大学の理念・目的等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の明示と共有>

本学では、全学組織であるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）委員会において、建学の精神、使命・目的、ディプロマ・ポリシーそしてカリキュラム・ポリシーを実現するために、学修支援方針について、「DHU EDUCATION TREE」として以下の8つの要素に落とし込み、それに基づいて各種教育や支援を展開している。

“DHU EDUCATION TREE”（学修支援の方針）

本学では、「教員が学生の潜在的な能力や才能を発見し、空に伸びてゆく枝葉のようにその才能を最大限伸ばすこと」および「職員が学生の学内における諸活動をサポートし、大地に根ざす根のように学生生活の基盤を支えること」、そして「この双方が有期的に連携すること」が、学生の成長をより発展的にする大きな要素であると考えている。この考えのもと、学修支援、キャリア支援、生活支援等の運営方針を、下記のように樹木をモチーフとした”DHU EDUCATION TREE”として定める。

“DHU EDUCATION TREE”



1. Active Learning

物事を主体的・能動的に捉え、積極的に関わることが出来るような指導を行う。

2. Co-Working

他者と協働することにより、新たな価値に発展させられるような指導を行う。

3. Global Ability

異なる背景や考えを持つ人とともに、創造的な活動が出来るような指導を行う。

4. Extreme Ability

突出した才能を持つ学生には、その才能を伸ばせるような配慮を行う。

5. Mental Support

メンタルの不調に早期に気づき、ある程度セルフコントロールできるような支援を行う。

6. Global Support

異なる背景や考えを持つ人とともに、創造的な活動が出来るような支援を行う。

7. Opportunity Support

大学での学びと結びつくような、実践の機会を数多く提供する。

8. Career Support

進路を意識した履修指導や、実務経験を有する教員による授業実施など、就業感の醸成に繋がるような支援を行う。

就職、進学、起業など、学生個々の希望や状況を把握し、適切な支援を行う。

また、障害のある学生の受け入れ方針については、以下のように定めている。

デジタルハリウッド大学 障害のある学生の受け入れ方針

理念

本学は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の基本理念に基づき、障害のある学生（保護者含む）からの要望により、個々の学生の状態・特性等に応じて、多角的な支援体制から他の学生と同等の修学機会を確保し、適切な合理的配慮を提供することを目指す。

基本方針

本学は、本学に在籍する障害学生が、障害のない学生と分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう支援を行う。

支援対象学生

本学に入学を希望する受験生及び在籍している学生（学部、修士課程、外国人留学生）、または学外から本学の授業を受講している学生（科目等履修生、交換留学生）を対象とする。障害とは、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害も含む）、その他心身の機能障害）であり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする。

合理的配慮に基づく支援

本学は、障害学生および障害のある入学志願者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障害学生および障害のある入学志願者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去について、修学上または受験上の必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を提供するよう努めることとする。合理的配慮の提供においては、支援における権利の主体は障害学生および障害のある入学志願者本人であることに鑑み、本人の要望に基づいた調整を行うよう努めることとする。

相談・実施体制

本学は、すべての組織・教職員が連携して、障害学生および障害のある入学志願者の支援を実施および調整することとし、障害学生および障害のある入学志願者、その保証人ならびにその他関係者からの相談に的確に 応じるための相談窓口を、次に掲げるとおり指定する。

- 一 障害学生支援相談窓口
- 二 メンタルヘルスケア相談室
- 三 キャリアセンター
- 四 入学志願者においては、入試広報グループ

情報公開

受験希望者や本学に在籍する障害のある学生に対し、修学支援方針及び支援内容を公表するものとする。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援

・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備
評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
評価の視点 6：留学生に対する多様な支援の実施
評価の視点 7：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

＜学生支援体制の適切な整備＞

まず、本学における学生への修学支援は、教員、職員、教職員協働等の体制により、学生が充実した学生生活を送れるように以下で述べる様々な支援を整備し、適切に行っている。つぎに、学生生活に関する相談・支援は、職員を中心に随時個別の面談を実施できる体制を整備している。

＜学生の能力に応じた補習教育、補充教育＞

補習・補充教育に関する支援体制とその実施については、以下の「◇」で示した各種の取組みを実施している。【 】内は、DHU EDUCATION TREE の項目を指している。

◇入学前教育【Career Support】

8月実施の学部A0入試夏期講習・課題方式では、合格者が入学までの期間を通して、大学入学後に向けた準備を早期に始め、成長を目指す入試となっており、講習ではキャリアプラン・学習計画表を作成し、自己学習を促進するとともに、創造力を高める講習や課題を課すなどの入学前教育を行っている。（資料7-1）

◇スタートアップウィーク【Global Ability, Career Support】

学部新入生に対しては、スタートアップウィークにて学校生活、履修、留学、就職、奨学

金、I T環境の利用方法などの説明を行い、新入生が円滑に本学での学生生活が開始できるようにサポートしている。入学直後の新入生研修合宿では2018年度は熊本・阿蘇エリアへ赴き、地元の企業等の協力を得ながら、学生が地域の活性化について、これから学ぶデジタルコミュニケーションを用いてどのように解決できるかについて、フィールドワークを行った。これは、ディプロマ・ポリシーに掲げている「デジタルコミュニケーションを用いて世の中に良い影響を与える」行為の体现と、留学生を交えたグループワークによる国際性の理解や人脈形成の役割を持っている。(資料7-2)

◇初年次教育【Active Learning, Co-Working】

大学での効果的な学び促進する補充教育として、能動的な国籍を超えた協働により新たな価値を生み出すことを学習する「アクティブラーニング」科目や、本学のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、大学における学習方法など、大学4年間で充実させるための知識や心構えを伝えていく「カレッジライフデザイン」を科目として開設している。(資料7-3～資料7-4)

◇動画教材【Active Learning】

各専門分野の演習の基礎を学ぶ「基礎ツール演習Ⅰ」、「基礎ツール演習Ⅱ」については、独習用の動画教材を用意しており、授業の予習・復習はもちろん、選択していない分野については独習することも可能となっている。「基礎ツール演習Ⅰ」の動画教材については、留学生が入学当初に基礎で躓くことのないように、英語版、中国語版も用意している。(資料7-5)

◇学外科目【Opportunity Support, Career Support】

実践的な力を補充する学外科目として、企業や社会との協働によるプロジェクトをベースに実践的な活動を行う科目「PBL (Project Based Learning)」や企業が講師を務め、学内でインターンシップと同様な就業体験が可能な科目「企業ゼミ」、所定の条件を満たしたインターンシップ経験に単位を認定する科目「インターンシップ」を設置している。(資料7-6～資料7-8)

◇特別講座【Opportunity Support】

通常の授業でカバーできない内容、著名人による内容、旬な内容といった通常科目を補充する科目として、特別講義を設置している。(資料7-9)

◇卒業制作展

本学では、「卒業制作とは、学生自らが不特定多数の前でそれを明らかにし、来場者からの反応や感想等、フィードバックを受けることで初めて大成する」との考えから、卒業制作

展により多くの来場者を獲得することに力を入れている。

2018 年度は、ダイレクトメールや招待状の増刷、地域店舗等に設置するフライヤーの増刷、早期の告知開始などを積極的に行ったところ、来場者数が 2,455 名に昇った。これは 2016 年度に比べると 153%増となっており、学生がより多くの不特定多数の聴衆の前で、自身の卒業制作課題に関して反応を得たことになる。

また、学生に、本学での学びのゴールイメージを明確に持たせるため、下級生の卒業制作展への参加者数向上についても注力をしている。初年次の必修科目内で、卒業制作展の見学を推奨するほか、3 年次のゼミ選択時において、卒業制作展の見学レポートの提出を求めることなどを行なったところ、2016 年度は在校生の参加率が 61.6%であったところが、2018 年度は 77.3%となった。

◇研究科の補充教育

デジタルコンテンツ研究科の教育研究目的を理解し、修了時のイメージを明確にすることを目的とした新入生を対象とした合宿や、修了課題のテーマを啓発することを目的とした修了課題制作ガイダンス・探求テーマ発表会を行っている。また、研究実践科目を除く全ての履修授業の映像を欠席した学生が後日視聴できるメディア補講、プログラミング学習サービス「Progate」の提供など、さまざまな補充教育を行っている。(資料 7-10～資料 7-14)

<正課外教育>

正課外教育に関する支援体制とその実施については、以下の「◇」で示した取組みを実施している。【 】内は、DHU EDUCATION TREE の項目を指している。

◇課外での英語学修の促進【Global Ability】

正課外での英語学習の促進として、英語のブラッシュアップおよび異文化交流を目的とした公認団体「DHU E Club」を設置し、週に 3 回程度、お昼休みにランチを取りながら、英語によるディスカッションやカジュアルディベート、カジュアルスピーチを行い、年に 1 回、他大学の学生も招いてのスピーチコンテストを開催している。(資料 7-15)

<留学生等の多様な学生に対する修学支援>

デジタルコンテンツ研究科における留学生等の多様な学生に関する支援体制とその実施については、以下の「◇」で示した取組みを実施している。

◇受験機会の確保

外国人留学生の受験機会については、学則において下記の通り定めて確保している。

「(外国人留学生の選考) 第 18 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国

し、本学に入学を志願する者があるときは、第 16 条に規定する選考のほか、特別に選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。」

また、志願者の交通の便や旅費に配慮し、プサン、ソウル、上海、北京、香港、台湾においても、入学試験を実施している（資料 7-16）。

◇学修支援体制

学修上の支援については、外国人留学生に対しても、他の院生と同様に、教育課程や科目履修、学内の施設、設備、システムなどについて、各種ガイダンス、履修相談会などを行っている。そのほか、外国人留学生を対象とした在留資格などの説明会を定期的実施している（資料 7-17）。

また、本研究科においては、2016 年に「カルチュラル・イノベーションコース」を設置し、日本の文化や風習、価値観、産業、コミュニケーション等への理解を深める科目「クロスカルチャー・マネジメント」の配置を行っている。また、2018 年度は当該コースを主体として、外国人留学生の課題を掘り出し、日本人院生と連携して解決案を考える研修を実施した（資料 7-18）。

◇生活支援体制

生活上の支援については、以下のような取り組みを行っている。

国際人材交流の一環として、デジタル技術とコンテンツで新しい産業や新しい文化を創出する人材の育成を目的に、私費外国人留学生を対象とした授業料の 30%を減免する「私費外国人留学生学費減免制度」を設けている。また、JASSO における私費外国人留学生学習奨励費給付制度について情報提供や受給申請の補助等を行っている（資料 7-19）。

その他、本研究科では独自に管理・運営する学生寮を有してはいないが、学生会館を持つ専門業者と提携し、院生に情報提供を行う生活支援を行っている（資料 7-20）。

<障がいのある学生に対する修学支援>

障がいのある学生に対する修学支援とその実施については、以下の「◇」で示した取り組みを実施している。

◇障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

デジタルコミュニケーション学部では、障がいのある学生に対し、入学前に保護者を交えて、必要な支援などをヒアリングするための相談体制を整備している。通常的全授業を実施している駿河台キャンパスはバリアフリー化、障がい者用トイレの設置がされており、障がい者のための配慮がなされている。また、ノートテイクなどの補助者の授業への参加を認めており、障がいのある方への対応として手話通訳者を配置した実績がある。（資料 7-21）（資料 7-22）

◇研究科における障がい者の受け入れ支援体制

デジタルコンテンツ研究科における障がいのある学生を受け入れるための体制や配慮は、下記の通りである。

まず、本研究科では、障がいの有無による出願資格の制限は設けておらず、入学試験においても当該志願者の受験に影響が無いように配慮することとしている。

つぎに、障がいのある学生に対し、入学前に保護者を交えて、必要な支援などをヒアリングするための相談体制を整備している。駿河台キャンパスはバリアフリー化、障がい者用トイレの設置がされており、障がい者のための配慮がなされている。

加えて、また、本研究科においては、発達障がいを抱える学生に対し、担当教員と事務局職員との連携した支援や、当該学生に適切なアウトリーチの機会提供等を行うことで、2015年3月に無事修士の学位を授与することが出来ている。

◇成績不振の学生の状況把握と指導

デジタルコンテンツ研究科の職員は定期的に在学生の出席率を確認し、出席率が低い、学修のモチベーションが低下している院生に対して、メール・電話での連絡を取り、随時面談を行っている。また、各学期終了後に、職員が院生の成績分布を作成し、専任教授会にて教員と共有を行い、教職員が連携して、成績不振の学生へ支援を行っている。

<留年者、休学者、対退学希望者の状況把握と対応>

留年者、休学者、対退学希望者の状況把握と対応とその実施については、以下の「◇」で示した取組みを実施している。

◇留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

デジタルコミュニケーション学部において、学生が退学もしくは休学を希望する場合は、退学希望理由書もしくは、休学希望理由書の提出と専任の職員との面談を義務付けており、休退学の理由の確認を行うとともに、学生と様々な選択肢についての話し合いを行い、その結果、休退学を選択する場合は、退学願もしくは休学願の書類を交付している。その後、保証人の承諾が得られている書面が提出された場合は、その願を、学部においては学長、事務局長ならびに学長が指名した教員により構成された学務委員会、研究科は学長・事務局長会議に諮り、適切な措置を講じている。また、その結果を教授会に報告している。(資料7-23)

また、出席不振学生の早期把握や情報共有のための施策として、出席システムとグループウェア(salesforce)を活用しており、早期段階で職員同士が連携したフォローを実現している。また、必要に応じて、保護者とも連絡をとり、出席不振の解決に向けた3者面談を実施している。また、2016年度からは外部専門家と連携し、Student Assistant (SA)の活用

や学生インタビューなどの退学予防対策にも着手している。(資料7-24)(資料7-25)

◇留年者および休学者の状況把握と対応

デジタルコンテンツ研究科では、各学期の終了後に、職員が院生のゲートキーピング通過率を抽出し、専任教授会にて報告している。前期終了後に、GPAが2以下の院生に対して、職員から面談を行い、院生の現状をヒアリングし、改めて進級の条件を説明している。面談を通して、院生のモチベーションを引き出すことを図り、進級できるように後期の計画を立てることに適切な支援を行っている。

また、休学者に対して、休学期限の3ヶ月前に、事務局からメールにて復学の意思を確認し、復学・休学継続のいずれかの手続きを行っている。意思確認に対し返事がない場合、自動的に復学となり、当該学期の履修登録や学費の納入が発生する。こうした点については、院生に対して学生ガイドなどで周知している。(資料7-26)

◇退学希望者の状況把握と対応

デジタルコンテンツ研究科では、病気その他やむを得ない理由により、退学を希望する場合、大学院事務局へ願い出の上、教授会の議を経て許可を得ている。退学希望の院生は、グループウェアから退学申請を行い、追って事務局より、手続き等の説明をする。院生に対して学生ガイドなどで周知している。(資料7-27)

<奨学金その他の経済的支援の整備>

奨学金その他の経済的支援の整備とその実施については、以下の「◇」で示した取組みを実施している。

◇奨学金等の経済的支援措置の適切性

デジタルハリウッド大学における学生への経済的な配慮としては、各種奨学金、学費延納制度、学費特別分納制度、緊急時の学費減免、留学プログラムでの学費支援、ノートパソコンなどの低価格販売、特別進学生制度、特別奨学生制度、卒業制作や起業への支援、学生会館の情報提供、キャンパスの入るビル内の飲食店での割引価格での商品・サービス提供など、様々な経済的支援を行っており、これらの支援内容については、「入学手続き案内」、「学生ガイド」などに明記し学生に周知している。(資料7-28)(資料7-29)

◇研究科における奨学金の他の経済的支援の整備

デジタルコンテンツ研究科では、在学期間中に研究活動に集中して取り組むことができるよう、院生の経済的支援として、各種の奨学金ならびにローンの紹介や推薦を行っている(資料7-30)。

また、経済的支援については、奨学金制度を設けて、職員が経済的支援を希望する院生に

対して、随時個別に相談・支援する体制を整備している。この制度については、募集要項及び学生ガイドに掲載して周知に努めている。

なお、奨学金などの主な制度は、以下の通りであり、これらは、本大学院のウェブサイトに掲載している（資料 7－19【ウェブ】）。

◇特別奨学生制度

本大学院の教育内容に関連する企業および各種団体などにおいて特筆する経験を有する学生、もしくは同等の能力を有し、かつ優秀であると本大学院が入学試験において判断した学生を対象に授業料を減免している。2 年目以降の制度適用については初年度の成績等に応じて判断される。

◇特別奨学生制度 私費留学

国際人材交流の一環として、デジタル技術とコンテンツで新しい産業や新しい文化を創造する人材の育成を目的に、外国籍を有し入学試験で相当と認められた私費外国人留学生を対象に授業料の 30%を減免する制度を設けている。

◇JASSO 奨学金・奨励金

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が提供する奨学金・奨励金に応募が可能であり、入学後の説明会と学内選考を経て受給者を決定している。

◇その他の経済的支援・体制

その他の学外の奨学金制度については、グループウェア等での情報提供を随時行うとともに、申請に必要な手続きの支援などを行っている。

上記の他に、本大学院では、課外プロジェクトへの経済的支援や実装支援などの経済的支援を行う体制を整備し、平成 30 年度にその効果的な支援を行った実績を持っている（資料 7－30～資料 7－31）。

<学生の生活に関する適切な支援の実施>

デジタルコミュニケーション学部では、専任の職員を配置し、在学生主催による新入生歓迎会の支援、サークル活動や学園祭、学生の課外活動の支援、キャリアセンターに寄せられるアルバイト情報の公開など、学生の各種学生生活支援を適切に行っている。

<学生の相談に応じる体制の整備>

デジタルコンテンツ研究科では、問合せ窓口（メール・電話・受付）を設け、職員が受付時間内に院生の相談に随時対応できるように努めている。

＜ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備＞

デジタルハリウッド大学のハラスメント防止等に関しては、規則を制定し、その方針及び体制を明確に定めている。ハラスメント専用の連絡窓口（メールアドレス）を設け、発生した問題に応じて対策チームを設置する体制が整えられている。学生には、入学時のガイダンスや学生ガイド等で周知し、教員へは毎年契約更新の際に「キャンパス・ハラスメント防止に関する規則」等を遵守することを義務付けており、その内容の周知及び未然の防止に努めている。（資料 7－32）

＜学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮＞

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮とその実施については、以下の「◇」で示した取組みを実施している。

◇心身の健康保持・増進

デジタルハリウッド大学では、学生の心身の健康保持・増進のため、本学では駿河台キャンパスに保健室を設置し、学生の心身の健康保持に努めているとともに、キャンパス付近の医院と顧問契約を行っており、アドバイスを求めることができる体制をとっている。一年に一度、学部生は全員、大学院生は希望者を対象に健康診断を実施している。また、職員に対しても、健康診断を義務付けている。また、週 1 回程度、精神保健福祉士が在室し、メンタルヘルス相談室と称した予約制による対面カウンセリングを実施しており、メンタルヘルスクエアを目的とした専門的な学生相談も行っている。（資料 7－33）（資料 7－34）

◇院生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

デジタルコンテンツ研究科では、以下の院生の心身の健康保持・増進に関する体制を敷いている。

まず、院生の心身の健康保持・増進のため、本大学院では駿河台キャンパスに保健室を設置し、院生の心身の健康保持に努めるとともに、キャンパス付近の医院と顧問契約を行っており、アドバイスを求めることができる体制をとっている。

つぎに、一年に一度、大学院生は希望者を対象に健康診断を実施している。

さらに、本研究科では、院生の心と体の健康ライフのサポートを目的に、「DHU 心と体のサポートセンター」を開設し、院生に対して学生ガイドなどで周知している。このサービスは、外部専門会社に委託し、電話による健康相談サービスやメンタルヘルスのカウンセリングサービス（面談・Web・面談カウンセリング）を院生に対して行うものであり、そのサービス体制を整備している。

◇安全・衛生への配慮

デジタルハリウッド大学の学生の安全面への配慮として、新入生に対しては、スタート

アップウィークの一環として避難訓練を、職員に対しては、防災訓練を、それぞれ実施している。万が一事件、事故、緊急を要する対応が必要になった場合は、設置会社が定める「緊急連絡エスカレーションフロー」に基づき意思決定を行い対応している。(資料 7-35) (資料 7-36)

全学生に対して、学生教育研究災害傷害保険への加入を義務付けており、大学生活時におきた事故等に対して保険を適用する制度を設けている。また、海外の協定校に留学をする学生には留学期間中に本学が指定する海外旅行傷害保険の加入も義務付けている。(資料 7-37) (資料 7-38)

そのほか、本学学内で、緊急の心配停止に起こった際に対応できるよう AED（自動体外式助細動器）を設置している。

本学の学生・教員・学生が利用する PC、本学が所有する PC すべてに対しては、アカウント管理、データ持ち出し対策及び監視体制を確立している。万が一、学生が情報危機管理に関する伝染性ソフトウェアの持ち込みや違法コピー、他者の著作物の違法利用などの行為を行った場合は、「学生懲罰に関する規則」に則り、罰することができる。(資料 7-39、40)

インフルエンザ、エイズ、風疹、麻疹などの感染症に対する注意に関しては、文部科学省や保健所から情報を収集し、学内グループウェアなどに掲載し、注意を呼びかけている。(資料 7-41)

また、学生、教員、職員に対して、本学滞在中は、ストラップ付の身分証を首から提げることが義務付け、不審者がいた場合は、事務局へ連絡するよう周知している。(資料 7-42)

＜学生の進路に関する適切な支援の実施＞

キャリアセンターを中心に、学生支援グループおよび大学院グループと連携を図りながら進路支援を進めており、進路決定者数自体が増加傾向にあることから支援内容は適切なものであると考える。

表 7-1 学部・大学院における就職者数および進学者数の推移

	就職者数 (学部)	進学者数 (学部)	就職者数 (大学院)	進学者数 (大学院)
H22	59 名	16 名	10 名	0 名
H23	74 名	13 名	23 名	0 名
H24	61 名	33 名	23 名	0 名
H25	85 名	26 名	29 名	0 名
H26	82 名	20 名	26 名	0 名
H27	122 名	32 名	37 名	1 名
H28	105 名	31 名	26 名	0 名

H29	128 名	36 名	24 名	1 名
-----	-------	------	------	-----

(出典：各年度の学校基本調査より)

＜学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備＞

キャリアセンターの専用スペースにおいては、企業・求人情報開架、個別面談ブースを2箇所設置している。また学生が気軽に訪問できるよう近年ソファなどの休憩スペースを設置し、利用率向上を図っている。業務としては、求人申込票発送、受付、公開、就職活動の支援資料の作成、個別相談、企業訪問などを行い、全体の就職ガイダンス、企業説明会の開催など学生の就職支援を行っている。さらに、学部では3年次後期からのゼミにおいて「ゼミ担任制」をすべてのゼミに導入し、教員をサポートするため、職員がゼミに担任として参加しており、各学生の就職活動の進捗の把握や相談を受け付けている。

通常、教員は自らの専門領域の教育・研究について学生指導を行うのに対し、ゼミ担任の職員は、学生の個性などを把握し、助言を与える者で、就職など学生生活のあらゆる問題に対して解決に向けた支援を行っている。教員と職員が連携し、お互いの役割を相互に補完し、また常に学生情報を共有しながら学生一人ひとりきめ細かな学生支援を行っている。

これらに加えてキャリアセンターは、就職活動序盤の学生に対して就職活動の手順や心得を教示する「キックオフガイダンス」をはじめ、学内に採用担当者を招いて実施する「学内企業説明会」、また4年生の卒業制作展の期間内に採用担当者を招いて就職先未定者とのマッチングを図る「スカウトミーティング」など数々の学内イベントを主催、運営し、在学中の学生と企業の接点を拡大している。またいつでも就職相談ができるようキャリアセンター専用スペースには専門カウンセラーが常駐しており、実践的な就職活動相談から、ポートフォリオ制作の指導まで、個人の不安や悩みに応じた個別相談を実施している。(資料7-43)

また就職ではなく進学を希望する学生に対しては、特に内部進学 of 支援を積極的に実施しており、学部時代の取り組みの評価により学費を減免する特別進学生制度を設けている。進学にあたっては希望研究内容と内部進学が合致しているかどうかなどについて、説明会や個別相談を実施している。

＜進路選択に関わる支援やガイダンスの実施＞

◇学部における進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

まず学部に関して、本学の学問領域は他分野に渡ることから、低学年時に履修選択する科目と進路に密接な関係がある。そのため「分野理解」というガイダンスを1年次生向けに実施することにより、進路として選択し得る業界の構造や就職のために必要なスキル、またそれに準じて履修すべき科目を各分野の実務家教員より学生に説明している。また授業の履修登録時には卒業だけでなく希望進路に準じた履修について学生支援グループが学生と個別に相談する機会を設けている。また3年生後期より履修する「ゼミⅠ」が映像やグラ

フィックデザインといった専門分野に紐付いたテーマとなっていることから、事実上、3 年次後期のゼミ選択の際に、進路の方向性を決定することになるため、ゼミの履修に向けた説明会も学生支援グループの主導により実施している。(資料 7-44)

一方、インターンシップや、学内で企業による講義を受講できる「企業ゼミ」といった取り組みはキャリアセンターの主導により低学年をも対象に実施しており、労働観の育成や職種イメージの具体化という機能を担っている。(資料 7-45)

◇研究科における進路選択に関わる支援の実施

研究科においては、社会人院生も多く在籍するため、必ずしも入学前と入学後で進路が変わるというものではないが、就職や転職、または起業など、キャリアチェンジの意欲がある院生に対しては支援を行っている。就職や転職を希望する院生にはキャリアセンターより情報や機会の提供を実施し、また優秀成果発表会（デジコレ）には多くの企業が参加し、就職や協業とのマッチング機会を提供している。(資料 7-46)

＜その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施＞

その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施については、以下の「◇」で示した取り組みを実施している。【 】内は、DHU EDUCATION TREE の項目を指している。

◇留学プログラム【Global Ability】

グローバル感覚と英語力を補充する教育として留学プログラムを用意している。原則として留学期間も本学での休学扱いとはせず、1 年間の留学を行った場合でも 4 年間で卒業できる仕組みとなっている。学費に関しても、本学との協定校（7 カ国、22 校）への派遣留学の場合は、協定校の学費 100 万円を上限に本学への通常の学費のみで留学が可能で、協定校以外への留学においても最大 70 万円の奨励金を支給することで、学費負担を軽減している。(資料 7-47)

◇自主活動支援【Opportunity Support】

学生の自主制作の支援としては、八王子制作スタジオの施設・設備やデジタルビデオカメラやマイクなどの撮影機材の貸出を行っている。また、外部コンテストの案内を定期的に行い、参加を促進する他、参加出展料を支給するなどの金銭面での支援も行っている。(資料 7-48)

◇パソコン教室開放【Active Learning】

授業が行われていない時間帯でのパソコン教室の開放や自習専用パソコン教室を設置しており、学生は開館時間内であればいつでも制作することができる。特に作品制作過程の終盤においては、レンダリングなどの長時間連続してパソコンを利用した作業をする必要があるため、週末の夜間にパソコン教室を開放する「オールナイトフリータイム」も実施して

いる。(資料7-49)

◇公欠措置【Opportunity Support】

世界最大のコンピュータグラフィックに関するカンファレンス「SIGGRAPH (シーグラフ)」の参加や世界最大級のスタートアップイベント「SLUSH ASIA (スラッシュ アジア)」のボランティア参加といった、教育効果の高いイベント等に参加する場合、参加する学生を学長による承認の上、公欠措置としている。(資料7-50)

◇社会人院生への配慮

社会人院生を受け入れるための支援体制の整備や支援内容は、下記のとおりである。

まず、本大学院への入学時期は毎年4月のみであるが、初夏以降に全20回程度の入学試験を月1回以上の頻度で開催しており、また試験時間を夜間に設定するなど、社会人に対しても、受験にあたり日程的な不都合が生じないよう配慮している。

つぎに、本大学院では、社会人院生への教育上の配慮から、平日の夜間と土日の昼間を中心に講義を開講している。

さらに、同時時間帯には、大学院グループの職員が本キャンパス内に常勤し、社会人院生に対して常時相談を受けることができる体制を整備している。

加えて、本大学院は社会人院生への配慮から、最大5年間までの長期にわたる在籍が可能となっている。

◇院生の自主的な活動への支援体制の整備

院生の自主的な活動への支援体制の整備については、特に初期段階から資金が必要になるIoTの自主的な開発を支援するため、デジタルファブリケーションのための機材を利用できる設備「LabProto」を利用できるようにしている。また、学内でコンペティションを実施し開発費を助成している。

設置会社の学びメディア事業部と連携し、院生在校生にAdobe、Macbookを格安で提供している。院生には不定期メールでお知らせしている。(資料7-51)

また、大学院グループが主体となって、各種イベントやコンペティションなどの出展支援を積極的に行い、院生の自主的な活動を支援する体制を整備している(資料7-31)。

その他、院生が勉強会やセミナーなどを自主開催できるよう、無料で会議室やホール、撮影機材などの貸出を行っている。また、過去全ての院生、教員が登録しているメーリングリストを作成し、告知・募集を自ら行うことができるようにしている。さらに、院生室を解放し、オールナイトでの作業もできるようにしている。また院生室のPCにはオンラインスクールの動画教材を導入し、カリキュラム外でデジタルスキルを習得できるようにしている。院生室には各ラボのロッカーを設置しており、当該ラボの研究資料や機材などを保管するが可能になっており、事務局より院生室への定期的な清掃も行っている。加えて、大学院

グループが主体となり、八王子スタジオの制作スペースを院生に貸し出し、院生の自主的な活動を支援する体制を整備している（資料 7-52）。

◇修了生の同窓会組織等への支援体制の整備

修了生の同窓会組織等への支援体制の整備については、在校生・修了生が在籍する「校友会」との連携がある。校友会の協賛により、学生は LabProto の設備が材料費相当の低価格で利用できる。また、校友会は本研究科だけでなく、学部、さらに設置会社であるデジタルハリウッド株式会社が運営する各事業の卒業生が入会するため、イベントやそのコミュニティを通じて、デジタルコンテンツに関する幅広い人的ネットワークを利用することができるようになっている。

◇設置会社の資金援助と院生の学習支援のための動画教材の公開

設置会社のインキュベーション事業と連携し、学発ベンチャーのためのビジネスマッチング活動や社外有識者によるメンタリングや資金援助などを積極的に行っている（資料 7-53）。また、院生室 PC でオンラインスクールの協力の下、院生の学習支援のため動画教材を公開している。院生には、学生ガイドなどで周知している。（資料 7-54）

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

学生支援の適切性の検証に関して、在学中の学生サービスに関する満足度や要望についての検証は、年度末に実施している学生 CS 調査で行っており、進路支援に関する検証は、4 年生を対象に実施している進路アンケートで行っている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

自己点検委員会にて、機関別は 3 年度毎（2010（平成 22）年度、2013（平成 25）年度、2016（平成 28）年度）に、分野別は 4 年度毎（2008（平成 20）年度、2012（平成 24）年度、2016（平成 28）年度）に、それぞれ自己点検・評価を実施しており、その際に学生支援の適切性についても検証を行っている。

（2）長所・特色

デジタルコンテンツ研究科では、理論と実務を架橋し、産業界に貢献するアウトプットを出すことこそが本大学院の使命であるという考えから、学内でコンペティションを行い、実

装支援を行う体制を整備し、実績を上げている。平成 27 年度の助成対象者は起業し、資金調達による量産化を具体的に進めている。さらに、本研究科の設置会社であるデジタルハリウッド株式会社からも出資を行い、全面的に支援している。平成 29 年度の助成対象者も優秀成果のひとつとして優秀成果発表会「デジコレ 8」に登壇した。

また、設置会社のインキュベーション事業と連携し、学発ベンチャーのためのビジネスマッチング活動や社外有識者によるメンタリングや資金援助などを積極的に行っていることは、本研究科ならではの院生に対する経済的支援の特色として挙げることができる。

具体的には、平成 30 年度において、インテリム・コンペティション（旧称：アイデア実現支援プロジェクト）で 5 件の学生研究案件を実装支援している。平成 28 年度までは IoT の分野に絞っての支援をしていたが、研究領域の拡大及び多様性に対応するため、支援領域を広げている。また平成 30 年度の募集の際は実装に向けたステージによって支援方法を変えるなどの取り組みも行っている。

進路の支援に関して、就職活動については、キャリアセンターを中心として支援をしており、例年、就職希望者の 9 割は卒業までに就職先が決定している。例えばキャリア系の教員と連携し、1 年次の必修科目である「キャリアデザイン」内で就職決定した先輩とディスカッションを行い、学内で企業との協働が体験できる「企業ゼミ」を実施するなど、学生全体に対して就業感の醸成を促すことが出来ている。

学生個別に対しては、キャリアセンターの職員が学生全員と面談を行い、各学生の多種多様な希望進路に合致するような、学生一人では見つけきれない優良な企業の紹介や、卒業制作当日に企業を招聘し、学生の展示の前でマッチングさせるなど、細やかな対応が実を結んでいる。（資料 7－45、55）

また、3 年次に実施する就職に関する保護者会にて、キャリアセンター担当者から、就職実績や進路選択の支援についてや、現在のコンテンツ産業の実情などについて説明を行っている。「就職」については、デジタルコンテンツ産業では雇用形態や採用の時期が、日本の大企業における新卒一括採用とは異なる企業も多く、本学では、4 年生の約 1 年かけて卒業制作等の作品の精度を更に上げて、優良企業の内定を勝ち取る学生も多い。それに至るには保護者の一定の理解が必要であるため、実例を基に解説をし、保護者の理解を得る活動を行っている。（資料 7－56）

（３）問題点

学生の進路支援に関しては、①学生の就業意欲の向上、②就職活動の促進、③低学年からのキャリア支援を改善すべき事項と考えている。

（４）全体のまとめ

「現状説明」として記述したとおり、①学生支援に関する大学としての方針を明示しており、②学生支援の体制は適切に整備されており、③学生支援の適切性について定期的に点

検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

今後は、長所として挙げた点について、これらすべてをより一層有効なものとするべく以下の各施策を実施していく。

実装支援、開発助成のためのコンペティションについては、LabProto が整備されたため、IoT 領域に限定せず、平成 30 年度においては、インテリム・コンペティション（旧称：アイデア実現支援プロジェクト）で 5 件の学生研究案件を実装支援している。平成 28 年度までは IoT の分野に絞っての支援をしていたが、研究領域の拡大及び多様性に対応するため、支援領域を広げている。また平成 30 年度の募集の際は実装に向けたステージによって支援方法を変えるなどの取り組みも行っている。これにより、さらに多様なアウトプットが生まれることを企図する。

全学年参加ができる、学内で企業との協働が体験できる「企業ゼミ」においては参加数が 166 名参加（2017 年度）から 233 名参加（2018 年度）と向上してきている。特に 1 年生の参加意欲が高まっていて、2016 年度が 51 名、2017 年度は 69 名、2018 年度は 92 名と年々増加していて低学年のキャリアに対する意欲向上の効果が出てきているので、これを継続して実施していく。

一方で問題点として挙げた点については、以下の各施策を実施し改善を図っていく。

第 1 に、学生の就学意欲の向上について、キャリアセンターにおいて、インターンシップ参加率の向上と、より効果が出るようなプログラム設計を行っていく。

1 年生からのインターンシップを促進し、全学年を対象にしたインターンシップの説明会の実施や、インターンシップ受入案件を獲得するため、求人票を本学に提示している企業へのインターンシップ導入の営業活動を行っているが、まだ参加数が増えていかない。

改めてインターンシップを促進していくにあたり、キャリアセンター担当者がインターンシップ専門人材となるべく、2018 年度中に STEP3 までの研修を受講し、制度から学生への促進方法の見直しを行っていく。

第 2 に、就職活動の促進については、キャリアセンターにおいて、学内での産学連携（企業ゼミや業界セミナーなど）を充実させる。企業ゼミのラインナップの充実を図るとともに、企業ゼミをきっかけとしたインターンシップやアルバイトへの導線を強化し、企業ゼミに参加した学生がそのままその企業でインターンやアルバイトなどができるよう企業へ提案を行っていく。さらに、就職活動のサポート（ガイダンスやカウンセリングなど）を充実させ、毎年行っている就職活動のサポート講座の見直し（内容、講師含む）を行う。

第 3 に、低学年からのキャリア支援については、キャリアセンターにおいて、低学年に向けたキャリアに関するガイダンスの実施（業界セミナー、適職診断テストの実施など）やキャリア系授業との連携を図る。また、3、4 年生向けの企業説明会についても 1、2 年生も参加可能にして、2 年後 3 年後の就職活動に向けたプランを形成してもらうようにする。

(5) 根拠資料

- 7-1 A0 入試夏期講習・課題方式 講習資料
- 7-2 新入生研修合宿に関する資料
- 7-3 アクティブラーニング シラバス
- 7-4 カレッジライフデザイン シラバス
- 7-5 動画教材 資料
- 7-6 PBL (Project Based Learning)
- 7-7 企業ゼミ 資料
- 7-8 インターンシップ 資料
<https://www.dhw.ac.jp/employment/internship/>
- 7-9 特別講義 資料
- 7-10 フューチャーゲートキャンプ 資料
- 7-11 修了課題制作ガイダンス 資料
- 7-12 探求テーマ発表会 資料
- 7-13 メディア補講 資料 (学生ガイドブック 15 頁)
- 7-14 プログラミング学習サービス「Progate」資料
デジタルハリウッド大学院 ホームページ イベント
<https://gs.dhw.ac.jp/event/160123/>
- 7-15 DHU E Club 資料
- 7-16 「デジタルハリウッド大学院ホームページ (募集要項 (国外入試))」
<https://gs.dhw.ac.jp/admissions/entrance/foreign-exam/>
- 7-17 「外国人留学生の手引き」
- 7-18 カルチュラル・イノベーションコース フューチャーゲートキャンプ 資料
- 7-19 「本大学院ホームページ (学費の支援)」
<https://gs.dhw.ac.jp/admissions/student/tuition/>
- 7-20 「大学ホームページ (指定学生会館のご案内)」
<https://www.dhw.ac.jp/life/facility/>
- 7-21 修学支援希望申請書
- 7-22 障がい者支援について
- 7-23 休・退学資料 (休学希望理由書・退学希望理由書・休学願・退学願)
- 7-24 salesforce 資料
- 7-25 Student Assistant (SA) マニュアル
- 7-26 休学 資料 (学生ガイドブック 25～26 頁)
- 7-27 退学 資料 (学生ガイドブック 26～27 頁)
- 7-28 入学手続き案内

- 7-29 学生ガイド
- 7-30 「実装支援の例（デジコレ8 ニュースページ、DHGS アクセラレーションプログラム
ムニュースページ）」
<https://gs.dhw.ac.jp/event/180224/>
<https://gs.dhw.ac.jp/news/160113.html>
- 7-31 「課外プロジェクトへの経済的支援に関する資料」
- 7-32 キャンパス・ハラスメント防止に関する規則
- 7-33 お茶の水内科との顧問契約
- 7-34 メンタルヘルス相談室 資料（スタートアップガイド 29 頁）
- 7-35 避難訓練 資料
- 7-36 エスカレーションフロー
- 7-37 学生教育研究災害傷害保険 資料
保険について（学生教育研究災害傷害保険 [学研災]）
<https://sites.google.com/a/dhw.ac.jp/document-link/home>
- 7-38 海外旅行傷害保険 資料
- 7-39 学生懲罰に関する規則
- 7-40 懲戒処分に関する基準
- 7-41 感染症に対する注意喚起 資料
- 7-42 不審者注意喚起 資料
- 7-43 キャリアセンター
<https://www.dhw.ac.jp/employment/career/>
- 7-44 ゼミ説明会 資料
- 7-45 企業ゼミ 資料
- 7-46 デジタルハリウッド大学院ホームページ「デジコレ8」
<https://gs.dhw.ac.jp/event/180224/>
- 7-47 留学プログラム 資料
- 7-48 八王子制作スタジオ 資料
<https://www.dhw.ac.jp/life/facility/>
- 7-49 オールナイトフリータイム 資料
- 7-50 学長事務局長会議議事録 公欠決裁 資料
- 7-51 「デジハリストアホームページ」
<http://dhw.shop-pro.jp/>
- 7-52 「大学院ホームページ 八王子制作スタジオ」
<https://gs.dhw.ac.jp/profile/equipment/hachiouji/>
- 7-53 インキュベーション事業と連携するビジネスマッチング 資料
- 7-54 パーソナルプログラム 資料（学生ガイドブック 20 頁）

7－55 スカウトミーティング紹介記事

<https://www.dhw.ac.jp/news/sukauto2015/>

7－56 就職保護者会 資料

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示と共有

本学における教育研究活動に関する環境の整備方針については、2016（平成28）年度に、本学の理念・目的を踏まえ、以下のように定めたものを本学 Web サイト上で公開・明示し、共有している（資料8-1）。

デジタルハリウッド大学 教育研究等環境の整備に関する方針

本学は、建学の精神および使命・目的を実現するため、以下のとおり教育研究等環境の整備に関する方針を定める。

【施設・設備の整備に関する方針】

・本学は、同一課程内で複数領域の学修が可能であることから、一つの大学組織の中に様々な領域を得意とする学生や院生、教員や研究員が存在する。小規模大学であることを活かし、各構成員間のコミュニケーションがより円滑となるよう、物理的な利便性にも配慮した施設・設備の整備に努める。

・専門領域に関連する施設・設備においては、教育とのバランスを鑑みながら、可能な限り産業界と同等の環境整備に努める。

【図書館の整備に関する方針】

・「メディアライブラリー資料収集方針」にて、資料収集の目的、原則、範囲、基準、方法等を定め、系統立った資料収集に努める。

・「メディアライブラリー指針」にて、資料の収集に留まらず、「世界を発見すること、多様性と出会うこと、興味関心を喚起すること」「情報発信と話題作り」「上質な読書とメディア体験ができる空間プロデュース」の三点に重点を定め、これらを促進する活動を行う。

【情報環境の整備に関する方針】

・ICTを活用した学修、教育、研究、および事務業務のために、必要な教務システムやネットワーク等の情報基盤および運用体制を整備する。

・特に CG や VR 等の負荷の高い作業を行う情報端末においては、概ね 2 年を目安に環境を刷新すべく、情報端末の全学的な循環に創意工夫をもって整備する。

・設置会社による「情報システム規定」に基づき、情報システムの有効性及び効率性、準拠性、信頼性、可用性、機密性を確保する。

【教員の教育研究環境等の整備に関する方針】

・実務家教員が多数在籍していることを前提とし、授業運営等について、職員を中心に、積極的に教員の教育活動の支援を行う。

・研究活動において、不正行為および研究費不正使用の防止の取り組みとして、各種規則を整備し、それを遵守するための啓蒙活動を行う。

以上

本学の設立にあたっては、秋葉原という立地にキャンパスを構えることが最重要事項の 1 つであった。日本のコンテンツ産業の中心地として発展・進化を続けている秋葉原で教育を行い、実社会で起こっている最先端の事例、刺激を日常生活の中で目の当たりにすることが、学生の知的好奇心を喚起し、教育効果を最大化するために必須であるとの確信があったためである。

その後、旧秋葉原メインキャンパス、旧秋葉原セカンドキャンパス、旧秋葉原サードキャンパス、旧御茶ノ水キャンパスの 4 つのキャンパスを有したが、近隣とは言えキャンパスが 4 箇所 に点在していたため、学生や教員が授業ごとにキャンパス間を移動する必要があったことや、その移動に時間を要すること等、接続性や利便性が課題とされていたことから、キャンパスの一箇所への集約を検討し、2013（平成 25）年 4 月より、秋葉原より徒歩圏の新たな駿河台キャンパスへ移転および統合を行った。これにより、学生や教職員の利便性を向上させるだけでなく、余分な数の教室を無くし、もう 1 つの課題としていた図書室の面積の拡大やカフェテリアの設置等の施設の充実を実施することが出来た。さらに 2016（平成 28）年 10 月には、学修および研究成果のアウトプットを向上するために、学内にプロトタイプリングを行うことのできるファブ工場の LabProto（ラボプロト）を開設し、学生同士が創発的に高めあう事のできる実装とコミュニケーションの場を整えた。このように、駿河台キャンパスへの移転・統合と学内環境整備によって、一連のキャンパス整備が完了した。現在、キャンパス内における学生および院生の学修と研究の促進、教員による教育研究の促進、学生同士の交流性・創造性の向上等を図るため、カフェテリアの改装や、空間のアート化等を検討している。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地および校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設および設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備および管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備と活用の促進
- ・施設、設備等の維持および管理、安全および衛生の確保
- ・バリアフリーや外国人留学生への対応等、すべての利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員および学生の情報倫理の確立、セキュリティに関する取り組み

＜ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備と活用の促進＞

本学は、駿河台キャンパス、八王子制作スタジオによって構成されている。

駿河台キャンパスには、教室17室とパソコン教室8室、会議室11室、大学院生専用の研究室1室、教員室、保健室、メディアライブラリー、ファブ工房のLabProto（ラボプロト）、学長室、事務室、カフェテリアがある。パソコンの入れ替えやソフトウェアのアップグレード等のデジタルクリエイティブ環境の整備については、産業界の潮流だけでなく、学内のハードウェア・ソフトウェア間の相性、ソフトウェア開発初期に発生するバグの有無、学生が所有しているソフトウェアのバージョンとの整合性、新しいバージョンに対応した教材開発状況等、様々な点を鑑みながら導入時期を決定している。また、館内には教員や学生のパソコン等の個人所有端末を無線LAN接続が可能なWi-Fi機器設備を配し、ネットワーク環境を快適かつ安全に保てるよう整備している。

八王子制作スタジオは、廃校となった旧三本松小学校を八王子市より賃借し、制作スタジオとして改修したものである。パソコン教室の他に、作品制作の会議など、多目的に使用できるプロジェクトルームと、プロジェクターを設置し、授業も可能なセミナールームが合わせて10室がある。長期の制作活動に対応できるよう、シャワールーム（男女各1室）、キッチンや仮眠室（男女各1室）も併設している。また、企業の協力によりモーションキャプチャスタジオが設けられており、教員や学生の希望者は利用可能である。

校地面積は合計24,383㎡であり、これは収容定員1,000人から算出した10,000㎡を超えており設置基準を満たしている（大学基礎データ）。運動場は八王子制作スタジオ内にあり、グラウンドは10,000㎡の広さがある。本学学生の利用だけでなく、地元地域住民のスポーツ活動の場として提供している。

校舎については、大学設置基準における学部の分野について本学の学部が該当する分野が無かったため、大学設置認可申請時に大学設置審議会に相談したところ、本学学部に関連のある、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、工学関係、美術関係の学部の値の合計から算出した平均値で良いとの助言を受けた経緯がある。校舎面積は、合計9,637㎡であり、大学設置基準より算出した必要面積の8,574㎡を満たしている（大学基礎データ）。

また、本学は多くの大学が立ち並ぶ、日本有数の知の集積地、御茶ノ水にキャンパスを設

けている。本学の駿河台キャンパスにほど近い秋葉原は、世界のコンテンツ産業の中心地としても注目度が高く、デジタルコンテンツを学ぶ本学にとって重要な意味を持っている。日本のコンテンツ産業の中心地として発展・進化を続けている秋葉原で教育を行い、実社会で起こっている最先端の事例、刺激を日常生活の中で目の当たりにすることが、学生の知的好奇心を喚起し、教育効果を最大化するために必須であるとの考え方に立ち、本学は、秋葉原という立地にキャンパスを構えている。また、パソコン関連のハードウェアやソフトウェア、アニメやゲームなどで世界的にも注目されている秋葉原に隣接しているため、デジタルコンテンツを学ぶうえでメリットも多く、学生の様々な意識向上の一旦を担っている。

本学の駿河台キャンパスがある御茶ノ水はＪＲ、私鉄を含め３線が乗り入れ、駅から５分以内の距離にあり、学生・教職員の通学・通勤に便利な場所に位置しており、通勤・通学への負担が少なくメリットが大きい（資料８－２）。

駿河台キャンパスには、学生の休息の場として、ラウンジなどにテーブルと椅子、ソファなどを設置している。食堂については、駿河台キャンパスにカフェテリアを設置し、学生および教職員が利用できる。保健室については、駿河台キャンパス内に１室設け、事務室に救急薬品を配置しており、学生および教職員が利用できる。駿河台キャンパスの館内には、学生の成果発表作品や卒業生が仕事で携わった作品を提示し教育の場としても活用し教育効果を高めている。

八王子制作スタジオには、長期の制作活動を支援するために、シャワーやキッチンを併設しており、学生グループやゼミなどの制作活動に活用されている。体育施設については、八王子制作スタジオに 700 m²の広さの体育館が有り、バスケットボール、バレーボール、卓球、バドミントンなどに利用できる。また、トイレ、更衣室(男女各１室)を併設している。また、体育館も運動場と同様に、地元地域住民のスポーツ活動の場として提供している。

<施設、設備等の維持および管理、安全および衛生の確保>

本学校舎はすべて賃借物件であるため、その維持および管理に関する業務は、貸主が行っている。また、清掃業務、建物機械警備、電気や空調設備業務、消防設備業務については、専門業者へ業務委託し、良好な状態を保っている。

防火対策についても、貸主の指示により、専門業者との業務委託によって防火対象物の定期点検を実施している。また、消防法第８条２項に基づき、防火管理者を配置し管理にあっている。さらに、災害時に備え、各キャンパスに緊急時の避難経路を分かりやすく掲示している。火災を未然に防ぐために、駿河台キャンパス、八王子制作スタジオでは喫煙スペースを限定し分煙を徹底している。八王子制作スタジオは、災害時に近隣住民の避難場所となっており、八王子市との協定により、災害備蓄物資を保管する主管校となっている。

また、基準７「学生支援」で述べたように、本学学内で、緊急の心肺停止が起こった際に対応できるようＡＥＤ(自動体外式除細動器)を設置している。防犯については、駿河台キャンパスにおいて入居しているビルの警備員の巡回があり、警備員不在の時間帯は機械警備

システムが運用されている。また、八王子制作スタジオにおいても機械警備システムが導入されている。さらに、防犯カメラを設置し、大学の安全確保に努めている。

さらに、駿河台キャンパスである「御茶ノ水ソラシティ」ビルは、標高 18m の高台に位置しており、近年多発しているゲリラ豪雨等による都市型水害や河川氾濫、地震時の液状化の被害を受けにくい立地であり、規模地震に対しては、免震構造により揺れが軽減されるようになっている。また、停電への対応として、共用部用に 2,000KVA の非常用発電機を設置しており、最大 72 時間、エレベータや照明等への電力供給が可能となっている。なお、駿河台キャンパスには大規模な自然災害等に備え、想定滞在者数に 3 日乗じた災害備蓄物資を保管している。

＜バリアフリーや外国人留学生への対応等、すべての利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備＞

バリアフリーについては、駿河台キャンパスはバリアフリー化の整備がされており、障がい者用のトイレの設置もされており、障がい者のための配慮がなされている。また、平成 28 年度入試では車イスを使用する受験生が合格し、移動可能な机の購入、多目的トイレへベッドの追加設置を行った。八王子制作スタジオにおいては、完全整備にまでは至っていない。

学生寮については、本学では独自に管理・運営する学生寮を有してはいないが、学生会館を持つ専門業者と提携し、学生に情報提供を行っている（資料 8－3）。また 2018 年度には学生の多様化に対応するため、同様の寮設備をもつ別の専門業者とも提携を行った。

＜学生の自主的な学習を促進するための環境整備＞

学内では無線 LAN によりインターネットアクセスが可能である。学生は一人 1 台ノートパソコンを所持していることから、学内の至るところにて調査や教員へ質問、さらにはインターネットを介したグループワークや課題提出等を行うことができる。また、映像系の課題等、パソコンの処理速度を要するものについては、自習用パソコン教室を設置し、授業で使用するパソコン教室においても、授業のない時間は平日 8:30 から 22:30 まで、土曜日は 9:00 から 18:45 まで開放し、毎週金曜日と土曜日は 22:00 から翌朝 8:00 まで利用できる。大学院生専用研究室のパソコンも学生は終日自由に利用できる。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応

・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間、専門的な知識を有する者の配置等）の整備

＜図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備＞

デジタルコンテンツマネジメントの教育及び研究にあたっては、多様な教養、知識が必要なことから、バランスの取れた選書が必要となってくるため、選書は教員や学生の要望も十分に考慮した上で、実学的な図書の充実を念頭に、メディアライブラリー運営委員会において、「メディアライブラリー資料収集方針」、「メディアライブラリー資料収集基準」に基づき、審議、決定を行っている（資料８－４）（資料８－５）。

駿河台キャンパス内のメディアライブラリー（図書館）は、デジタルコンテンツ分野に特化した専門書を収集・所蔵する観点に立ち、10,000冊まで所蔵可能な書庫を設置しており、教員及び学生が学習、研究に利用している。2018（平成30）年3月末現在の所蔵数は19,347冊である。資料の配架場所については、日本十進分類法以外にも、本学のカリキュラムに沿った区分を設け、利用しやすいよう配置している。また、CD、DVD等の視聴覚資料は、2018（平成30）年3月末現在1,127点である。また、貸出点数は、2017（平成29）年実績で、1,996点である。入館者数は、2017（平成29）年実績で、65,526人であり、年間開館日数は257日である。

メディアライブラリーの利用方法については、毎年、新入生に対して図書館の利用ガイダンスを実施し説明するとともに、学生ガイドでも利用案内を掲載している（資料８－６）。また、新着図書やおすすめ図書の紹介と開館時間の変更などを知らせるFacebookや、図書の検索や書評を閲覧できるブックログなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を積極的に利用し、利用促進を図っている（資料８－７）（資料８－８）。

さらに、2018（平成30）年度より、「メディアライブラリー指針」を改定し、資料の貸し出しに留まらず、「1 本の著者と出会う、つながる、本の著者、メディアの作り手たちと積極的につながる機会を提供する」「2 世界のことばに触れる、英語をはじめとした外国語、その文化に触れる機会を提供する」「3 一緒につくるライブラリ、学生との協働にてライブラリを運営する」の3点に重点を置いて活動している（資料８－９）。この方針に基づき、著者や専門家を招いたセミナーやワークショップ、さらには、留学生による本の紹介イベント「国際ビブリオバトル」、英語の多読プログラム、海外からの講師を招聘したイベント、その他多言語多文化のイベント、学生に予算と権限を与えてライブラリを運営させる「学生図書館長制度」、学生による本の仕入れイベント「ブックハント」、学生の表現活動を紹介する機関誌「メディアライブラリプレス」等の諸活動を行なっている（資料８－１０）。

＜国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備と学術情報へのアクセスに関する対応＞

学生に対しては毎年4月に実施している図書館ガイダンスにおいて、本学周辺の公共図

書館や他大学の図書館利用案内や、インターネットを利用した文献検索方法、さらには、他大学図書館への文献複写や貸借の依頼などについても説明を行っている。

さらに、本学の教育において美術館を有効に活用すること、学生や教職員の美術に親しむ機会をより豊かにすることを目的にした国立美術館キャンパスメンバーズに加盟し、その内容を本学の構成員に周知し、「独立行政法人 国立美術館（関東3館）」の利用促進を図っている（資料8-11）。

＜学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間、専門的な知識を有する者の配置等）の整備＞

駿河台キャンパスにおいて、独立したメディアライブラリーを設置し、スペースは301㎡である。

メディアライブラリーの開館時間については、平日（月～金）10：00～21：30、土曜日10：30～19：00、日曜日、祝祭日は休館日としている（資料8-6）。

メディアライブラリーの総閲覧座席数は、83席であり、収用定員の約8%相当が確保されている。都心駅前という立地ゆえにスペース面での制限があり、メディアライブラリーの閲覧机や自習（学習）スペースの不足という課題がある。これについては、ラウンジにソファや机椅子を配置することにより改善を図っている。ただし、本学は、一人一台ノートPCを所有し、任意の場所でインターネットによる調べものを行ったり、ICTを駆使して課題制作などを行ったりする大学であるため、現状の利用実績では閲覧席が満席になることは少ない。

メディアライブラリーの中には、視聴覚ブースが2席あり、2016（平成28）年度より、そのブースを個室型にリニューアルし設備の充実を図った。加えて、会話が可能なスペースを設置し、ゼミや学生のグループディスカッションやプレゼンテーションの場としても、利用できるようにしている。

メディアライブラリー職員は、司書資格を持つ職員1名が配置されている。職員は、図書登録業務のほか、学生や教員からのリファレンスの対応、学生スタッフの統括などを行なっている。

図書館システムについては、独自のデータベースで蔵書管理を行っているため、利用者が館内で蔵書を検索することは出来ない。そのためインターネット上のWeb本棚サービスを利用し、利用者が蔵書の一部を検索できるようにしている。また、一部図書と雑誌のバックナンバーを除いて開架に配置し、書架の配置や案内図を設置するなどして、利便性が向上するよう工夫している。さらに、図書に関して問い合わせがあった場合は常駐する職員がデータベースで検索して案内している。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・研究活動を支援する体制（RA 等）
- ・研究成果の国際発信、研究拠点形成、若手研究者育成を推進する制度や体制の構築

＜大学としての研究に対する基本的な考えの明示＞

本学における研究に対する基本的な考えについては、本学の建学の精神および学部・大学院の使命・目的に基づき、学部は本学学則第1章第3条の2に、大学院は本学大学院学則第1章第4条の2に、それぞれ教育研究目的を定め明示している。

＜研究費の適切な支給＞

全教員に対して、各担当科目数に応じて研究費（補助費）を支給している（資料8-12）。また、学内における競争的資金を確保し、本学メディアサイエンス研究所に所属する研究室により、毎年学内公募の上、配分を決定している。（資料8-13）

＜外部資金獲得のための支援＞

産学官連携センターにおいて、専門的に外部からの案件を獲得するべく活動を行っている。実際に、同センターの活動において、これまで受託事業や科学技術振興調整費等の給付を受けた実績を持っている（資料8-14）。

また、2016(平成28)年に、設置会社がデジタルハリウッド全卒業生の起業を支援するインキュベート機関「D ROCKETS」を設立し、人的ネットワークや起業資金、オフィス貸与等、学発ベンチャーのサポートを行っている（資料8-15）。

＜研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等＞

研究室の整備については、本学では実務経験を有する教員を多数配置しているため、実務が研究活動の一環であるとの考えから、校舎への出勤だけを教育研究時間であるとは捉えていない。そのため、学内に全教員に対しては独立した研究室を設けておらず、教員が実務を行う場所を学外の研究室と認めている。しかしながら、本学の専任教員として相応の役割及び責任があることに変わり無く、研究活動も活発になされていることから、駿河台キャンパスに共同の研究室として教員室を設置し、八王子制作スタジオ内には教員個別の研究スペースを設置している。専任教員には、その共同研究室に専用デスクを整備している。

教員が教育と実務に専念できるように、学生の出席管理や授業準備補助などは、TA及び

職員が行い、教員の負担軽減を図っている。また、本学の教員1人あたりの授業担当コマ数や学内任務などに配慮し、1人の教員に対して教育面での過度の負担がかからないよう、教員選考委員会や学長判断によりカリキュラム編成や担当授業等が検討されており、教員個人の研究時間の確保に留意している。

<研究活動を支援する体制（RA 等）>

教育研究支援体制として、本学では、ティーチング・アシスタント（TA）、ステューデント・アシスタント（SA）の各制度を設け、適切な運用を図っている。

主にPCを用いた演習授業において、TAを配置し授業を円滑に進めるための体制を整えている。演習授業では、教員のソフトウェアの操作に学生が習って手順等を学んでゆくことが多いが、学生個々により学習の進度やつまずきのタイミングが異なることがしばしばある。TAは、授業中に教室内を巡回し、遅れを取っている学生を発見したらつかさず声をかけ、その場で遅れを挽回できるようにフォローする。TAは演習授業10名につき概ね一名を配置しており、学生のPCモニターと、その隣に配置されている教員のPC画面が投影されるサブモニターを見比べながら教室内を巡回し、教員のPC画面どおりに作業ができていない学生をいち早く発見し、その場でサポートすることで、脱落者を無くすという重要な役割を担っている。その他にTAの業務として、主に授業準備、教員のサポートなどがある。TAの人選については、本学内外の大学院生や、設置会社の運営する専門スクールの卒業生、教員の勤務先企業の社員など、専門的な能力を有するものを確保している。そのほか、該当授業を既に優秀成績で修めている学生の希望者に対しては、補助をさせることによる一層の教育効果を見込んで、学生TAとしての業務を行わせている。TAに対しては、授業開始前にTA会を行い、その中で具体的な補助内容の確認に加え、心構えや過去に発生した問題点とその解決策の共有などを、事前に研修することによって、万全に備えている。

新入生向け科目においては、2016（平成28）年度から、新入生に対するサポート施策として、SA制度を導入し、授業の補助を行っている。SAは上級生が自らの意思によって担当し、新入生対象の必修科目（カレッジライフデザイン、デジタルコミュニケーション概論、社会力）においてグループワークでのファシリテーションや授業参加促進などの学習支援を行っている。SA制度は、新入生への先輩ロールモデルの提示として機能するほか、SA自身が上級生としての自覚を持ち、後輩を支えながら自身も学びが得られる機会として位置づけている。SA制度については、学生が大学運営に主体的に関わるという、本学の新しい文化として成熟してゆくことも期待されている（資料8-16）。

上記以外の支援として、教員の様々な教育研究活動に対する、物的支援として、本学で保有する機材はもちろん、学会や勉強会などのための会場の提供も行っている。さらに、本学は、産学官連携センターを研究関連の事務局と位置づけ、研究支援体制を整備し、同センターでは、企業との共同研究や公募案件の支援なども行っている。

＜研究成果の国際発信、研究拠点形成、若手研究者育成を推進する制度や体制の構築＞

研究成果の発信の一環として、デジタルコンテンツ分野に関する研究の取り組みや論文等を紀要「DHU JOURNAL」として発刊し、メディアサイエンス研究所のホームページでも公開をしている。2018(平成 30)年度より、編集委員会を組成して査読を行なっている（資料 8—17）。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育および研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

＜規定の整備＞

本学では、産学官連携活動を推進しており、学生及び教職員が公正かつ効率的な研究などの活動を行えるよう、「利益相反マネジメントガイドライン」を定めている（資料 8—18）。このガイドラインは、学内グループウェア、メール、教授会などで周知し、未然の防止のための適切な措置を講じている。

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日）に基づき、本学における公的研究費の適正な運営・管理のあり方を検討し、公的研究費の取扱いについての規程及びマニュアル等を制定している。

また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に基づき、「デジタルハリウッド大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」を定め運用している。さらに、関連規程等として、本学では、「デジタルハリウッド大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」および「デジタルハリウッド大学 学術研究倫理に係るガイドライン」も定め運用している。

以上で述べた内容は、本学のホームページにすべて公表して周知及びコンプライアンスの徹底を図っている（資料 8—19）。本学では、このように不正行為を事前に防止する取り組みや公的研究費の不正使用を防止する取り組みの充実を図っている。

＜コンプライアンス教育および研究倫理教育の定期的な実施＞

本学では、研究活動における不正行為を防止するために、研究者や学生に対してコンプライアンス教育および研究倫理教育を行っている（資料 8—20）。

＜研究倫理に関する学内審査機関の整備＞

研究活動における不正行為への対応等については、「デジタルハリウッド大学 研究活動

における不正行為への対応等体制図」に示した体制で、その対応等について取り組んでいる（資料 8－20）。

また、大学全体の観点から不正防止計画を推進するために「デジタルハリウッド大学不正防止計画推進部署」として、2016（平成 28）年度に倫理・不正防止専門委員会を設置し（資料 8－21）、公的研究費の不正な使用を発生させる要因の把握に努め、関係部門と連携・協力して不正防止計画を策定・実施している。

さらに、同委員会を中心に文部科学省が策定した上記ガイドライン及びそれ以降の同ガイドライン改正・改訂版に基づき、不正行為を事前に防止するための施策を実行に移すとともに、研究費が適正に執行されているかの監査並びにモニタリングを行っている（資料 8－19）。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学・学部・研究科の教育研究等環境については、自己点検委員会のもとで、機関別は 3 年度毎（2010（平成 22）年度、2013（平成 25）年度、2016（平成 28）年度）に、専門分野別は 4 年度毎（2008（平成 20）年度、2012（平成 24）年度、2016（平成 28）年度）に、それぞれ絶えず自己点検・評価を実施し、その適切性について定期的に検証を重ねてきている。

さらに、2018 年度以降は、機関別・専門分野別とも隔年で自己点検・評価を行う事が決定しており、より期間を開けずに本学の教育研究等環境を検証していく方針である。

また、経営会議またはボードミーティング（社内取締役会議）にてそれら適切性が審議されており、定期的に検証を行っている。

（2）長所・特色

本学は、複数領域の学修が、同一学科内で可能であることにより、一つの大学組織の中に様々な領域を得意とする学生や院生、教員や研究員が存在する。今回の都心校舎の一箇所集約（駿河台キャンパス）により、学生は自身が履修していない科目の担当教員へのアクセスや、異なる専門領域を得意とする学生、院生とのコミュニケーションがより容易な状況となった。例えば、学長室は、学生の出入りが最も多いラウンジに隣接しており、学長自ら、日常的に学生や教職員とコミュニケーションを取っている。その近隣には、教員室が配置され、学生からの質疑応答を受けやすい環境となっている。本学では教員の部屋は個別には分かれておらず、教員室の中においても、実務家を含めた教員同士が日常的にコミュニケーションを取りやすい環境となっている。こうした環境の中で、課外活動等で所属を超えた取

り組みが促進されている。

また、プロトタイピングのためのファブ工房である LabProto（ラボプロト）を設置したことで、学生が学修を経て生み出した発想について、机上の空論に終わらずに実装まで至れる環境を整備することが出来た。本学の学部および研究科の内容から、ものづくりに関心が高い学生が集まっていることもあり、LabProto（ラボプロト）の設置によって、学生が起業するための名刺を作成する、あるいは、優秀作品賞のトロフィーや盾を作成するなど、学内の日常生活におけるクリエイティブ性も向上している。

メディアライブラリーでは、読書の魅力を学生に伝えるために、様々なイベントやセミナーを実施している。例えば、希望する学生と神保町の本屋街へ赴きメディアライブラリーの蔵書の選書、学内の日本人学生と留学生が参加する「国際ビブリオバトル」の開催、学部生の年代に人気のあるライトノベルの作家に関するセミナーの実施などである。また、メディアライブラリー内のラーニングコモンズスペースでは、これらのイベントのほか、週に一度、学長が担当するゼミ教室としても利用され、学部生、大学院生、招聘ゲストが交流する空間となっており、利用率が向上している。そのほか、図書館ニュース&インフォメーション「MEDIA LIBRARY PRESS」を発刊する取組みや、日本十進分類法以外にも、本学のカリキュラムに沿った区分を設け、利用しやすいよう図書を配置することなどによって、メディアライブラリーにおける学生の利便性を高めている。

2016（平成 28）年度より、国立美術館キャンパスメンバーズに加盟し、本学の学生および教職員は、関東の国立美術館 3 館において、常設展を無料で入館できるようにしたことから、学生が良質な作品を自由に観覧し、自己の制作活動に活かすことが出来る環境を追加することが出来た。

2016（平成 28）年度中に、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に対応した規程や委員会を整備するとともに、それらの内容を本学のホームページにすべて公表することを通して、周知及びコンプライアンスの徹底を図った。

（３）問題点

メディアライブラリーの所蔵に関しては、2016（平成 28）年度より、旧大阪サテライトキャンパスに所蔵していた書籍 654 冊を厳選の上、充実を図った。今後も継続的に資料の収集を行い、蔵書をさらに充実させる計画である。メディアライブラリーの閲覧机や自習（学習）スペースの不足という課題については、ラウンジにソファや机椅子を配置することにより改善を図っている。

（４）全体のまとめ

①教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めている、②十分な校地・校舎及び施設・設備を整備している、③図書館、学術情報サービスが十分に機能している、④教育研究

等を支援する環境や条件が適切に整備されている、⑤研究倫理を遵守するために必要な措置をとっている。以上の点から、本学は、基準7「教育研究等環境」を充足している。

(5) 根拠資料

- 8-1 教育研究等環境の整備に関する方針
https://www.dhw.ac.jp/profile/policy/environment_policy/
- 8-2 駿河台キャンパス アクセス
<https://www.dhw.ac.jp/access/>
- 8-3 指定学生会館
<https://www.gakuseikaikan.com/dp/dhu/>
- 8-4 メディアライブラリー規則
- 8-5 メディアライブラリー資料収集方法、資料収集基準
- 8-6 学生ガイド
- 8-7 メディアライブラリー Facebook
<https://www.facebook.com/dhulibrary/>
- 8-8 メディアライブラリー Booklog
<https://booklog.jp/users/dhulibrary>
- 8-9 メディアライブラリー 指針
<https://www.dhw.ac.jp/life/facility/>
- 8-10 メディアライブラリー 実績
- 8-11 キャンパスメンバーズ 加盟校
<http://www.campusmembers.jp/members.html>
- 8-12 業務要項
- 8-13 学内競争的資金
- 8-14 外部資金導入一覧
- 8-15 インキュベーション機関 D ROCKETS
https://www.dhw.co.jp/d_rockets/
- 8-16 Student Assistant (SA) マニュアル
- 8-17 DHU JOURNAL デジタルハリウッド大学 紀要
<http://msl.dhw.ac.jp/journal/>
- 8-18 利益相反マネジメントガイドライン
- 8-19 研究倫理教育・不正防止および公的研究費の管理・監査について
<https://www.dhw.ac.jp/profile/research/inspection/>
- 8-20 研究活動における不正行為への対応等についての取り組み
<https://www.dhw.ac.jp/profile/research/inspection/>
- 8-21 倫理・不正防止専門委員会 規則

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

＜大学の理念や学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の明示＞

本学では、社会との連携・協力を行う目的で産学官連携センターを設置しており、大学の建学の精神に基づき、同センターにおけるヴィジョンを下記のように掲げ、ホームページにも公表している（資料9－1）。

産学官連携センターのヴィジョン（ホームページより抜粋）

大学の建学の精神である「知を表現し他者に伝えることができる人間が持つ特徴的な能力を、さらに進歩させうる」場所を実現し、研究者と産業界を連携し、知の創造である高度なイノベーションを加速し促進することを通じて、人類の危機に立ち向かい繁栄を確かなものとし続ける。

このヴィジョンを実現するために「事業化支援」および「研究推進」を行い、本学に設置されている研究所内の知見に留まらず、外部の知見との連携も含めて、「人類の繁栄にとって有益な知の創造を生みだし、かつ産業化できるか」を判断基準として活動している。

また、デジタルコンテンツを総合的に研究するため、本学における学術研究を担う個々の研究室を統括し、そこから得られる知見を整理・集約するためのセンターとしての機能を担うとともに、その成果を学内外に還元することで、本学の使命・目的、教育研究目的の達成に資することを目的として、メディアサイエンス研究所を設置している（資料9－2）。

なお、本学では、産学官連携活動及び研究を推進しており、学生及び教職員が公正かつ効率的な研究などの活動を行えるよう、「利益相反マネジメントガイドライン」を定めている（資料9－3）。

また、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコースのオンライン受講を学生及び研究者に推奨し、倫理規範や研究活動を行う上での必要な知識を得る機会を用意している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に

還元しているか。

評価の視点 1 : 学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2 : 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動、国際的な発信の推進

評価の視点 3 : 地域交流、国際交流事業への参加

<学外組織との適切な連携>

学外組織との適切な連携体制については、以下の「◇」で示したような教育研究を推進している。

◇企業との連携

インターンシップ、企業ゼミ等にて、企業と密接な連携を図り、教育研究を推進している。企業ゼミは、新卒採用時における人材ミスマッチを解消し、学生・企業双方にとって有益な就職・採用を実現するために、学内でインターンシップと同じような就業体験ができるシステムとして独自に運営している。(資料 9-4)

その他、学生が学びの実践の場としての具体的な制作案件の機会提供や、学生の制作費や学費の支援等も企業と連携して行っている。(資料 9-5)

◇他大学との連携

「大学コンソーシアム八王子」(資料 9-6) 及び「公益社団法人 学術・文化・産業ネットワーク多摩」(資料 9-7) に加盟しており、同団体に加盟する大学や企業と連携して、教育研究を推進している。

◇海外の大学との連携

平成 31 年 3 月現在、22 校の海外の大学と協定を結び、学生・教員・研究者・事務職員の派遣、研修、その他の交流や共同研究を推進している。(資料 9-8)

また、上海音楽学院との合作学部「デジタルメディア芸術学院」を中国教育部の認可を得て設置した。(資料 9-9)

そして、2013 年 4 月、中国の吉林动画学院との短期留学プログラム協定を締結し、吉林动画学院の学生が本学への短期留学を通じ、国際的な視野を持ち、日本語及び日本のデジタルコンテンツに関する知識を身につけ、将来は中国または世界のデジタルコンテンツ業界で活躍できる人材として育成することを目的としている (資料 9-10~12)。

さらに、海外の大学と提携して短期プログラム学生を戦略的に受け入れている。平成 25 年にシンガポール・ポリテクニクと締結した学術交流協定に基づき、毎年継続的に同校の学生向けに 2 週間のカスタム・メイドプログラムを提供している。平成 30 年度は 9 月にアニメーション制作とゲーム開発の 2 つのプログラムを 33 名の学生に提供した。(資料 9-

13)

◇高等学校との連携

第一学院高等学校を運営する株式会社ウィザスと業務提携を締結し、本学から教員やプログラムを同学校へ提供している。(資料9-14)

◇産業界・地方自治体との連携

産学官連携センターによる共同研究の仲介、ICT人材育成に関する産業界・自治体への企画提案、産学官連携に関する情報発信・交流などを実施している。(資料9-15)

＜社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動、国際的な発信の推進＞

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動、国際的な発信の推進については、以下の「◇」で示したような取り組みを行っている。

◇公開講座の開催

本学に蓄積されたデジタルコンテンツ分野の知見や情報を迅速かつ広範に社会へ提供していくための公開講座を数多く開催している。(資料9-16)

また、例年秋に、産学官連携センター主催による「近未来教育フォーラム」を実施し、一般公開している。本フォーラムでは、基調講演や複数のセッションで構成され、デジタルコミュニケーションを取り巻く近未来の教育のあり方について、広く社会へ提言を行なっている。(資料9-17)

◇人的資源の提供（講師派遣などのサービス活動）

デジタルコンテンツ分野における先端的な教育研究を行い、その成果を還元していくという本学の責務を果たすため、教育機関や企業への講師派遣を実施するなどの人的資源の提供を行っている。

第一学院高等学校のデジタルクリエイティブクラスに多数の講師を派遣し、新設クラスの基幹的な指導を担っている。(資料9-14)

◇メディアサイエンス研究所による活動

メディアサイエンス研究所におけるデジタルコンテンツ分野の研究成果を、地域の活性化に役立てる取組みを行っている(資料9-1)。メディアサイエンス研究所の活動として、例えば、学長の杉山知之研究室での研究として「ドローンレースの娯楽性を向上させる配信技法の研究」について公益財団法人中山隼雄科学技術文化財団の助成を受けている。また、メディアサイエンス研究室での教育研究活動の成果をホームページで公開するとともに、

本学の館内にポスター形式にて掲示し、来校者に分かりやすく伝えている。(資料9-18)

◇研究紀要の刊行

本学の教育研究成果を、社会に還元すべく査読制度のある研究紀要を刊行している。また、その研究紀要は、ISSN コードを取得し国立国会図書館に納めるとともに、他大学の図書館および関連機関に頒布し、さらにホームページ上でデジタルデータを公開し、誰でも閲覧できるようにしている。(資料9-19)

◇大学施設の開放

駿河台キャンパスにおいては、本学の教育研究目的と親和性の高い趣旨の活動を行う個人・団体に対して、積極的に施設を開放している。個別の貸出に限らず、継続的な支援も行っている。子供向けプログラミングキャンプ「Life is Tech」や、全国の小学校・中学校・高校・大学の教員を対象とした21世紀の学びを探求するプログラム「ティーチャーズ・イニシアティブ」、教育と探求社主催の中学生・高校生・高専生のためのチャレンジプロジェクト「POWER OF INNOVATION」等の活動を後援し、定期的に施設利用を提供している。(資料9-20～22)

八王子制作スタジオにおいては、映画・TV 番組撮影などへも施設提供を行い、また、近隣住民にも広く施設を提供している。(資料9-23)

◇千代田区との協力関係の構築

駿河台キャンパスが位置する千代田区とキャリア教育の推進による最先端の知識と技術を持った職業人の育成による地域産業活性化において協力関係を築いている。(資料9-24)

◇八王子市との協力関係の構築

八王子とは、IT の先端技術に習熟した人材育成による地域産業活性化において協力関係を築いている。(資料9-25)

◇国際交流事業への参加

上海音楽学院をはじめとする海外の大学との国際交流事業に積極的に参加している。(資料9-12)

◇社会連携・貢献活動の発信

社会連携・貢献活動の一環として、本大学院の佐藤昌宏教授によるEdTechに関する活動や杉山知之学長の超教育協会での活動などの成果を対外的に発信していることが挙げられる。

◇社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

本学でおこなっている多言語を用いた音楽制作による異文化理解の研究「Lingphony」が、平成 30 年度文化庁文化財多言語解説整備事業費に採択され、同研究より生み出されたふたつの研究成果が国の有形重要文化財である神田明神にて展示を行った。本学の強みである映像や音響と言ったデジタルコンテンツやテクノロジーを駆使すると共に、多くの留学生が在籍する特色を活かし、本研究で創出されたコンテンツには 10 カ国以上の言語が使用され、これらの翻訳には多くの留学生や教員が協力している。2019 年 3 月には、本研究成果を多くの外国人旅行者が訪れる神田明神にて展示を実施し、本研究のメッセージや文化財の存在意義そのものを広く発信する取り組みを行った（資料 9-26）

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜社会連携・社会貢献の適切性の定期的な点検・評価＞

大学全体の社会貢献・連携の適切性については、学校教育法第 109 条に定める自己点検・評価活動として、2010（平成 22）年度、2013（平成 25）年度、2016（平成 28）年度、そして今年度と、それぞれ自己点検・評価を実施し、社会や産業界等のニーズも踏まえながら、自己点検委員会において、その適切性を不断かつ定期的に検証している。

（2）長所・特色

本学における社会連携・社会貢献に関する長所・特色として、以下の点を挙げることができる。

第 1 は、産学官連携センターおよびメディアサイエンス研究所で多くの成果を社会に還元している点である。また、各研究室の研究実施にあたり成果をあげられるよう学内の研究支援体制を整備している。

第 2 に、企業との連携が多数ある点である。企業との連携は多分に行っており、学生および企業へ機会提供が来ている。

第 3 に、自治体との連携も行っている点である。本学は特区制度のもと開学した大学であることから、千代田区および八王子と締結している協定書に基づいて、四半期ごとに学内状況を定期報告している。

第 4 に、特に八王子市については、大学コンソーシアム八王子やネットワーク多摩に参画し、関連会議や行事に教職員や学生が参画することで連携を図っている。例えば、八王子観光コンベンション協会の依頼により、八王子市のプロモーション映像を学内のゼミが制作

する、八王子 CM コンテストに応募および司会を本学の学生が担当するなどがある。(資料 9—27)

第 5 に、社会への還元として、一般市民も参加できる近未来教育フォーラムや特別講義の開催や、八王子市と大学コンソーシアム加盟 25 大学等および企業や市民との協働による市民講座「八王子いちょう塾」への講師派遣、第一高等学院等、高校生への授業提供等を行っている点である。

第 6 に、本学の教員が積極的に地域連携・貢献活動を行っている点が挙げられる。例えば、本学の南雲治嘉名誉教授による小・中学校での教育の現場に携わる方々を対象にした教育現場におけるタブレット活用を啓蒙する活動、本学の藤巻英司教授のゼミによる東日本大震災支援活動や千代田区が主催するイベント等への参画及びボランティア活動、梅本克特任教授による秋葉原地域を活性化するための活動などが挙げられる。

(3) 問題点

上記のような地域や海外との連携活動について、本学のホームページ等にて、より発信数を増加し、本学の社会貢献活動の認知を国外にも広める必要がある。

(4) 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、①本学の教育研究成果を適切に社会に還元するために社会連携・社会貢献に関する方針を明示し、②その方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施するとともに、教育研究成果を適切に社会に還元し、③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

今後は長所に挙げた項目はいずれも適切かつ有効であるため、平成 31 年度以降も引き続き実施していく。特に第 1 の点に関しては、過去の研究成果物を機関リポジトリにまとめる取り組みも始まり、大学内での知見をより社会に還元できるような体制を整えていく。また 2017 年度よりラピッドプロトタイプを行うための「LabProto」を卒業生、修了生にも使用できるように施設利用についての情報を校友会を通じて周知し、学内外の情報が集まるようなくみを構築しようとしている。

一方で問題点として挙げた点については、より発信数を増加し、本学の社会貢献活動の認知を国外にも広めていく。

(5) 根拠資料

9-1 産学連携センターの指針について

<https://gs.dhw.ac.jp/profile/cooperation/>

9-2 メディアサイエンス研究所規則

9-3 デジタルハリウッド大学利益相反マネジメントガイドライン

- 9-4 デジタルハリウッド大学 ホームページ 企業ゼミ
<https://www.dhw.ac.jp/employment/company-zemi/>
- 9-5 制作費や学費等の支援例
- 9-6 大学コンソーシアム八王子 ホームページ
<https://www.gakuen-hachioji.jp/member/>
- 9-7 公益社団法人 学術・文化・産業ネットワーク多摩 ホームページ
<https://nw-tama.jp/about/members.php>
- 9-8 デジタルハリウッド大学 ホームページ 留学協定校
<https://www.dhw.ac.jp/faculty/international/school/>
- 9-9 デジタルハリウッド大学 ホームページ デジタルメディア芸術学院
(上海音楽学院との合作学部)
<https://www.dhw.ac.jp/profile/international/collaboration/>
- 9-10 吉林動画学院とデジタルハリウッド大学 短期留学プログラムに関する協定書.
- 9-11 Agreement of Cooperation Between DHU and CN
- 9-12 上海音楽学院とデジタルハリウッド大学との学校運営の提携に関する合意書
- 9-13 デジタルハリウッド大学 ニュース
シンガポール・ポリテクニク学生来校 2週間のアニメプログラムを受講
<https://www.dhw.ac.jp/news/customizesp2017/>
- 9-14 第一学院高等学校 デジタルクリエイティブクラス
<https://www.daiichigakuin.ed.jp/course/campus/digitalcreative/>
- 9-15 デジタルハリウッド大学大学院 産学官連携の取り組み 取り組み事例
<https://gs.dhw.ac.jp/profile/cooperation/index.html>
- 9-16 デジタルハリウッド大学 ホームページ 公開講座
<https://www.dhw.ac.jp/lecture/?page=2>
- 9-17 近未来教育フォーラム
<https://www.dhw.co.jp/forum/>
- 9-18 メディアサイエンス研究所 研究室一覧
<http://msl.dhw.ac.jp/lab/>
- 9-19 紀要 DHU JOURNAL 閲覧ホームページ
<http://msl.dhw.ac.jp/journal/>
- 9-20 Life is Tech!
<https://life-is-tech.com/camp/place/dhu/>
- 9-21 ティーチャーズ・イニシアティブ
<https://teachers-i.org/>
<https://teachers-i.org/2017/04/27/sym201705/>
- 9-22 POWER OF INNOVATION

- <https://powerofi.jp/#section04>
- 9-23 八王子制作スタジオ ロケーション紹介
https://locanavi.com/facility/digital_hollywood/
- 9-24 千代田区観光協会 ホームページ 会員名簿
<http://www.kanko-chiyoda.jp/tabid/86/Default.aspx>
- 9-25 八王子市関連実績
- 9-26 多言語を用いた音楽制作による異文化理解の研究「Lingphony」（リンフニー）、
文化庁文化財多言語解説整備事業費補助金に採択
[https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000001629.000000496.html](https://prt看imes.jp/main/html/rd/p/000001629.000000496.html)
- 9-27 八王子 CM コンテスト

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

＜大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示と学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知＞

本学の中・長期的な管理運営方針については、本学における建学の精神および使命・目的の実現に向けて、杉山知之学長が策定した「デジタルハリウッド大学2020構想」に集約されている（資料10（1）－1）。本学では、「デジタルハリウッド大学2020構想」に記載されている内容を基盤として、教育研究環境や人員体制、予算等の整備を行っている。そして、この構想は、教員や事務局内での周知を通じて、事業推進上の指針として有効に機能している。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

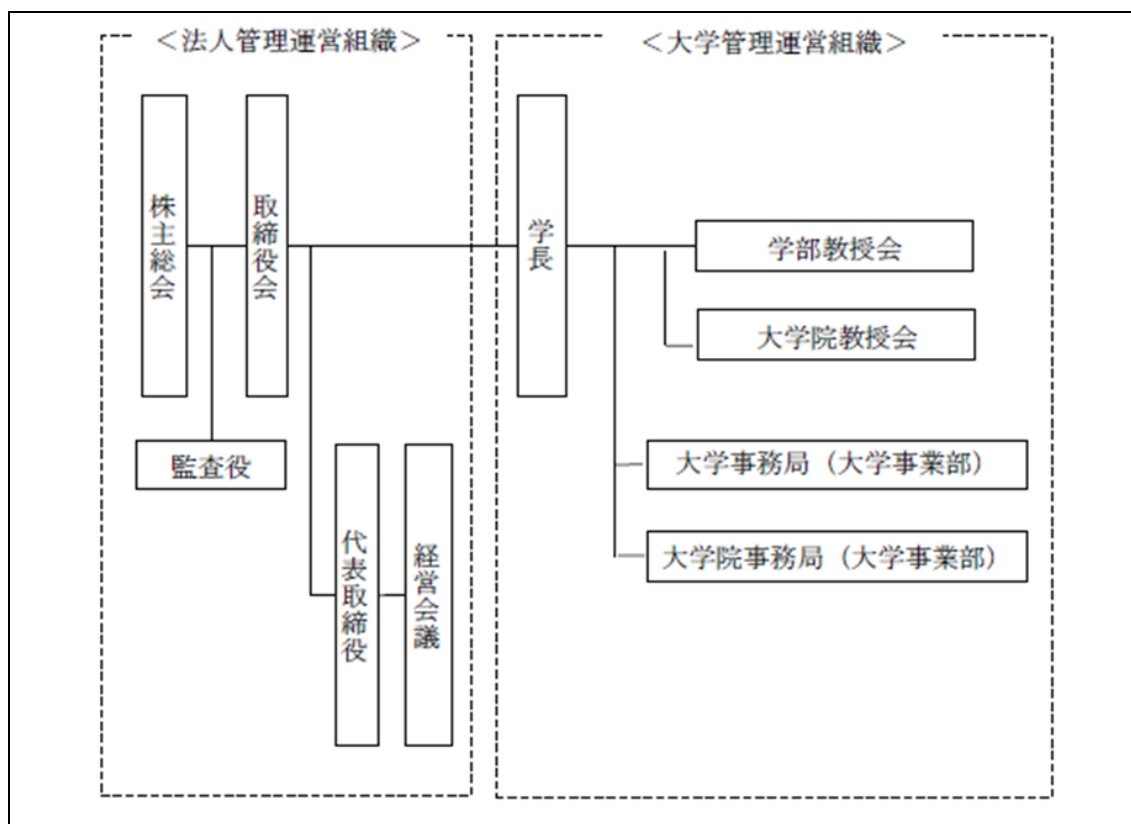
評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

＜適切な大学運営のための組織の整備＞

◇教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

株式会社立大学である本学において、大学の事業推進は設置会社内の事業という位置づけであるが、主に設置会社は学校法人における理事会の働きに相当する「法人管理運営組織」として機能し、設置会社内の大学事業部および大学教員組織の2組織が大学の実質的な運営と管理を担う「大学管理運営組織」である。これら組織の関係は、以下の図10（1）－1に示すとおりである。

図10（1）－1 法人管理運営組織と大学管理運営組織の関連図



「法人管理運営組織」の権限と責任は、設置会社における「定款」「取締役会規程」「経営会議規程」において定められており（資料10（1）－2）（資料10（1）－3）（資料10（1）－4）、「大学管理運営組織」の権限と責任は大学内の「デジタルハリウッド大学組織規則」「デジタルハリウッド大学学則」「デジタルハリウッド大学院学則」において定められており、両組織の権限と責任を明確化している（資料10（1）－5）（資料10（1）－6）（資料10（1）－7）。

また、法人側の管理運営事項は設置会社の規程である「定款」「取締役会規程」「経営会議規程」に、また大学側の管理運営事項は「デジタルハリウッド大学組織規則」「デジタルハリウッド大学学則」「デジタルハリウッド大学大学院学則」にそれぞれ規定されており、そ

れに準じた運用がなされている（資料 10（1）－2～資料 10（1）－7）。

事業推進上の意思決定プロセスについては、経営に関する意思決定は設置会社において開催される「経営会議」等で行われ、教学に関する意思決定は学部・大学院教授会での意見聴取に基づいて学長が決定するというように、それぞれが別のプロセスとして区別されている。

なお、設置会社の「経営会議」には、学長をはじめ事務局長など教授会構成員の一部も出席しており、経営及び教育研究双方の観点を斟酌したうえで意思決定がなされるよう配慮されている。

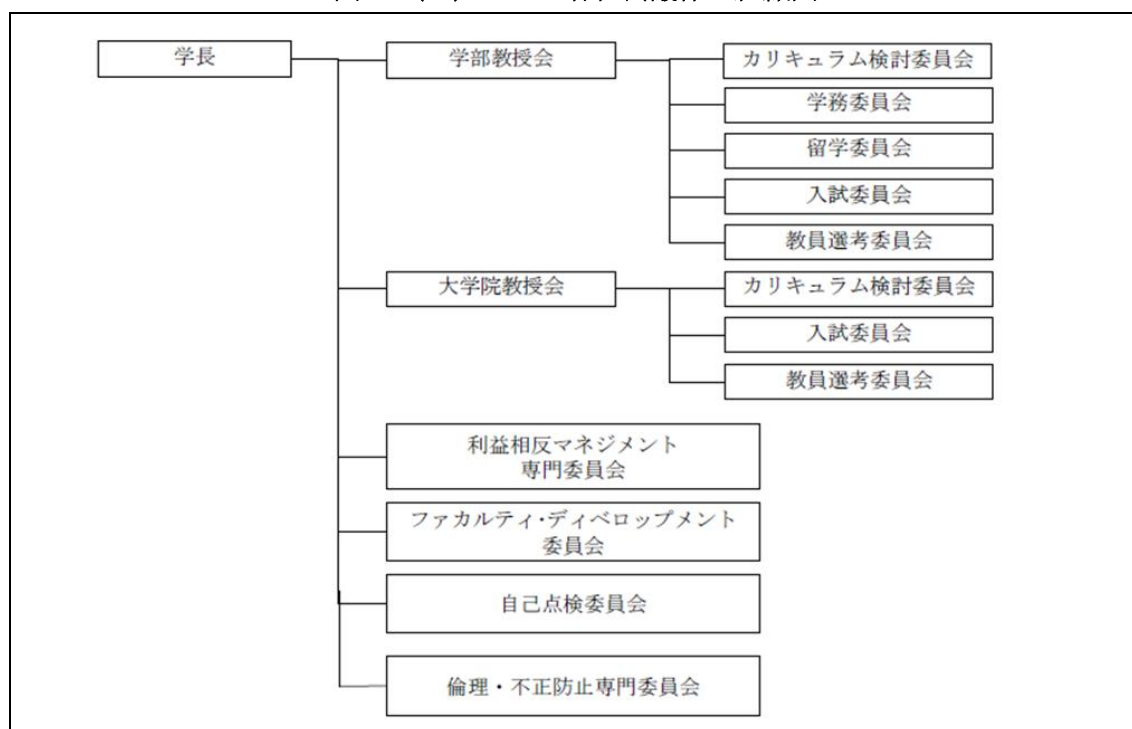
◇教授会等の役割の明確化

教授会の権限と責任については、学部・大学院教授会規則および教授会取扱事項において明確化している（資料 10（1）－8）（資料 10（1）－9）（資料 10（1）－10）。

本学の教育研究を支える運営上の組織として、「学部教授会」「大学院教授会」および各種委員会を整備している。これらの組織図は、図 10（1）－2 のとおりであり、いずれの組織も本学の使命・目的に照らして規則を定め、適切に運営されている。

大学運営を円滑に行うため、「利益相反マネジメント専門委員会」「ファカルティ・ディベロップメント委員会」「自己点検委員会」「倫理・不正防止専門委員会」を設置している。これらの委員会は、全学的な委員会として位置付けている（資料 10（1）－11～資料 10（1）－14）。

図 10（1）－2 各種会議体の組織図



◇学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

学部において、学則第 14 条に定める審議事項については、学長が同事項を決定するにあたって、「学部教授会」で審議し、その結果を学長に対して意見提示している。また、「学部教授会」の下部組織として「デジタルハリウッド大学教授会規則」第 7 条に基づき「カリキュラム検討委員会」「学務委員会」「留学委員会」「入試委員会」「教員選考委員会」が設置され、専門委員会ごとに審議事項・決議事項を定め、「学部教授会」で報告又は決議を行っている（資料 10（1）－15～資料 10（1）－20）。

大学院において、大学院学則第 46 条に定める審議事項については、学長が同事項を決定するにあたって、「大学院教授会」で審議し、その結果を学長に対して意見提示している。また、「大学院教授会」の下部組織として「デジタルハリウッド大学大学院教授会規則」第 6 条に基づき「カリキュラム検討委員会」「入試委員会」「教員選考委員会」が設置され、「大学院教授会」で報告又は決議を行っている（資料 10（1）－21～資料 10（1）－24）。

◇学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備

本学は学部が 1 学部 1 学科、専門職大学院においても単一の研究科のみで構成されており、比較的小規模の大学であるとの判断から、学長が学部長、研究科長を兼ねている。よってその責任体制は明確である。

一般に大学が遵守すべき関連法令に従い、大学内では恒常的に規則等の見直しや整備を行っている。また、関連法令などの改正がなされた場合は、それに対して速やかに対応し、必要な規則等の改正を行っている。

◇学長の選任方法と権限の明示

学長の選任については、設置会社の「取締役会規程」及び「デジタルハリウッド大学学長選任規則」において、その選任方法などが適切に定められている。（資料 10（1）－25）

<適切な危機管理対策の実施>

危機管理対策は、設置会社の管理部職員と大学事業部の職員とが協力し、防災に関する全学共通の理解を図るとともに、教育・研究活動中の安全を確保し、突然の災害にも速やかに適切な対処ができることを目的とした「緊急マニュアル」を 2018 年度中に策定した（資料 10（1）－26）。そして、その内容を教職員及び学生に周知を行った。

また、全職員を対象とした消火避難訓練及び全教職員・学生を対象とした避難訓練をそれぞれ毎年 1 回実施し、防火体制の強化と防災意識の向上を図っている。

点検・評価項目③：予算編成および予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性および透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

＜予算執行プロセスの明確性および透明性＞

本学の経営主体は、設置会社の一部署であるため、会社法に基づき決算を行っている。

設置会社における会計処理は、「会社法」「企業会計原則」「法人税法」に基づき「経理規程」を定め、財政状態並びに経営成績、キャッシュフローの状況を明らかにし、経営活動の効率的運営を図り、会計処理は適切に行われている（資料10（1）－27）。

予算編成の過程、手続きについては、毎年度末に過去の実績及び翌年度以降の中期計画に基づき収支を計算し、検討・討議を重ね、最終的に設置会社の「経営会議」及び「取締役会」にて審議の上、決議・承認される。また期中においては月次で予算と実績の乖離状況を全社的に確認し、経営の安定化に努めている。

また、千代田区、八王子市との構造改革特区の協定に基づき、四半期ごとに各自治体に対し財務状況報告を行っている（資料10（1）－28）。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立については、前述のとおり、毎年度末に過去の実績及び翌年度以降の中期計画に基づき収支を計算し、検討・討議を重ね、最終的に設置会社の「経営会議」及び「取締役会」にて審議の上、決議・承認される仕組みを確立している。

また、上半期、下半期に2回開催される全社員総会の際に、大学事業部の財務関係比率に対する自己点検・評価における指標や到達目標を示し、実際の各関係比率はそれらの到達目標等に照らして十分に達成されているかどうかを検証した結果を全社員に対して報告を行うなど、予算執行における効果測定及び分析・評価の仕組みを確立している。（資料10（1）－29）。

点検・評価項目④：法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用および昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

＜大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置＞

本学の事務組織の構成は、図 10（１）－３の「事務組織構成図」のようになっており、本学の使命・目的を達成するために、適切な事務組織を構成し、必要な職員を確保した上で、各部署に職員を適切に配置している。

以下で、大学事業部及び管理部等の構成と人員配置の適切性について述べる。

◇大学事業部の構成と人員配置の適切性

本学は株式会社立大学であり、学部及び大学院事務局は、設置会社であるデジタルハリウッド株式会社の一部署である大学事業部に属している。

大学事業部の人員配置としては、2018（平成 30）年 5 月 1 日時点で、職員 43 人を各部署に配置し、本学の使命・目的を達成するために必要な職員を確保し、適切な組織整備を図っている（資料 10（１）－30）。

学部では、日々の授業運営や学生対応など大学運営全般に関わる業務を担当する学生支援グループ、学生募集や入試関連業務、各種取材などを担当する入試広報グループに、それぞれ必要な職員を配置し、それらを統括する学部事務局長を 1 名配置している。

大学院では、大学院グループにおいて必要な職員を配置し、それを統括する大学院事務局長 1 人を配置している。

学部・大学院に共通する組織としては、職員の主に事務業務支援を主に行う学務グループに必要な職員を配置し、それに加えて、キャリアセンターおよび産学官連携センターに必要な職員を配置している。

これらの組織編制の特徴は、学生の利便性を考慮し、教務課、学生課といった分業制をとらず、学部または大学院の窓口を学生支援グループ、ならびに大学院グループにそれぞれ一本化している。

このことにより、実際の組織としては、下記構成図のとおり、複数のグループに分かれているものの、情報の共有化や円滑な情報伝達を実現している。

株主総会

取締役会

代表取締役

経営会議

代表取締役
CEO 吉村 毅

取締役
学長 杉山 知之

取締役
COO 週 健二郎

社外取締役
甲山 真紀人

社外取締役
尾花 佳代

社外監査役
眞木 茂伸

大学事業部

担当役員：週

大学入試広報グループ

学生支援グループ

学務グループ

大学院グループ

産学連携センター

キャリアセンター

海外事業部

担当役員：週

広報室

管理部

担当役員：吉村

総務人事グループ

財務経理グループ

情報システムグループ

経営企画室

学長室

担当役員：吉村

担当役員：杉山

上記における大学事業部の職員のほか、本学の設置会社においては、取締役6人をはじめ、組織全体に関する事務を扱い、管理部門を統括する部長1人のもと、庶務、施設・設備管理、労務管理、教育・研修、契約法務などをとりまとめる総務人事グループ、資金繰りや出納などの財務管理、財務諸表作成などを担う財務経理グループ、職員や学生用PC、組織全体のネットワークシステム、サーバーなどを管理する情報システムグループに、それぞれ必要な職員を配置している。

以上のことからわかるように、本学は、大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設け、また、必要な職員を各部署に適切に配置している。

◇事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

大学事業部の各グループの管理職であるマネージャーが、毎週開催される大学事業部マネージャー会議にて、業務の状況や問題点などの情報の共有を図り、事務機能の改善点や業務内容への対応策を検討している。

その具体例としては、教授会や各種委員会の決議内容に関する各種対応、大学事業全体の予算管理、業務内容の多様化に対する専門職員の採用、設置会社の方針との連携などについて討議し、方策を決定している。

また、総務や経理関係については、設置会社の本部組織である管理部との連携の下に業務を行っている。

◇職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

職員の採用及び昇格・異動等に関する諸規定の整備とその適切な運用について、以下で述べる。

大学事務局の職員はすべて大学設置会社と雇用関係にあり、その関係を規定するのが「デジタルハリウッド株式会社就業規則」及び人事関連諸規程である（資料 10（1）－32）。これらを基に人事管理を行っており、正職員に留まらず様々な雇用形態で採用している。

また、多様なニーズに対応すべく、これまでの職業経験や専門知識・技能を評価する中途採用も積極的に行っており、さらには外国籍の社員も積極採用するなど、あらゆる状況への対応力を向上すべく柔軟な採用を行っている。

さらに、本学の設置会社における企業理念に基づき、「デジタルハリウッドが大切にする価値観」としての人事ポリシーを定めたうえで、教育事業に携わる者として人材育成やコンテンツ分野に高い関心のある者を採用している。

加えて、採用時には、「デジタルハリウッドが大切にする価値観」の要件に照らして面接を実施し、採用フローに従い、教育機関に適した人材の確保に努めている。

なお、「デジタルハリウッドが大切にする価値観」は、社員証の裏面に印刷され、社員は常に携帯をしている（資料 10（1）－33）。

◇職員の昇格・異動等に関する諸規程の整備とその適切な運用

職員の昇任は、各部署の責任者が職員一人ひとりと面談を設け細かく評価を行い、期待値や実績値に基づき、年に一回総合的に判定している。

入社3年以上の正社員を対象とした異動の制度も設けており、幅広い経験やスキル開発に努めている。なお、異動の際は、設置会社経営やその他運営面などで、都度、異動（配置転換、転勤、出向）を命じ、本人に同意・確認したうえで、それに応じた処遇を行っている。

◇人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

本学では、株式会社として掲げる経営理念や中期経営計画に基づいて、各個人の目標を半

期ごとに設定する業績評価シートを用い、各部署の責任者が職員一人ひとりと面談を設け細かく評価を行い、期待値や実績値に基づき業務評価を行っている（資料 10（1）－34）。

以上のような評価を設定することによって、本学では、教育機関としてだけでなく、一企業としても職員全員が同じヴィジョンを共有し、中長期的な観点や視点で業務を遂行することが出来ており、その結果、職員の資質向上に大きく貢献している。このように、本学では、大学職員という面だけでなく、株式会社の社員として経営方針も反映した人材育成が行われており、目標設定や評価制度が用いられている。

また、職員の昇任、異動には、上記で述べたとおり、評価と資質向上が連動されており、大学運営における場で職員は主体性を持って参加しており、職員の資質向上のための取り組みがなされている。

本学は、これまで述べたように、人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善を行うことを通して、職員育成に対して、企業理念に基づいた行動指針や業務目標などを職員に徹底しており、自己成長を促す仕組みができています。また、職員の成長が会社、大学全体の成長にも繋がっている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲および資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施

＜大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施＞

各種委員会の資料作りや議事進行などについて、職員が主体的に運営を行うことによって、職員の資質向上を図っている。また、大学運営における会議資料の作成に留まらず、各種施策の基本方針案の策定などの企画、提案やファシリテーションなども行っており、大学における意思決定に主体性を持ち臨むことで、視座が高まり、職員の資質向上へと繋がっている。

各種シンポジウム・セミナー・研修会等への職員の参加を積極的に推奨することで、職員の資質向上の機会を提供し、各部署担当者が外部の研修会などへ多く参加している。また、社員の経験値向上や能力開発に向けて外部セミナーやイベント参加費用を設置会社予算に計上している。

さらに、本学は株式会社立大学であることから、設置会社の管理部が計画する研修計画に基づき、大学事業部の幹部に対しては経営合宿を、大学事業部職員に対しては、各種職員研修（メンタルヘルスケア研修や知的財産研修等）をそれぞれ組織的に実施している（資料 10（1）－35）（資料 10（1）－36）。

加えて、2016（平成 28）年度より、大学事業部の現況を客観的にみることで、来期の事業計画をより明確にするという目的のもと、大学事業部の各部署の全職員が担当業務の現況を報告し合う大学事業部全体会議を実施している。このように、本学では、職員一人ひとり

の資質・能力を伸ばす機会が整備されている。

点検・評価項目⑥:大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:監査プロセスの適切性

評価の視点3:点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価と点検・評価結果に基づく改善・向上>

大学管理運営組織の健全性の検証については、自己点検委員会にて、機関別は3年度毎に、専門分野別は4年度毎に、それぞれ自己点検・評価を実施し、その検証を行っている。(資料10(1)-37~資料10(1)-43)。なお、2018(平成30)年度から機関別と専門分野別の交互に1年度毎に実施するサイクルで自己点検評価を行っていく。

また、法人管理運営組織の健全性の検証については、設置会社内の「経営会議」や「取締役会」において、恒常的にその検証を行っている。

<監査プロセスの適切性>

設置会社における会計監査については、毎会計年度終了後に会計監査人(監査法人)による会計監査が実施されており「適正意見」を表明されている。会計監査は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記別表並びに附属明細書について実施され、設置会社の株主総会において報告される(資料10(1)-44)。

(2) 長所・特色

大学事務局内は学部生向け部署、大学院生向け部署、就職支援の部署などに分かれていたが、2013年に学部と大学院を水平横断する学務グループを設置して委員会運営を全学的に統制したことから学事が円滑となり、学部と大学院の協調体制がより盤石なものとなった。

教育研究を支える運営上の組織として、「学部教授会」「大学院教授会」および各種委員会などが、本学の使命・目的に照らして、適切に整備されており、これら組織の円滑な連携と運営に専任教員のみならず職員も構成員や陪席者として積極的に関わることにより、相互に適切な関連性を保ちながら審議・決議などが行われている点を挙げることができる。

また、小規模大学という特性を活かし、建学の精神および本学の使命・目的を体得している学長自らが「学部教授会」「大学院教授会」をはじめ、主要な委員会に参加し、リーダーシップを発揮しながらも、教職員の建設的な意見も交えた大学運営が適切に行われている点も挙げることができる。そうした学長自らが主要な委員会に参加できる現在の環境は、大学全体の経営方針や目指すべき方向性を直接的に共有することを可能とし、教育研究に関

わる学内意思決定過程においてその効果は極めて大きい。

今後は、より迅速に、より俯瞰的に事業を推進するにあたり、大学事業部内の部署間の情報共有や人的リソースの共用化を図る。また、本学の教育研究を支える運営組織に参画する職員は、当該組織において、大学事務局で集約した学生や教員の要望・意見に基づいた提案を行っており、それらは本学の意思決定において重要な要素になっているため、2018（平成30）年度以降も職員が積極的に意見などの集約を行い、学内の意思決定過程に積極的に貢献していく。

（３）問題点

大学運営において、特段の問題点は認められない。

（４）全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、①大学運営に関する大学としての方針を明示しており、②その方針に基づき適切な大学運営を行っている。さらに、③予算編成および予算執行を適切に行っており、④必要な事務組織を設け、また、その事務組織は適切に機能しているといえる。加えて、⑤SD を組織的に実施し、⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

今後は、長所として挙げた「大学運営への職員の参画」という点について、これをより一層有効的なものとすべく、大学事業部内の部署間の情報共有や人的リソースの共用化を図り、職員が積極的に意見などの集約を行い、学内の意思決定過程に積極的に貢献していく。

（５）根拠資料

- 10（１）－１ デジタルハリウッド大学 2020 構想
- 10（１）－２ デジタルハリウッド株式会社「定款」
- 10（１）－３ デジタルハリウッド株式会社「取締役会規程」
- 10（１）－４ デジタルハリウッド株式会社「経営会議規程」
- 10（１）－５ デジタルハリウッド大学「大学組織規則」
- 10（１）－６ デジタルハリウッド大学学則
- 10（１）－７ デジタルハリウッド大学院学則
- 10（１）－８ デジタルハリウッド大学教授会規則
- 10（１）－９ デジタルハリウッド大学大学院 教授会規則
- 10（１）－10 デジタルハリウッド大学教授会規程の取扱いに関する申合せ
- 10（１）－11 デジタルハリウッド大学利益相反マネジメント専門委員会規則
- 10（１）－12 デジタルハリウッド大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則
- 10（１）－13 デジタルハリウッド大学自己点検委員会規則
- 10（１）－14 デジタルハリウッド大学 倫理・不正防止専門委員会 規則

- 10 (1) -15 デジタルハリウッド大学教授会規則
- 10 (1) -16 デジタルハリウッド大学カリキュラム検討委員会規則
- 10 (1) -17 デジタルハリウッド大学学務委員会規則
- 10 (1) -18 デジタルハリウッド大学留学委員会規則
- 10 (1) -19 デジタルハリウッド大学入試委員会規則
- 10 (1) -20 デジタルハリウッド大学教員選考委員会規則
- 10 (1) -21 デジタルハリウッド大学大学院 教授会規則
- 10 (1) -22 デジタルハリウッド大学大学院カリキュラム検討委員会規則
- 10 (1) -23 デジタルハリウッド大学大学院入試委員会規則
- 10 (1) -24 デジタルハリウッド大学大学院教員選考委員会規則
- 10 (1) -25 デジタルハリウッド大学学長選任規則
- 10 (1) -26 緊急マニュアル
- 10 (1) -27 デジタルハリウッド株式会社 経理規程
- 10 (1) -28 デジタルハリウッド株式会社 第 19 期～第 24 期 自治体報告
- 10 (1) -29 全社員総会資料
- 10 (1) -30 大学事業部職員一覧
- 10 (1) -31 管理部等職員一覧
- 10 (1) -32 デジタルハリウッド株式会社「就業規則」
- 10 (1) -33 デジタルハリウッド株式会社「デジタルハリウッドが大切にする価値観」
(社員証裏面)
- 10 (1) -34 評価シート
- 10 (1) -35 経営合宿に関する資料
- 10 (1) -36 職員研修に関する資料
- 10 (1) -37 平成 22 年度 大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編
- 10 (1) -38 平成 25 年度 大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編
- 10 (1) -39 平成 22 年度 大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編
- 10 (1) -40 平成 28 年度 大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編
- 10 (1) -41 平成 20 年度 デジタルコンテンツ研究科 自己点検・評価報告書
- 10 (1) -42 平成 24 年度 デジタルコンテンツ研究科 自己点検・評価報告書
- 10 (1) -43 平成 28 年度 デジタルコンテンツ研究科 自己点検・評価報告書
- 10 (1) -44 デジタルハリウッド株式会社 第 19 期～第 24 期
独立監査法人の監査報告書

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：中長期的な財政運営方針および財政計画の策定

評価の視点2：財務に関する指標の設定

<中長期的な財政運営方針および財政計画の策定と財務に関する指標の設定>

本学では、開学当初より株式会社立ならではの「顧客主義」を大学運営に取り入れている。顧客たる学生に提供する教育の質向上こそが、現状取り得る大学運営の最重要課題と認識し、それを経営方針としている。上述した経営方針のもと、本学における中・長期的な財政計画については、中期計画において示して明確に示している（資料10（2）－1）。

本学における主たる収入が学生納付金のみであることから、その範囲の中で、教育研究目的において最も優先されるべき教育に大きく資源を配分している（資料10（2）－2～3）。

本学の財務状況については、設置会社の一部署として予算に対してバランスの取れた運営が行われており、教育研究目的を達成するために必要な経費が確保され、適切な会計処理がなされている（資料10（2）－4、5）。また、千代田区、八王子市との構造改革特区の協定に基づき、四半期ごとに各自治体に対し財務状況報告を行っている（資料10（2）－6～8）。さらに、上半期、下半期に2回開催される全社員総会の際に、大学事業部の財務関係比率に対する自己点検・評価における指標や到達目標を示し、実際の各関係比率はそれらの到達目標等に照らして十分に達成されているかどうかを検証した結果を全社員に対して報告を行うなど、予算執行における効果測定及び分析・評価の仕組みを確立している。（資料10（2）－9）。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的およびそれに基づく中期計画等を実現するために必要な財務基盤（または予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：学納金以外の収入強化および業務合理化・経費節減の取り組み

<大学の理念・目的およびそれに基づく中期計画等を実現するために必要な財務基盤と教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み>

本学における学部及び大学院の設置に際しては、当然のことながら、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の審査を受け設置認可されており、大学設置基準などの適用は受けているが、私立学校法のように、主に学校法人に関して規定された法令の適用は直接的には受けていない。会計処理に当たっても同様に、学校法人会計基準ではなく、企業会計が適用される。

従って、通常の学校法人立の私立大学が享受し得る、私学助成や税制上の優遇措置を本学は受けることができない。また、大学教育・学生支援推進事業をはじめとする国公立大学を通じた大学教育改革の支援プログラムなども募集の対象外となっており、ほぼ学生納付金をその原資として、大学運営を行っている。

学部においては、平成 17(2005)年に開学して以来、入学定員を下回ることなく、安定した経営状況を保つことが出来ている。大学院においては、過去に定員数を確保できていない年度があり、それに加え、平成 18(2006)年の学費システムの変更により、履修科目数に伴い授業料が変動するシステムとなり、学生納付金は減少した時期もあったが、その後の入学者層への教育効果を鑑み、平成 22(2010)年度より、長期履修から 2 年間での集中履修への推奨の変更に伴った学費制度の改定や、順調な定員確保の結果、現在は大学院単体でも黒字化された。

＜学納金以外の収入強化－「留保金」による担保－＞

本学は構造改革特別区域のなかで株式会社による大学運営を行っており、千代田区ならびに八王子市とはそれぞれ設置や運営の諸条件を明文化した協定書を交わしている。そのなかには有事の際に学生が他大学に転学することへの準備金として留保金額の定めがあり、開学以来のこの留保金を担保し、都度の留保額について、四半期ごとに両自治体に報告している（資料 10（2）－6～8）。

このように本学は、万一大学運営が困難となった場合のセーフティネットとして、各自治体と締結した協定に基づき、本学の学生が他の教育機関へ転籍するための費用を「留保金」として独自に学生納付金とは別に現金にて担保している。

＜学納金以外の収入強化－「科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受入状況」－＞

前述のとおり、本学は株式会社立大学であるために、税制上の優遇措置の対象外であるため損金算入を認められておらず、寄付金の獲得は困難といえる。また、各種 G P についても株式会社立大学は公募の対象外であるために応募不可能であり、本学の外部資金導入に関する制限は多い。

こうした制限の中、基準 8「教育研究等環境」で述べたとおり、研究支援体制として、産学官連携センターにおいて各研究室の科学研究費補助金を受けるための経理処理を行っており、また、平成 21(2009)年 2 月に設置した産学官連携センターにおいて、共同研究のコーディネート、I C T (Information Communication Technology) 人材育成に関する産業界・自

治体への企画提案、産学官連携に関する情報発信・情報交流などを実施し、より専門的に外部研究資金を獲得するべく活動している。また、実際に、同センターの活動において、これまで受託事業や科学技術振興調整費等の給付を受けた実績を持っている（資料 10（2）－10）。

上記のとおり、いかに現在あるリソースを最大限使い、教育研究目的を達成するかという工夫を日々行いながら、対象となる外部研究資金の獲得のための体制を整えて、積極的に研究活動を行っている。

収益事業や資産運用については、設置会社の一部署である大学事業部としては行っていないが、教育研究の充実のため、設置会社が 20 年に亘り運営している専門スクールで培った産業界とのコネクションや、デジタルコンテンツという本学の専門分野と親和性のある企業と連携した教育研究を実施している。

以上で述べたとおり、本学では、教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための仕組みも導入している。

＜業務合理化・経費節減の取り組み＞

前述のとおり、本学は株式会社立大学であるために文部科学省の助成金や税制面での優遇などを得ることはできないながらも、コスト削減と業務の効率化を図り、本学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を築いている。

そのため、限られた原資の中で、高等教育機関としての使命を果たすためには、「いかに今ある資源を効率的、有効的に活用し、教育、研究、社会貢献などといった高等教育機関としての本質、責務を果たすか。」という視点を常に持ち続けることが重要であり、そのことに開学当初から注力し続けている。

（２）長所・特色

学生募集活動は概ね適切であり、開学以来入学定員割れを起こしていない。今後はアドミッション・ポリシーに基づいた学生募集活動をより先鋭化し、本学と相性がよく卒業まで学業を全うできる学生の受け入れを増やしていくことで、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤をより一層確立していく。

（３）問題点

在学生の中途退学者数を減少する必要がある。今後は、アドミッション・ポリシーに基づいた学生募集活動に加えて、入学後の学生の中途退学の事由を引き続き十分に分析し、学生が躓くポイントに対する施策を実践していくことで、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤をより一層確立していく。

(4) 全体のまとめ

「現状説明」として記述したとおり、全体として、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定し、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているといえる。

今後は長所として挙げた「学生募集活動は概ね適切であり開学以来入学定員割れを起こしていない」という点について、これを引き続き成し遂げていくべく、アドミッション・ポリシーに基づいた学生募集活動をより先鋭化し、本学と相性がよく卒業まで学業を全うできる学生の受け入れを増やしていくことで、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤をより一層確立していく。

一方で「在学生の中途退学者数を減少する必要がある」という問題点もあり、今後は、アドミッション・ポリシーに基づいた学生募集活動に加えて、入学後の学生の中途退学の事由を引き続き十分に分析し、学生が躓くポイントに対する施策を実践していくことで、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤をより一層確立していく。

(5) 根拠資料

- 10(2)－1 財政計画
- 10(2)－2 デジタルハリウッド大学学費等納入規則
- 10(2)－3 デジタルハリウッド大学大学院 学費及びその他費用の納入に関する規則
- 10(2)－4 デジタルハリウッド株式会社 第19期～第24期 事業報告
- 10(2)－5 デジタルハリウッド株式会社 第19期～第24期 監査役・監査報告書
- 10(1)－6 協定書(千代田区)
- 10(2)－7 協定書(八王子市)
- 10(2)－8 デジタルハリウッド株式会社 第19期～第24期 自治体報告
- 10(2)－9 全社員総会資料
- 10(2)－10 外部資金導入一覧

終 章

1. 自己点検・評価の総括

序章で述べたとおり、本学は、平成 30 年度において、教育研究活動をはじめとする諸活動の自己点検・評価を全学的な観点から実施した。そして、同年度より新たに「デジタルハリウッド大学 内部質保証システム」を構築し、学長を中心とする全学的な教学マネジメントの中で自己点検・評価を明確に位置づけることにより、内部質保証の強化を図っている。さらに、平成 30 年度の自己点検・評価の実施に当たり、本章で第 1 章から第 10 章までを取りまとめた結果、本学における教育研究その他諸活動は、理念・目的に即しておおむね適切に展開されている状況にあると結論づけることができた。

2. 今後の展望

そもそも自己点検・評価とは、どのようなものであろうか。自己点検・評価とは、認証評価を受審するために行うものではなく、また、それを行うこと自体が目的である訳でもない。自己点検・評価を行うこと自身が自己目的化してはならない。自己点検・評価とは、畢竟するに、その結果を教育改善に結び付けるためのあくまで手段であるといつてよい。その点が自己点検・評価の本質である。

したがって、本学は、今後も学内外の環境変化を敏感に捉えながら、建学の精神に基づく本学の使命・目的を達成するために、不断の自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・改革の推進に努めることで、教育研究活動等の質の保証と向上を図り、本学の自己点検・評価の更なる実質化を図っていく。

そして、開学から 15 年を迎える平成 31 年度に設定する「デジタルハリウッド大学 2025 年構想」の実現に向けて、今後本学の構成員が一体となって取り組み、デジタルコンテンツ分野における大学のよき前例となるよう努めるとともに、今後より一層の本学の情報公開などを進め、本学としての価値をより一層高めていき、この分野をリードする役割を担っていきたいと考えている。

以上